

中川村地域防災計画

令和 3 年 3 月修正

中川村防災会議

共通編（風水害対策編）

目次

共通編（風水害対策編）	1
第1章 総則.....	1-1
第1節 計画作成の趣旨	1-1
第2節 防災の基本方針.....	1-3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱.....	1-4
第4節 防災面から見た中川村の概要	1-11
第2章 災害予防計画.....	2-1
第1節 災害に強い村づくり	2-1
第2節 災害発生直前対策	2-7
第3節 情報の収集・連絡体制計画.....	2-9
第4節 活動体制計画.....	2-11
第5節 広域相互応援計画	2-14
第6節 救助・救急・医療計画	2-18
第7節 消防・水防活動計画.....	2-21
第8節 要配慮者支援計画	2-26
第9節 緊急輸送計画.....	2-33
第10節 障害物の処理計画	2-35
第11節 避難の受入活動計画.....	2-36
第12節 孤立防止対策.....	2-45
第13節 食料品等の備蓄・調達計画.....	2-48
第14節 給水計画	2-50
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	2-52
第16節 危険物施設等災害予防計画.....	2-54
第17節 電気施設災害予防計画	2-55
第18節 上水道施設災害予防計画	2-57
第19節 下水道施設災害予防計画	2-58
第20節 通信・放送施設災害予防計画	2-60
第21節 鉄道施設災害予防計画	2-63
第22節 災害広報計画.....	2-64
第23節 土砂災害等の災害予防計画.....	2-66
第24節 建築物災害予防計画.....	2-70
第25節 道路及び橋梁災害予防計画.....	2-72
第26節 河川施設災害予防計画	2-74
第27節 ため池災害予防計画	2-76
第28節 農林水産物災害予防計画	2-77
第29節 二次災害の予防計画.....	2-79
第30節 防災知識普及計画	2-81
第31節 防災訓練計画.....	2-86

第32節 災害復旧・復興への備え	2-90
第33節 自主防災組織等の育成に関する計画	2-92
第34節 企業防災に関する計画	2-94
第35節 ボランティア活動の環境整備計画	2-96
第36節 災害対策基金等積立及び運用計画	2-98
第37節 災害に関する調査研究及び観測	2-99
第38節 観光地の災害予防計画	2-100
第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2-101
第3章 災害応急対策計画	3-1
第1節 災害直前活動	3-1
第2節 災害情報の収集・連絡活動	3-11
第3節 非常参集職員の活動	3-20
第4節 広域相互応援活動	3-32
第5節 ヘリコプターの運用計画	3-37
第6節 自衛隊の災害派遣	3-43
第7節 救助・救急・医療活動	3-48
第8節 消防・水防活動	3-53
第9節 要配慮者に対する応急活動	3-56
第10節 緊急輸送活動	3-59
第11節 障害物の処理活動	3-62
第12節 避難受入れ及び情報提供活動	3-65
第13節 孤立地域対策活動	3-81
第14節 食料品等の調達供給活動	3-84
第15節 飲料水の調達供給活動	3-87
第16節 生活必需品の調達供給活動	3-89
第17節 保健衛生、感染症予防活動	3-91
第18節 遺体の搜索及び対策等の活動	3-94
第19節 廃棄物の処理活動	3-96
第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	3-99
第21節 危険物施設等応急活動	3-101
第22節 電気施設応急活動	3-106
第23節 上水道施設応急活動	3-108
第24節 下水道施設等応急活動	3-109
第25節 通信・放送施設応急活動	3-111
第26節 鉄道施設応急活動	3-114
第27節 災害広報活動	3-116
第28節 土砂災害等応急活動	3-118
第29節 建築物災害応急活動	3-120
第30節 道路及び橋梁応急活動	3-122
第31節 河川施設応急活動	3-123

第 32 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動.....	3-124
第 33 節 ため池災害応急活動.....	3-127
第 34 節 農林水産物災害応急活動	3-128
第 35 節 文教活動	3-130
第 36 節 飼養動物の保護対策.....	3-134
第 37 節 ボランティアの受入れ体制.....	3-135
第 38 節 義援物資及び義援金の受入れ体制.....	3-137
第 39 節 災害救助法の適用	3-139
第 40 節 観光地の災害応急対策	3-142
第4章 災害復旧計画.....	4-1
第 1 節 復旧・復興の基本方針の決定	4-1
第 2 節 迅速な原状復旧の進め方	4-2
第 3 節 計画的な復興.....	4-4
第 4 節 資金計画.....	4-7
第 5 節 被災者等の生活再建等の支援	4-9
第 6 節 被災中小企業等の復興	4-16
第 7 節 被災した観光地の復興	4-18

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、中川村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため次の事項を定め、もって総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 村、県、防災関係機関、事業者及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 村災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他災害対策に必要な計画

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき中川村防災会議が作成する「中川村地域防災計画」の「共通編（風水害対策編）」として、大規模な災害等に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。また、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えて、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 中川村国土強靭化地域計画の方針に沿った防災計画の作成等

中川村国土強靭化地域計画は、國の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、国土強靭化の観点から当村におけるインフラ整備を中心とした様々な分野の指針としている。

このため、中川村地域防災計画は、中川村国土強靭化地域計画の基本方針を踏まえ策定するものとする。

(1) 強靭化の推進目標

ア 目指すべき将来の姿

中川村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」をもって対処し、将来にわたって住みやすい中川村の維持・発展を目指す。

イ 地域を強靭化するまでの目標

(ア) 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護を最大限に図る
- ② 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持する
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧復興を行う

(イ) 事前に備えるべき目標

- ① 人命確保のための対策整備
- ② 救助、救急、避難体制の整備
- ③ 行政・情報通信機能の確保
- ④ ライフラインの確保対策
- ⑤ 二次的災害を防ぐための対策

5 長野県地域防災計画との関係

本計画は、長野県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は長野県地域防災計画に準ずる。

第2節 防災の基本方針

- 1 防災対策を実施するに当たって、次の3段階を基本として、それぞれの段階において、村、県、防災関係機関、事業所及び住民が一体となって最善の対策をとる。特に災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復など減災対策の一層の充実を図る。
 - (1) 周到かつ十分な災害予防
 - (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
 - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- 2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の対策を図る。
 - (1) 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 住民は、「自らの命は自らが守る」を認識し、地域、職場等においてお互いに協力し合い、常日ごろから、災害時を念頭においた次の防災対策に努めるものとする。
 - (1) 災害への備えとして、住居や所有する建築物、敷地、私道、農地・林野等の安全確保
 - (2) 非常時のため、少なくとも3日分程度の食料、水、その他生活必需物品の備蓄
 - (3) 自ら居住する地域において、被災者の支援、避難拠点での活動、その他支援を必要とする人の支援
- 4 事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のため、非常食の備蓄等やその他対応策をとるなど、防災対策を進める。
- 5 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

1 村

- (1) 村防災会議及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他応急措置に関すること。
- (4) 村域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 災害広報に関すること。
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示または誘導に関すること。
- (7) 避難状況の報告に関すること。
- (8) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (9) 災害時における清掃、防疫及びその他保健衛生に関すること。
- (10) 災害時における食糧、医療品及びその他の物資の確保に関すること。
- (11) 災害時における文教対策に関すること。
- (12) 災害時における交通対策に関すること。
- (13) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
- (14) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること。

- (15) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。
- 2 消防（上伊那広域消防本部伊南南消防署、中川村消防団）
(1) 防災に関する普及活動に関すること。
(2) 消防、水防及びその他応急措置に関すること。
(3) 救急、救護及びその他応急措置に関すること。
- 3 伊南行政組合
(1) 昭和伊南総合病院
ア 医療に関すること。
イ 2次医療の受入れに関すること。
ウ 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。
(2) 衛生センター・不燃物保管倉庫・火葬場
ア し尿・廃棄物の収集処理に関すること。
イ 遺体の火葬処理に関すること。
- 4 上伊那広域連合
(1) 上伊那クリーンセンター、クリーンセンター八乙女
可燃ごみ処理、粗大ごみ及び不燃ごみに関すること。
- 5 伊那中央行政組合
(1) 伊那中央病院
ア 助産に関すること。
イ 3次医療の受入れに関すること。
- 6 長野県
(1) 県防災会議に関すること。
(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
(3) 水防その他応急復旧に関すること。
(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
(7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務または業務の実施についての救助及び調整に関すること。
(8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- 7 長野県警察本部（駒ヶ根警察署）
(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
(2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。

- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 行方不明者等の捜索に関すること。

8 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
 - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
 - エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局（長野財務事務所）
 - ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
 - イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東農政局（長野県拠点）
 - ア 災害予防対策
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関すること。
 - (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。
 - イ 応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
 - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。
 - (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。
 - (カ) 災害時における主要食糧の供給に関すること。
 - ウ 復旧対策
 - (ア) 災害発生後はできる限り速やかな査定の実施及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。
 - (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
- (4) 関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
 - イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること。
- (5) 中部経済産業局
 - 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
- (6) 関東東北産業保安監督部
 - 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。
- (7) 北陸信越運輸局
 - 災害時における鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに自動車による輸送の確保に関すること。
- (8) 東京管区気象台（長野地方気象台）

- ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (9) 中部地方整備局（天竜川上流河川事務所、天竜川ダム統合管理事務所、飯田国道事務所）
- ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
 - (エ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (エ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (10) 信越総合通信局
- ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
 - イ 非常通信に関すること。
 - ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。
 - エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること。
- (11) 長野労働局
- ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
 - イ 事業場における自主防災体制の確保に関すること。
- (12) 中部森林管理局
- ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
 - イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
 - ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
- (13) 関東信越厚生局
- ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること。
- (14) 中部地方環境事務所
- ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。
 - イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
- (15) 関東地方測量部
- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
 - イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

9 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

- (1) 災害時における人命または財産の保護のための応急救援活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

10 指定公共機関

(1) 郵便事業(株)駒ヶ根支店

災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に
関すること。

(2) 郵便局(株)（中川郵便局、田島郵便局）

災害時における窓口業務の確保に関すること。

(3) 東海旅客鉄道(株)飯田支店（伊那田島駅、伊那市駅）

ア 鉄道施設の防災に関すること。

イ 災害時における避難者の輸送に関すること。

(4) 東日本電信電話(株)長野支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店、KDDI(株)
ソフトバンク(株)

ア 電気通信設備の保全に関すること。

イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。

(5) 日本銀行（松本支店）

ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。

イ 損傷通貨の引換えに関すること。

(6) 日本赤十字社（長野県支部）

ア 医療、助産等救助、救護に関すること。

イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。

ウ 義援金の募集に関すること。

(7) 日本放送協会（長野放送局）

天気予報及び気象警報、災害情報等広報に関すること。

(8) 日本通運(株)（長野支店）

災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。

(9) 中部電力パワーグリッド(株)（伊那営業所）

ア 電力施設の保全、保安に関すること。

イ 電力の供給に関すること。

(10) 中日本高速道路(株)（名古屋支社）

中央自動車道の防災に関すること。

11 指定地方公共機関

(1) (公社)長野県トラック協会

災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関すること。

(2) 民間放送事業者（信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野
エフエム放送(株)）

気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

(3) 長野県情報ネットワーク協会

- 天気予報及び気象警報、災害情報等広報に関すること。
- (4) (一社)長野県L P ガス協会
液化石油ガスの安全に関すること。
- (5) (一社)長野県建設業協会
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
- (6) (福)長野県社会福祉協議会
ア 災害ボランティアに関すること。
イ 災害派遣福祉チームに関すること。
- (7) (一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(公社)長野県看護協会
災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
- (8) (一社)長野県薬剤師会
災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
- (9) 伊那バス(株)
災害時における避難者の輸送の協力に関すること。

12 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 上伊那農業協同組合
ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
オ 農産物の需給調整に関すること。
- (2) 上伊那森林組合
ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
- (3) 中川村商工会
ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 被災会員に対する融資、あっせんの協力に関すること。
ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。
エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
- (4) 水利組合等
ため池、水門等の防災に関すること。
- (5) (一社)上伊那医師会、(一社)上伊那歯科医師会
災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
- (6) (一社)上伊那薬剤師会
災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
- (7) 病院等医療施設の管理者
ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
イ 災害時における利用者の保護及び誘導に関すること。

- ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。

(8) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- イ 災害時における利用者の保護及び誘導に関すること。

(9) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底に関すること。
- イ 防護施設の整備に関すること。

(11) (株)エコーシティー・駒ヶ岳

気象情報、災害情報等の広報に関すること。

(12) (福)中川村社会福祉協議会等

- ア 村が行う災害時要援護者対策等の災害応急対策の協力に関すること。
- イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。
- ウ 災害ボランティアの受け入れに関すること。

(13) N P O 法人ふるさとづくりやらまいか

災害時における避難者の輸送の協力に関すること。

第4節 防災面から見た中川村の概要

第1 自然的条件

防災について諸計画策定の際の基礎的な事項として、中川村のもつ自然的、社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は次のとおりである。

1 村域

中川村は、長野県の南に位置し、東西 15 km、南北 10 km、周囲 41.4 km、面積 77.05 km²、役場地籍で海拔 602m、東経 137 度 56 分、北緯 35 度 37 分に位置している。

2 地勢

中川村は、上伊那郡の最南端に位置し、屈曲蛇行して南流する天竜川により竜東南向地区と竜西片桐地区が画然と二分されている。南向地区は、永見、折草峠を経て飯島町と駒ヶ根市に接し、東は下伊那郡大鹿村に、南は小渋川を隔てて下伊那郡松川町を境として、伊那山地（陣馬形山、大嶺山）が南北に走り平地が少なく、南端に流れる小渋川は、赤石山脈に源を発している。これに対して片桐地区は、北は飯島町に、南は下伊那郡松川町に接し、段丘に囲まれた谷盆地（小和田、田島）があり、段丘を削った沢は天竜川に注いでいるが、盆地におりるあたりに天井川（八幡沢川、矢村沢川等）が見られ、全村のほぼ 76% が山林で、山は深く耕地は天竜川沿いに広がっている。

3 地質

地質は、全域にわたって花崗岩で、表土は花崗岩が風化した砂壌ローム層で形成されている。天竜川流域は、沖積層地帯、他の地域は洪積層地帯である。

4 気候

海洋から遠く離れた内陸にある関係上、海洋より陸地の影響を強く受け、内陸的な性質を有している。また、日本海側と太平洋側との緩衝地帯ではあるが、日本海より太平洋岸に近く南に傾いているため太平洋型の性質を多分に持っている。その上、山岳地方で標高が高く複雑な地形の影響を受け、特有の現象などを混有しているので、気象も多岐にわたり、一般に谷間的な性質を持った内陸性気象に太平洋型気象を混有した性質の気候である。

5 気温

一般的な傾向として地形の関係から、天竜川からすぐ傾斜する段丘地形の関係で、早朝、付近の山から流下する山地冷気流が平地に向かって流入して低温を示し、その後、午後には気温の上昇を示す。年間の気温の変化を見ると、厳冬期の1月～2月に最低気温を示し、暖候期の8月の高温が目立つ、日較差、年較差の大きい内陸性気候である。

6 降雨

伊那谷は、地形の影響を受けて複雑降水現象を呈しているが、一般的には西部山岳地帯に多く、天竜川流域及び竜東に少なくなっている。また降水量は、太平洋型に属していて季節的に特徴がはっきりしている。すなわち、夏と冬には少なく、春の梅雨期と秋の秋雨期の年2回の雨期に多く、その量は冬期の3倍程度となっている。

7 降雪

降雪量は、竜西が多く竜東は少ない。一般的に降雪量は少ない。冬期の積雪は 30cm を超えることはまれである。

第2 社会的条件

1 人口

村の総人口は、4,846人（令和2年（2020）年4月現在）であるが、昭和33（1958）年中川村合併当時8,234人であった。

人口は、昭和36（1961）年の伊那谷集中豪雨による四徳地区の集団移住と高度経済成長期における若年層の流出等により減少を続け、昭和48（1973）年には5,400人台に減少してしまった。

昭和55（1980）年、昭和60（1985）年の国勢調査では増加に転じてきたが、最近は、少子高齢化の影響で年少人口が急速に減少し、高齢者が増加を続けている。平成27（2015）年国勢調査では総人口に占める高齢者の数を表わす高齢化率は33.4%となり国・県の水準を上回る3割超となっており、山村の小地区を中心に、災害時における高齢者の安全対策が求められる。

	昭和35年 1960年	昭和55年 1980年	平成2年 1990年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
人口	7,751	5,524	5,518	5,475	5,263	5,074	4,850
世帯数	1,601	1,339	1,345	1,483	1,531	1,562	1,584
1世帯当たり人口	4.8	4.1	4.1	3.7	3.4	3.2	3.1
65歳以上人口	741	904	1,159	1,388	1,450	1,536	1,618
高 齢 化 率	中川村	16.4	21.0	25.4	21.0	27.6	30.3
	長野県	12.1	16.1	21.4	16.1	21.4	26.5
	全国	9.1	12.0	17.3	12.0	17.3	23.0
							26.6

出典：国勢調査

2 産業

本村は農業が基幹産業となっている。

（1）農業

水田農業構造改革対策により田が果樹園等に大きく移行した。こうした現状のなかで、土地基盤の整備や農業機械設備の導入を行い、土地利用の高度化や生産の合理化、近代化を図っている。しかし、地形は傾斜地が多く、標高も470mから800mまで及び、小河川により農地が分断されるなど複雑で条件整備の遅れているところも多い。

（2）商業

近隣市町村の大型店舗の進出により消費者の流出が増大するなかで、村内の商店形態は、全般的に規模は零細である。

（3）工業

村の工業生産額は商工業振興条例等の適用を受けながら設備投資もされ伸びたが、小規模の企業は常に景気の動向に左右されやすく、安定した取引先、自社ブランドの製品、高度な技術の開発が必要である。

3 交通

（1）道路

道路交通は、竜西地区は国道153号が、竜東地区は主要地方道伊那生田飯田線が、それぞれ村内を南北に通過し、村の幹線道路となっている。国道153号は、村のおよそ中央部を南

北に通り南は下伊那郡松川町から飯田市を経て名古屋に通じ、北は駒ヶ根市から塩尻市に通じている。

また、主要地方道伊那生田飯田線は、飯島町から村内を通過し、天竜橋を経て下伊那郡松川町へと通じている。

現在、松川インターチェンジはトンネル化・二車線化などにより、安全な道路整備が進められている。

高速自動車国道については、伊那谷の大動脈である中央自動車道の松川インターチェンジに近く、中京、東京との距離を短くし、自動車時代に即している。

各地区を結ぶ村道は、国道及び伊那生田飯田線等の有機的なつながりも深まりその効果と期待が高まるなかで改良工事が行われている。

(2) 鉄道

鉄道については、JR飯田線が、村の西端を走り、村内に伊那田島駅がある。南は豊橋から東海道本線へ、北は辰野から中央本線にそれぞれ結ばれている。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の少子高齢化による人口減少や社会構造の変化により、災害に対する対応力の低下がうかがわれ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げるような事項については十分な対応を図るよう努める。

- (1) 防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策を講ずるよう努める。
- (2) 増加する要配慮者に対して、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において十分な対応が必要である。
- (3) ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (4) コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による防災訓練の実施、防災思想の徹底に努める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

5 災害の記録

年月日	災害名	気象概況	被害状況	被害場所	被害額
T 12	前沢川洪水	降雨甚大	田畠、家屋流出	前沢川とその流域	
S 36. 6. 27	36 災害	梅雨前線による豪雨 降雨量 543mm	死者18人 流出家屋 97 戸 半壊浸水 217 戸 耕地流出 405ha	全村	31 億円
S 58. 9. 28～29	台風10号災害	台風10号豪雨 降雨量 315mm	全壊5戸 半壊 4 戸 床上浸水 8 戸 床下浸水 57 戸 耕地流出 15ha	全村	34 億円

S 60. 6. 30 ～7. 1	台風6号 梅雨前線豪雨	台風6号 梅雨前線 降雨量 148mm		全村	4500万円
H 11. 6. 29 ～6. 30	平成11年 梅雨前線豪雨	24時間 146mm		全村	
H 18. 7. 17 ～7. 19	平成18年 梅雨前線豪雨	7月17～19日の3日間 の降雨量は179mm、 24時間最大では148mm	中川橋は、旧堤防護岸の 深掘れの被害。 飯沼、渡場、小和田、南 田島地区では、広く水田 などが冠水被害。	飯沼 渡場 小和田 南田島	
H30. 7. 4 ～7. 8	平成30年7月豪 雨	7月4日～8日の5日間 の降水量は212mm、 日最大は5日の83.5 mm	南陽、柳沢地区では、倒 木や土砂崩落が発生。小 和田地区では、水田が冠 水被害。	南陽 柳沢 小和田	
R1. 10. 12	令和元年東日 本台風	12日の降水量は51.5 mm、平均風速は 10.5m/s、最大瞬間 風速は31.2m/s	村内一円において倒木や 停電が発生	全村	
R2. 6. 30 ～7. 14	令和2年7月 豪雨	6月30日～7月14日の 15日間の降水量は 557mm、日最大は6日 の102mm	村内一円において道路の 法面崩落や畦畔崩落が発 生。路肩崩落により林道に 甚大な被害。天竜川に 近い県道や農地で冠水被 害。美里地区内の手取沢 川支流において土石流が 発生。	全村	

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い村づくり

第1 基本方針

本村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、災害に強いむらづくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、住民主体の取組を支援・強化することにより、村民全体での防災意識の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の災害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等災害に強い村土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による災害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等を推進する。

第3 計画の内容

1 災害に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

本村は、山岳に囲まれた急流河川、急傾斜地が多く、豪雨の際には土石流、氾濫等の被害にみまわれることが多い。

山間部の水路は急勾配な流れであり、降雨等による急激な流量の増加と沿岸の侵食、土砂の流出によりしばしば鉄砲水となり、平坦部の水路は、流域の構造物等に起因する流入増加により、水路の容量を超え、付近の住宅等の浸水の原因となっている。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 災害に強い村土の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - (ア) 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップを作成する。
 - (イ) 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

- (ウ) 台風、集中豪雨等による山地災害を防ぐため治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の防止等の機能を高めるため、間伐などの森林整備を進める。
- (エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による災害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。
- エ 住宅、学校や医療機関等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 災害に強い村づくり

(1) 現状及び課題

ライフライン等への依存度の増大により災害の及ぼす被害は多様化しており、一層災害に強い村づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害に強い村の形成

(ア) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定め、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(イ) 土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が平成27年9月に行われ、住宅地周辺の下記に該当する区域について指定された。

村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置をとるよう努める。

区域指定の基準

種 別	定 義	指定の基準
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれがある区域	<p>(土石流)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 <p>(急傾斜地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域 <p>(地すべり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)

		・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の区域内の区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域	土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

- (ウ) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。
- (エ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (オ) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (カ) 次の事項を重点として総合的な災害対策を推進することにより、災害に強い村を形成する。
- a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について土地利用を誘導しないものとする等、災害に強い土地利用の推進
 - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
 - c 河川の築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえた施策の推進による流域の保水・遊水機能の確保
 - e 洪水浸水想定区域、または雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水または雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時または雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
 - f 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものまたは大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、当該施設の所有者または管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

- g 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水または雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、ハザードマップ等により住民に周知する。
- h 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定による、安全な土地利用の誘導、災害時の避難体制の整備の促進
- i 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
- j 土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、急傾斜地防止施設等の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進。
特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- k 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び診療所等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- l 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- m 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進。
特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。
また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。
- n 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池の補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等の農地防災対策及び農地保全対策の推進
- o 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

イ 災害に対する建築物等の安全性

- (ア) 浸水等災害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
- (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

- (ウ) 住宅を始めとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (エ) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) 大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の災害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (イ) 上下水道や電気、ガス、通信サービス等のライフライン施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ 災害応急対策等への備え

- (ア) 第3章、第4章に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図り、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとる等により、信頼関係の構築・維持に努める。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結し、協力体制の構築、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

【関係機関が実施する計画】

ア 災害に強い村の形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) 大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の災害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- (イ) 上下水道や電気、ガス、通信サービス等のライフライン施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

- (エ) 伊那中央病院（災害拠点病院）は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討する。

ウ 災害応急対策等への備え

- (ア) 第3章及び第4章に掲げる災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図り、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとる等により、信頼関係の構築・維持に努める。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等、協力体制の構築に努める。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報、注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

【村が実施する計画】

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」別表「6 警報等伝達系統」により、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 災害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップ等により、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (4) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画し、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。
- (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。
また、避難勧告等の発令対象区域については、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 災害未然防止活動

- (1) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
- (ア) 所管施設の緊急点検体制の整備
 - (イ) 応急復旧のための体制の整備
 - (ウ) 防災用資機材の備蓄
 - (エ) 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - (オ) 水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - (カ) 災害に関する情報についての村との連携体制の整備
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時においては各機関ができるかぎり早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施し、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- ウ 公共施設（学校、文化センター等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究する。
- エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- オ 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用について研究する。
- カ 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- キ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- ク 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

【防災関係機関が実施する計画】

- ア 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- ウ 県、村に情報連絡員を派遣するための体制の整備に努める。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ作成等による住民への災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

（1）現状と課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難となるケースが見られた。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

- ア 村役場と孤立が予想される地域とを結ぶ双方向の防災行政無線のデジタル化等の整備を図る。
- イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- ウ 災害時を想定した非常通信訓練を行う。
- エ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制システムを構築するよう努める。
- オ 東日本電信電話株等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時等における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。
- イ 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- ウ 初動対応マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。
- エ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

【防災関係機関が実施する計画】

- ア 職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- イ 応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。

2 組織の整備

（1）現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、県及び他市町村との相互応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化に努める必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害対策基本法第16条に基づき、中川村防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 活動体制の整備に当たっては、災害対策本部を設置する前の警戒段階から、役場、防災関係機関による連絡会議や警戒本部会議等を開催し、情報の共有、連携体制が確認できるよう体制の整備を推進する。

【防災関係機関が実施する計画】

村の地域を管轄し、または村の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

（1）現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

（2）実施計画

防災中枢機能を果たす次の施設に通信・発電、食料等の確保、情報整理用機材、ラジオ、照明機器等の設備の充実と災害に対する安全性の確保等を図る。

また、次の施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

機能	施設または場所名	所在地
災害対策本部設置施設	中川村役場庁舎	大草4,045番地1
災害対策本部設置代替予定施設	中川文化センター	片桐4,757番地
救援物資集積場所	サンアリーナ	片桐4,711番地
医療施設	片桐診療所	片桐3,935番地
ヘリポート	村民グラウンド	片桐4,711番地
物資投下場所	中川中学校グラウンド	片桐4,580番地
避難施設	指定緊急避難場所一覧（資料編資料番号13） 指定避難所一覧（資料編資料番号14）	
福祉避難所（予定地）	福祉避難所（予定地）一覧（資料編資料番号15）	

応急仮設住宅建設予定地	中川東小学校グラウンド	大草 4,032 番地
	中川西小学校グラウンド	片桐 4,262 番地
応急教育予定場所	社会体育館（柔道場）	片桐 4,748 番地
	片桐区民会館	片桐 4,347 番地

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害への対応により後発災害に不足が生じる可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (ウ) 業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、他市町村からの要請に備えての相互支援体制や連携体制を整備し、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 3 県内全消防本部による、消防相互応援協定に参加する。
- 4 県外他市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連絡体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整える。
- イ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- ウ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

本村は県内全市町村による「長野県市町村災害時相互応援協定」に加盟している。この協定では、本村は上伊那ブロックに属するため、上伊那ブロック構成市町村と平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立することが重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- イ 長野県市町村災害時相互応援協定により実施する応援内容についてその内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
また、本村が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。
- ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図られるよう、平常時から連携強化に努める。

3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

本村を管轄する上伊那広域消防本部は、「長野県消防相互応援協定」に加盟し、南信地域に所属している。本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

【上伊那広域消防本部が実施する計画】

- ア 消防機関は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- イ 消防機関は、消防力の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図られるよう、平常時から連携強化を図る。

4 他市町村との応援協定

(1) 現状及び課題

現在村が締結済みの協定は次のとおりであり、今後も協定の充実を図る必要がある。

- ア 長野県市町村災害時相互応援協定
- イ 長野県消防相互応援協定
- ウ 中部伊那町村消防相互応援協定
- エ 上伊那地域の消防団による相互応援協定
- オ 三遠南信災害時相互応援協定

また、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、北海道中川町や愛知県名古屋市天白区などの友好・姉妹都市などとの間の連結を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

平常時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制の整備に努める。

5 公共機関及びその他事業者との応援協定

（1）現状及び課題

現在村が締結済みの協定は次のとおりであり、今後も協定の充実を図る必要がある。

協定の名称	相手方	締結年月日
災害時の医療救護についての協定書	(一社)上伊那医師会	平成7年4月1日
災害時の歯科医療救護についての協定書	(一社)上伊那歯科医師会	平成16年1月1日
中川村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社 中川郵便局	令和3年1月21日
災害時における応急対策措置に関する協定書	中川村建設業協会	平成19年6月29日
災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	上伊那獣友会中川支部	平成19年11月30日

（2）実施計画

【村が実施する計画】

平常時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するとともに、他公共機関及びその他事業者との応援協定の締結に努める。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

（1）現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域防災拠点の確保

（1）現状と課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これら的人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、村内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び避難地、物資輸送拠点等の活動に利用することも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 県、村、周辺市町村及び関係機関が連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域防災拠点を選定する。
- イ 選定された拠点について、関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有化を図る。
- ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。
- エ 機関相互の応援が円滑に行われるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時の医療活動については、村内医療機関と連携を図られるよう、平常時から体制を整備する。なお、災害の規模によっては、県計画の二次医療圏の地域災害拠点病院（伊那中央病院）等へ協力を依頼する。患者受け入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関とともに正確に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 (一社)上伊那医師会、村内診療所及び昭和伊南総合病院等と連携した災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受け入れ体制、被災状況等、消防機関・医療機関との情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本村における、救助救急車両の整備及び運行は、上伊那広域消防本部において行われております、今後も同組織において充足していく必要がある。

消防団及び自主防災組織を中心に行う、災害発生時の救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置を進めるとともに、それらを使った平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村役場や自主防災組織の活動拠点等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対してこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

【上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進を図る。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 実施計画

【村が実施する計画】

医療資機材、医薬品等の備蓄、調達について計画を策定する。

また、近隣市町村への供給体制についても、整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

昭和伊南総合病院、(一社)上伊那医師会、伊那中央病院（災害拠点病院）等は機関毎に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。

3 災害医療支援体制の整備

(1) 実施計画

【村が実施する計画】

上伊那地域の災害拠点病院である伊那中央病院、伊南地域の中核医療機関であり救急センターのある昭和伊南総合病院を中心とした市町村の枠を越えた地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、(一社)上伊那医師会、(一社)上伊那歯科医師会等は、伊那中央病院（災害拠点病院）を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

【上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助救急計画を次に掲げる事項に留意作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成、任務等

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連携

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が迅速・円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

エ 関係機関の協力を得て、消防計画、救助救急計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

【関係機関が実施する計画】

ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

イ (一社)上伊那医師会は他の医師会との応援体制の整備を図る。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

令和2年10月1日現在の本村の消防団の体制は、本部及び二分団制で、消防団員数175名である。大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村消防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

【村、上伊那広域消防本部が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動に万全を期する。その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

エ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の体制強化を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

オ 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防護地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

【住民が実施する計画】

ア 住民は、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取り扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

イ 自主防災組織は、消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 火災予防計画

【村、上伊那広域消防本部が実施する計画】

(1) 一般火災予防計画

火災の大部分が個人の火災予防知識の不足と防火に対する責任の観念の欠如から発生していることから、次の方法により火災予防広報を推進し、地域住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帶的防火意識の向上を図る。

ア 広報紙、新聞等に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動の実施

春季火災予防運動 3月1日～3月7日

秋季火災予防運動 11月9日～11月15日

ウ 上記イの期間中次の広報活動を行う。

- (ア) ポスター、立看板、横断幕等による広報
- (イ) 音声告知放送、同報系無線放送による広報
- (ウ) 消防車による広報
- (エ) その他時宜に適した広報

エ　防火講演会、映画会等の実施（各種団体等を対象に行う。）

(2) 火災予防査察

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、防火対象物及び一般住宅に対し立入検査を行い、火災危険の排除を促すとともに、違反は是正して火災予防の徹底を図る。

(3) 火災警報の発令及び解除

ア　火災警報の発令及び基準

火災警報は、次の場合に発令する。

- (ア) 気象の状況が火災予防上危険である旨の通報を知事から受けたとき。
- (イ) 上伊那広域消防本部で観測し、おおむね次に掲げる気象状況と認めるとき。
 - a 実効湿度が55パーセント以下で、最小湿度が20パーセント以下になる見込みのとき。
 - b 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下となり、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。
 - c 平均風速10メートル以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。

イ　火災警報解除の基準

火災警報は、次の場合に解除する。

- (ア) 知事より通知を受けたとき。
- (イ) 平常の気象状況に復したとき。

ウ　火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、次に定めるところにより、伝達及び住民に対して周知しなければならない。

(ア) 火災警報発令信号

- a 音声告知放送、同報系無線放送によるもの
- b 掲示板によるもの

(イ) 火災警報解除信号

- a 音声告知放送、同報系無線放送によるもの
- b 掲示板の撤去によるもの

(4) 特定防火対象物の警戒

消防法に定める特定防火対象物においては、不特定多数の者が常時出入りしているため、火災等の災害が発生した場合においては、大きな被害となることが予想されるので、消防計画に各種災害応急対策等を盛り込み、防火管理者を指導する。

(5) 消防機械の点検

村は、各種災害が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防機械器具の点検整備を実施する。

(6) 危険物等火災予防計画

危険物保管施設の火災は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展する場合が多く、消火困難に陥りやすい。したがって一般火災予防計画によるものほか次の計画による。

ア 危険物火災予防の実施

- (ア) 危険物施設における防火管理の実施
- (イ) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- (ウ) 消防計画及び予防規定に基づく訓練の実施
- (エ) 危険物施設の自主点検の実施

イ 火災予防査察

消防法第16条の5に基づく危険物施設の立入検査の実施並びに無許可等の危険物の貯蔵、取扱いに対する違反の是正と未然防止をはかるため、立入検査を実施する。

(7) 消防機関の警戒体制の確保

本村における消防団組織は、資料編に掲げるとおりである。

ア 警戒出動のための要員出動または伝達の方法

警戒要員への伝達は、防災行政無線及び音声告知放送により全戸放送、または電話により直接要員に伝達する。

出動要員の人員等については、分団ごと別に定めておく。

イ 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

- (ア) 山林、原野への火入れの禁止
- (イ) 煙火の打ち上げの禁止
- (ウ) 屋外における焚き火等の禁止

ウ 水利の確保

水道施設、用水路、河川等の水利について立入り調査を実施するとともに厳冬期、積雪時には凍結防止措置の実施、または除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

(8) 他市町村との応援協定

村は大規模な災害が発生し、自村だけでは対応できない災害を想定し、他市町村との応援協定を締結しておく。

(9) 消防力の強化

村は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、消防通信施設等の整備について、年次計画をたて、その強化を図るものとする。

3 水防計画

(1) 現状及び課題

本村は75.6%が森林であり、多くは急傾斜地であり、地質的にも弱いことから、集中豪雨や台風通過時の際には山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい特性を持っている。こうした状況に鑑み、大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

- ア 中川村水防計画では次の事項を取扱い、中川村水防協議会の意見を聞いて策定する。
- (ア) 水防組織（本部、組織、分担事務、非常参集、巡視等）の確立・整備
 - (イ) 警報、注意報、洪水予報並びに水防警報の伝達方法・避難場所等の避難計画
 - (ウ) 出動及び水防作業（非常配備、水防活動、立ち退き、決壊の伝達、警報解除、相互応援、河川毎の水防工法、無線等通信体系、緊急連絡先等）体制の確立・整備
 - (エ) 水防施設（水防資機材等）の整備
 - (オ) 危険箇所（重要水防区域、土砂災害（特別）警戒区域等）対策の策定
 - (カ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - (キ) その他水防上重要な事項
- イ 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の過疎化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策の一層の充実を図る。

なお、本村には外国籍住民が令和2年10月1日現在66人在住していることから、言葉の壁による要配慮者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。

第2 主な取組み

- 1 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者利用施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 外国籍住民、観光客等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等を標示し、簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 4 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。
- 5 避難行動要支援者名簿の作成

災害時または災害発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者を災害から保護するために、平常時から名簿を作成し、避難支援体制を構築する。

第3 計画の内容

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援計画

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難行動要支援者の所在、支援の要否等の把握を行い、要配慮者利用施設、地区（自主防災組織）、地域住民、ボランティア団体などと連携して避難支援計画を策定する。

(2) 避難行動要支援者名簿

村は、関係者の連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 名簿に記載する者の範囲

要配慮のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

(イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報は、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮したうえで、避難行動要支援者本人または親権者や家族の同意を得て、次の事項について文書により入手する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 住所または居所
- d 連絡先（電話番号、その他の連絡先）
- e 緊急連絡先（家族・親族など）
- f 避難支援等を必要とする理由

(ウ) 名簿の更新に関する事項

毎年4月1日を基準日として避難行動要支援者名簿の更新を行います。ただし、対象者の異動情報（施設入所等）や状態の変化（介護認定の変化等）が生じた場合には、随時修正や追加を行い、最新の情報に保つよう努めるとともに、更新があった場合には、避難支援等関係者に対して情報を提供する。

(オ) 情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された情報は、次の事項を徹底し、適正に管理します。

- a 避難行動要支援者名簿に記載された個人情報及び避難行動要支援者の支援上知り得た個人情報については、避難支援等関係者に名簿を提供する場合を除き、他に漏らさない。
- b 避難行動要支援者名簿を紛失しないよう厳重に取扱うとともに、その記載情報が避難行動要支援者の支援に關係のない者に知られないよう管理責任者を置き、適正に管理する。

(カ) 避難行動要支援者名簿の提供

村は、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供することができる。ただし、現に災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿を避難支援等関係者その他の者に提供することができる。

(3) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

村は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けまたは、知ったときで必要があると認めるときは、住民その他の関係団体等に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告を行う。このとき、避難行動要支援者が避難のための立退きの勧告または指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報等を提供することに同意した避難行動要支援者について、提供された名簿情報等を基に安否確認や避難支援活動を行う。

避難支援等関係者が行う避難支援活動については、避難支援等関係者本人やその家族等の生命及び身体の安全を前提としたものとし、村は地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、周知するよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置等の整備を始め、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、関係機関との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

【村、関係機関が実施する計画】

ア 指定避難所の整備

災害発生時において避難所となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ 避難所における要配慮者支援体制の整備

災害発時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

オ 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生児童委員、自主防災組織（地区組織）、N P O・ボランティア団体等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しながら、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者のいる世帯、重度障がい者を扶養する世帯等の災害時における保健福祉サービスの要否、在宅の要配慮者の正確な把握に努める。

キ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

ク 要配慮者の態様に配慮した避難計画の策定

要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ要配慮者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア団体と共同で策定するよう努める。

ケ 災害発生時等の避難支援計画の活用等

- (ア) 保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、支え合いマップを活用するなどして災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。
- (イ) 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
- (ウ) 避難支援計画は村の防災、福祉担当及び自主防災組織や要配慮者が常時活用できる状態にあるよう努める。

コ 支援協力体制の整備

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、N P O・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

本村においては、資料編に掲げるとおりの社会福祉施設を有する。これらの施設の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための職員等による組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策をとる必要がある。

また、医療機関が被災した場合、患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、患者の移送先、移送手段等について、事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

【村、関係機関が実施する計画】

ア 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

イ 防災設備等の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

社会福祉施設においては、村及び県の指導の下に、これらの整備等を図る。

ウ 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

社会福祉施設においては、村及び県の指導の下に、これらの確立を図る。

エ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

社会福祉施設においては、村及び県の指導の下に、これらの充実強化を図る。

オ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるとともに、地区等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、村は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された要配慮者利用施設等を一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導する。

カ 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

キ 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

- ク 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

4 外国籍住民、観光客等対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図る。

エ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 観光客等の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客等の安全対策を推進する。観光関連事業者と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

カ 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備については、本村区域内における外国籍住民の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等の整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

- ア 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人や観光客等に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。
- イ 医療機関においては、外国籍住民に対する応急救護体制の整備を図る。

5 災害危険箇所等に近接する要配慮者利用施設対策**(1) 現状及び課題**

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画**【村、要配慮者利用施設が実施する計画】**

- ア 災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について指導する。
- イ 警戒区域ごとに警戒避難に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。
- ウ 災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。
また、計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告する。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときは、緊急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害発生時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本村の道路は、南北に国道、県道と幹線道路が多い。現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は道路管理者・警察と連携して、適切な交通規制によって効率的な運用を図る必要がある。

また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

駒ヶ根警察署及び道路管理者と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

また、道路が被災した場合の応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めて迅速な交通確保を図るとともに、放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条の2に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、迅速な緊急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要がある。道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ヘリポート等を資料編に掲げる場所に設定する。

(ア) 最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接または近距離にある場合とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害発生時の協力体制を整備する。

イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

ウ 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

4 緊急通行車両等の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認を済ませておく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

発災時の緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、村で保有する車両について、事前に公安委員会に災害時における緊急通行車両の届出を行い、確認事務を済ませておく。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本計画

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、樹木、電柱等の倒壊、流倒木に加えて放置車両等の障害物により、一般的の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者または管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制を整備する。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカーカー車、クレーン車、チェンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。また、障害物の集積場所をあらかじめ定めておく必要がある。

2 実施計画

【村が実施する計画】

- (1) 建設業協会と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、切断された高圧電線等専門の処理を要する場合もあることから、中部電力パワーグリッド(株)等と事前に打合せ体制整備を図る。
- (2) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定を締結しておく。
- (2) 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

災害発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

（1）現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（2）実施計画

ア 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の基準の策定等

【村が実施する計画】

（ア）避難準備・高齢者等避難開始伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難に時間を要する者に対して、その避難行動支

援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

(イ) 避難勧告・指示及び避難準備・高齢者等避難開始の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(ウ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の基準等の策定

避難勧告・指示及び避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

なお、基準の設定に当たっては、定量的データの設定に努める。また、村長不在時における避難勧告・指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう職務代理者を定める。

エ 要配慮者の避難誘導体制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導体制の整備に努める。

オ 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

カ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

- (ア) 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法
- (イ) 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法
- (ウ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (エ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (カ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する救急救護
- (キ) 指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難収容中の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
 - e 飼育動物の取扱い方法
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	○防災行政無線、音声告知放送、広報車による周知
○住民に対する巡回指導	○避難誘導員による現地広報
○防災訓練等	○自主防災組織を通じた広報

避難勧告または指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

キ 避難行動要支援者対策

平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難

行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

ク 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

ア それぞれの施設管理者は、避難計画を村の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。

イ 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。

ウ 要配慮者利用施設の管理者は、村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

【住民が実施する計画】

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

(ア) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

　a 指定緊急避難場所への立退き避難

　b 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

　c 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(イ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(ウ) 家の中でどこが一番安全か

(エ) 救急医薬品や火気などの点検

(オ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか

(カ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか

(キ) 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出し袋はどこにおくか

(ク) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか

(ケ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

【企業等において実施する計画】

(ア) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

（1）現状及び課題

本村においては、指定緊急避難場所を指定しているが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び要配慮者に配慮し、指定緊急避難場所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、指定緊急避難場所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

ア 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所、指定避難所は資料編に掲げるとおりとする。

イ 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行う。

(ア) 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所（路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。

(イ) 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。

(ウ) 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。

(エ) 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。

ウ 村が全域的に被災する場合または被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。

オ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

【関係機関が実施する計画】

ア 管理施設について、指定緊急避難場所の指定に協力する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に徹底するとともに、近隣の施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

（1）現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- イ 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 村が全域的に被災する場合または被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- オ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- カ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ク 指定避難所またはその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L Pガスなどの常設に努める。
- ケ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。
- コ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

- サ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- シ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針（第3版）」（令和2年7月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- ス マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- セ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- ソ 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。
- タ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- チ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ツ 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

4 住宅の確保体制の整備

（1）現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県と連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 周辺市町村が被災したときのため、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する。

5 学校等における避難計画

（1）現状及び課題

災害が発生した場合、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、校長及び保育園長（以下この節において「校長等」という。）は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校等の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

ア 防災計画

- (ア) 校長等は、災害が発生した場合、または発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、村、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。
- (イ) 校長等は、防災計画を作成または変更したときは、速やかに村教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、概ね次の事項を定めておく。

- a 災害対策に係る防災組織の編成
- b 災害に関する情報の収集と児童生徒等、職員及び保護者への伝達の方法
- c 県教委、村教委、村、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 災害時における応急教育に関する事項
- p その他校長等が必要とする事項

イ 施設、設備の点検管理

学校等における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が災害によりどのような破損になりやすいかに留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等に対して防災の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消防用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

本村は、村域の76%が山地であり、子生沢川、手取沢川、大谷沢川、前沢川、保谷沢川などの河川が東西に流れ、村の中心部を南北に流れる天竜川にそれぞれ合流している。急峻な山々と、中小河川によって分断された地区、こういった地勢は、大規模災害が発生した場合、孤立地域の発生が考えられることから、過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所となり得る地区指定集合場所等の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

本村においては、同報系無線設備及び音声告知放送が整備されているが、今後、これら設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災行政無線設備、災害時の通信設備維持更新に努める。
- イ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図る。
- ウ 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。
- エ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 道路網の災害予防対策

(1) 現状及び課題

元来、孤立予想地域へ通じる道路は急峻な地形を切り開いて建設されていることから、そのすべてについて完全な災害予防対策をとることは不可能であるのが実態である。したがって、次の点を県に対し働きかけ、村道に関しては、村の東西を結ぶ線を強固にしていく必要がある。

- a 主要路線優先の対策推進
- b 複線化の推進

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 村道の災害予防対策を推進する。
- イ 住民に対しては、道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう、広報紙等で配慮を促す。

【住民が実施する計画】

住民は、平素から道路に面した工作物、立ち木等について、点検するとともに、補強等必要な措置をとり、災害時に道路封鎖を防ぐように努める。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

本村は大規模災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難または不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- イ 平常時の行政活動を通じ、要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- ウ 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

【住民が実施する計画】

各地域の住民及び自主防災組織においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

本村では、資料編に掲げるとおり、各地区で自主防災組織が結成されている。大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

【住民、事業所が実施する計画】

- ア 災害の発生時には、地域住民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの村は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づいて自主防災組織を結成する。
- イ 事業所は地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが必要である。
- ウ 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

【村が実施する計画】

- ア 自主防災組織の結成を推進する。
- イ 地域の自主防災組織相互間の応急体制を確立すること等のための災害発生時の活動要領の作成を指導する。
- ウ 活動用資機材の整備充実を行う。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに1箇所以上の避難所となり得る施設を整備するにあたっては、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

孤立予想地区の集会所等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態に対しては、救援が届くまでの生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

孤立化が予想される地区単位での食料品等の備蓄に配慮する。

【住民、事業所が実施する計画】

- ア 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。
- イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

本村の食料の備蓄については、十分とはいえないため、今後備蓄の強化を図るとともに、関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。
必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下に定める。
なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。
- イ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
- ウ 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- エ 県と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるよう食料品等の調達体制の整備に努める。
- オ 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての周知啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。

【住民、事業所が実施する計画】

- ア 住民においては、「自らの命は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要のもの）を非常持出しができる状態で備蓄することを原則とする。
また、高齢者用、乳児用の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。
- イ 企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画**(1) 現状及び課題**

備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、避災住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画**【村が実施する計画】**

- ア 備蓄食料及び協定調達食料を避災住民に供給するための体制を整備する。
- イ 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ、釜、ヤカン）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。
- ウ 学校給食センターの活用について検討する。

第14節 給水計画

第1 基本方針

- 1 飲料水の確保は、次のとおりとする。
 - (1) 配水池に緊急遮断弁をつけ取水する。
 - (2) 配水施設及び送水施設が被災したときは、給水停止措置をとり、深井戸、河川、プール等の水をろ過、滅菌した後に給水する。
 - (3) 被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動による。
- 2 深井戸等確保した水源の水が飲料に適するか確認し、水質保全を図る。
- 3 被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。
- 4 復旧までの間、応急給水で対応する。災害時の給水活動は道路灾害や交通渋滞などにより、困難が予想されるが、できる限り応急給水に対処する。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び浄水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、安全性の確保または飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進、自家用井戸の点検により、飲料水の供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

今後、配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- イ 住民が実施する事項への支援を行う。
- ウ 県が実施する事項に協力する。
- エ 予備水源、予備電源及び備蓄飲料水の確保を行う。
- オ プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

【住民が実施する計画】

- ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- エ 自家用井戸等について、水質検査を行う等その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

（1）現状及び課題

現在、本村には給水タンク、浄水器が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想されるので、今後更に、基地タンクと移動用の給水タンクを整備する。

（2）実施計画

- ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、携帯用ポリ袋の確保を行う。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- (3) 炊事用具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ、災害用トイレ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン等）
- (6) 日用品（石鹼、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

イ 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

ウ 災害時の避難所等におけるトイレの確保は心身への影響を軽減する上で重要なことから、災害用仮設トイレ等の備蓄に努めるとともに、配置計画についても検討する。

【住民が実施する計画】

住民は、災害に備えて、第1「1 災害時の主な生活必需品」に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。

【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

（1）現状及び課題

災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。

イ 輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するように努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

災害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

危険物等の施設においては、災害発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

2 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置または変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入り検査については、次に掲げる事項を重点に隨時実施する。

（ア）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（イ）危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(2) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取り扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察署に対してその旨連絡し、連携を図る。

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であり、圏域内には中部電力(株)の南向発電所、県企業局の四徳発電所も設置されていることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は、電力会社と連携を図るものとする。

【中部電力グループが実施する計画】

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

【県企業局が実施する計画】

ア 電気工作物の点検整備等

発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化または老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障がないよう維持管理する。

イ 非常通信連絡体制の整備

災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。

ウ 防災訓練の充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。

エ 二次災害の防止

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置をとるとともに、特に導水路等の破損または決壊、土砂災害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

（1）現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する必要がある。

（2）実施計画

【中部電力グループが実施する計画】

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

【県企業局が実施する計画】

県地域防災計画及び長野県電気事業災害対策要綱に基づき、災害その他非常時における参集基準の明確化、配備指令の伝達手段及び参集手段の確保等について、職員の非常参集体制の充実を図る。

3 関係機関との連携

（1）現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

（2）実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。

イ 県企業局は電力供給先である電力会社との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。

ウ 県及び地域振興局、村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

水道事業者としての村は、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

【村が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (3) 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- (4) 復旧資材の備蓄を行う。
- (5) 水道管路図等の整備を行う。

第19節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

災害の発生に伴い、下水道施設・設備が使用不能や浄化機能の低下に陥った場合、住民生活への影響は大きく、トイレ問題等、精神的・肉体的ストレスの要因になることは、近年の大規模災害においても示されている。

災害により施設に重大な被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用・復旧用の資機材の計画的な備蓄を図る。
- 5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を検討する。

第3 計画の内容

1 下水道施設等の災害に対する安全性の確保

本村における公共下水道及び農業集落排水施設の現状は、次のとおりである。

名 称		処理人口	汚水量
公共下水道	大草浄化センター	1,200 人	406 m ³ /日
	片桐浄化センター	2,300 人	768 m ³ /日
農業集落排水施設	片桐北部クリーンセンター	660 人	179 m ³ /日
	葛島クリーンセンター	850 人	230 m ³ /日
	堤ヶ原クリーンセンター	80 人	22 m ³ /日
	三共クリーンセンター	200 人	54 m ³ /日

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

- イ 業務継続計画や対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、一刻も早い機能回復を図るため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう関係機関相互の連携を強化し予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 緊急時における通信・放送手段の確保、整備を図る。
- 2 通信・放送施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者、放送事業者は通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

ア 通常の状態における災害情報、警報等の通信連絡は、次のとおりである。

(ア) 村防災行政無線

(イ) 携帯無線（地域集会施設・消防団）

(ウ) 電話（携帯電話を含む。）

(エ) 音声告知放送

(オ) 緊急情報等配信サービス（メール）

イ 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、庁内及び村出先機関はもとより、村以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

イ 災害時優先電話の利用

災害時優先電話とは、電話網が異常に輻輳した場合においても東日本電信電話(株)が行う通信規制をされない電話である。登録済みの電話についても逐次見直すとともに、災害対策従事職員等に周知する。

ウ 非常通信の利用

非常災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合またはこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

エ 衛星携帯電話の利用

携帯電話は広く普及しているが、電波を利用することから災害時には有効な通信手段となるが、輻輳防止のため通信が規制される欠点がある。一方、衛星携帯電話は、災害当初からその心配がなく有効な通信手段となることから増設について検討する。

2 防災行政無線通信施設等の災害予防

(1) 現状及び課題

ア 県防災行政無線

県防災行政無線の整備により、村、県及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集・伝達が行われている。また、県庁、合同庁舎及び村等の間に衛星系通信回線が整備され、通信回線の2ルート化が図られている。

イ 村防災行政無線

本村においては、同報系と地域系が整備されている。

今後、これら無線設備の災害に備えた災害予防対策を図る。

ウ 携帯無線

本村においては、携帯無線が整備されている。

今後、これら無線設備の災害に備えた災害予防対策を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

設備の災害への安全性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。その際、デジタル化、不感地帯の解消、雨音対策、予備電源の充実等への措置、配置計画の検討等を行う。

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等へ対して迅速な情報提供が必要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は電気通信事業者との連携を強化する。

【電気通信事業者が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

ア 被災状況の早期把握を図る。

県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

イ 通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

(イ) 主要な交換機を分散設置する。

- (ウ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - (エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ウ 災害対策機器の配備通信を確保し、または災害を迅速に復旧するために必要な非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。

4 放送事業者との連携

(1) 現状及び課題

(株)エコーティー・駒ヶ岳はテレビ放送を通じ村の災害情報を伝達する重要な事業者であることから連携強化に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(株)エコーティー・駒ヶ岳が災害非常対策規程に基づき行う放送施設の災害予防計画に協力する。

5 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

通信事業者等との調整がついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第21節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

2 実施計画

【村が実施する計画】

村は、鉄道会社と連携を図るものとする。

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

(1) 施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施する。

(2) 職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第22節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。又、放送事業者、通信事業者等は被害に関する情報、被災者の安否情報等について情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 被災者及び住民に対する情報の提供は、災害対策本部から防災行政無線及び音声告知放送により行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。
- イ 住民からの問い合わせ等は、専用の窓口や専用電話、FAX、パソコン（インターネット）を設置し、本部職員が専属で対応できる体制の整備を図る。
- ウ CATV等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- エ ラアラート（災害情報共有システム）、ホームページ、防災メール、ソーシャルメディア等の利用やアマチュア無線クラブとの連携により、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- オ 被災者及び住民等に対し各種の情報提供を行うため、県及び報道関係機関と体制の整備確認を行うとともに、安否情報の確認手段について住民への普及啓発に努める。
- カ 外国語による情報提供体制を整備する。
- キ 想定される広報用の文案を用意する。
- ク 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービス等の仕組みや利用方法等の周知に努める。

【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、村と体制の整備・確認を行う。

【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を対策本部事務局に置き、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本村には、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、災害に起因する土砂崩落等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策をとる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が亡いた事例もあり、これらの施設が災害危険箇所に近接する場合については、特に万全の対策が必要とされる。また、近年土砂災害の恐れのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見られる。このような、土砂災害を防止するため、土砂災害の恐れがある区域内の宅地開発を抑制し、また、土砂災害の恐れがある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本村の土砂災害防止法に基づく地すべり地域に指定されている区域は、令和2年6月25日現在、警戒区域が6箇所であり、特別警戒区域の指定はない。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策**(1) 現状及び課題**

本村における山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区 11 箇所、崩壊土砂流出危険地区 10 箇所である。

(2) 実施計画**【村が実施する計画】**

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意した、県による見直し調査が毎年実施されている。今後も、調査点検に際し、関係住民の理解と協力を得ながら、県に協力し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていく。

3 土石流対策**(1) 現状及び課題**

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本村周辺は、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多い。本村における土石流発生危険渓流は資料編（資料番号 20）に掲げるところである。

(2) 実施計画**【村が実施する計画】**

- ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流を住民等に周知する。
- ウ 土砂災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

（1）現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、県に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定を働きかけ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努める。

本村における急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編（資料番号20）に掲げるとおりである。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。
- ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

（1）現状及び課題

地形が急峻な本村では、土砂災害警戒区域等に多くの要配慮者利用施設が立地している。これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

- （ア）村は、ハザードマップの配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。
- （イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定める。

6 土砂災害警戒区域対策

（1）現状と課題

本村の土砂災害警戒区域は、平成27年9月に指定された。指定された区域内には住宅も含まれることから、開発行為等に対する規制や住民への情報提供の仕方等、適切に対応していく必要がある。

本村の令和2年6月25日現在の土砂災害警戒区域等の指定状況は次のとおり。

土石流	警戒区域	71箇所
	特別警戒区域	61箇所
地すべり	警戒区域	6箇所
	特別警戒区域	なし
急傾斜地の崩壊	警戒区域	237箇所
	特別警戒区域	204箇所

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

イ 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

(ア) 建築基準法による建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(イ) 助告による移転者または移転を希望する者への建物除却費、建物助成費について定める。

ウ 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

(ア) 警戒区域ごとに以下の事項について定める。

a 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

c 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

d 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

f 救助に関する事項

g その他警戒避難に関する事項

(イ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

第24節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物の防災対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- ウ 道路占有物について、落下、転倒防止の指導をする。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及、啓発に努める。
- オ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

【建築物所有者等が実施する計画】

- ア 建築物の所有者等においては、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。
- イ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保をとる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、周知を図る。
- イ がけ地近接等危険性の高い住宅については、移転事業の推進を図る。

ウ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

【建築物所有者等が実施する計画】

建築物の所有者等においては、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとる。

3 文化財の災害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法または中川村文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。

【所有者が実施する計画】

所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自主防災体制の確立を図る。

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

災害の発生により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要があることから、構造物・施設等の災害に対する安全性を確保する。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害に対する整備

(1) 現状及び課題

災害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

災害が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

村、各道路管理者、関係機関は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

ア 関係機関との協力体制を整備する。

イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれ防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、村の協定等に協力する。

3 危険防止のための事前規制

（1）現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

（2）実施計画

【道路管理者が実施する計画】

ア 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。

イ 道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

ウ 事前の道路規制情報等について、村、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第26節 河川施設災害予防計画

第1 基本方針

出水時の破堤を始めとする河川管理施設の災害は、多くの人命や財産を失うなど多大な社会的影响を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全度を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存の河川施設に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

過去の災害と堤防の状況等を勘案し、県等により特に注意を必要とする地域として重要水防区域が設定されている。この区域の周知や水位情報の提供などにより水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

災害に強い村土づくりを目指し、国、県の協力を得ながら未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

【住民が実施する計画】

水利組合等は、水門や農業用水の適正管理の体制整備を行う。

2 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。村は浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の防災体制の確立を図る必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

- ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- イ 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等が実施する計画】

- ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- イ 浸水想定区域内にある地下施設の所有者または管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

第27節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

村内の水利組合等が管理するため池は、村内に30箇所、隣接する飯島町に2箇所がある。豪雨・地震等によりため池が決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがあるため、県や水利組合等の管理者と連携して、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して対策に取り組む。

(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策

ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。

第3 実施計画

(1) 現状及び課題

危険度の高いため池は、災害時下流域に甚大な被害を及ぼすおそれがあるため、適切な維持管理や補強対策をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を管理し、施設の譲許について適時確認し、変更が生じた場合は、県に報告する。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査を行っていくよう努める。

イ 村とため池管理者との緊急連絡網を作成する。

ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

エ ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

オ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。

【関係機関が実施する計画】

ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに村に緊急連絡ができるようにするものとする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに村に結果を報告するものとする。

第28節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜、花き等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、きのこ栽培施設、畜舎等生産施設の損壊や農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物被害の他、山崩れによる立木、土砂の流出なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保、間伐等の森林整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 上伊那農業農村支援センターの指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき適切な森林整備を進める。

第3 実施計画

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による農作物被害の軽減を図るために、上伊那農業農村支援センター等の指導により、農作物等災害対策指針を策定し、予防技術対策の周知徹底を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。なお、周知すべき作目別の主な予防技術対策は次のとおりである。

(ア) 水稻

- a 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏対策予防を図る。
- b 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(イ) 果樹

- a 防風林または防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- b 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- c 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(ウ) 野菜及び花き

- a 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。
- b ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。
- c 風速 30m/秒以上の強風が予測される場合には、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- d 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(エ) 水産物

増水、濁水による養殖魚の^死等が予測される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

イ 凍霜害対策

農産物を凍霜害から未然に防止するため、常に長野地方気象台等関係機関からの霜予想や(株)エコーニティー・駒ヶ岳のCATV気象情報に留意し、降霜の有無・程度・最低気温の予想及び技術指導等を防災行政無線・音声告知放送を通じて関係農家に周知徹底を図る。

【関係機関が実施する計画】

村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

【住民が実施する計画】

農業者は、県、村、農業団体等からの情報に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

災害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導または助言する。

【森林所有者が実施する計画】

(ア) 普段から所有山林の様子を確認し、森林整備に心がける。

(イ) 市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第29節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

災害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが地形上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

【村、関係機関が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【危険物取扱事業所が実施する計画】

ア 事業所等の管理責任者等の研修会等への積極的参加

イ 応急対策用資機材の整備

ウ 行政機関、警察署及び消防署等との連絡体制、緊急時の応援体制の整備

エ 近隣住民に危険施設へ近寄らないよう周知

3 倒木の流出対策

（1）現状及び課題

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

ア 情報収集体制の整備

イ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

（1）現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

第30節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及啓発活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等のより実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、CATV等のマスメディア、村ホームページ、出前講座等の住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
 - (ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- (ウ) 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容及び警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- (エ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- (オ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- (カ) 地域、職場、家庭等コミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (キ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- (ク) 正確な情報入手の方法
- (ケ) 要配慮者に対する配慮
- (コ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (サ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (シ) 平常時から住民が実施しうる、家具の固定や出火防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (ス) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (セ) 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (ソ) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
- (タ) 避難生活に関する知識
- (チ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- (ツ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

イ 防災マップ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成・配布し、徹底した情報提供を行う。

- (ア) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。
 - ・避難の確保を図るため必要な事項
 - ・要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- (イ) 土砂災害警戒区域について次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等で情報提供も行う。
 - ・土砂災害に関する情報の伝達方法
 - ・指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - ・その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
- (ウ) 山地災害危険区域等の山地災害に関する情報提供も行う。

ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

エ 自主防災組織における、防災マップの作成に対する協力について指導推進する。

オ 上記の防災マップの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

- カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ケ 防災士（自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人）の取得を促進する。
- コ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。
- また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- サ 住民に対し、災害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底とともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- シ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

【自主防災組織等が実施する計画】

各地区の特性に応じた、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災マップづくり」を通じて、防災知識の取得や防災情報の共有などにより、地域防災力の向上を図る。

【住民が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

- ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- イ 災害の状況に応じた避難行動の確認
- (ア) 指定緊急避難場所への立退き避難
- (イ) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- (ウ) 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
- ウ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- エ 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- オ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- カ 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- キ 備蓄食料の試食及び更新
- ク 周辺の危険箇所を確認し、負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施

- ヶ 地域の防災マップの作成
- ｺ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

【事業所が実施する計画】

企業等においては、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

（1）現状及び課題

危険物を使用する施設、診療所及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校等における防災教育の推進

（1）現状及び課題

保育園、小学校、中学校、（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

ア 学校等においては、大規模災害においても対処できるように村その他関係機関と連携したより良い実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- (ア) 防災知識一般
 - (イ) 避難の際の留意事項
 - (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - (エ) 具体的な危険箇所
 - (オ) 要配慮者に対する配慮
- ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項の防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に対する一般的知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第31節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努め、関係機関及び住民、企業等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

防災関係機関及び住民が参加して、災害予防及び応急対策について総合的な防災訓練を毎年9月1日「防災の日」前後等に実施している。

村では地域集中型と地区分散型の地震防災訓練を実施し、初期消火訓練を始め、救急救命訓練、避難所開設、安否確認訓練を行っている。毎年、防災訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 総合防災訓練

住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

毎年9月1日「防災の日」前後

(イ) 実施場所

a 地域集中型：東小学校、西小学校

b 地区分散型：各地区指定場所

(ウ) 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練を行う。

a 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、または県と水防協力団体の協力を得て水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

b 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

c 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

d 通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

e 避難訓練

災害時における避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び建物内の人命保護を目的として避難訓練を行う。

f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的な訓練の実施も検討する。

g 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。

h 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

i 消防団による実働訓練

(a) 模擬消火訓練

(b) 避難誘導訓練

(c) 地域住民の初期消火訓練

(d) 防災行政無線、消防無線の通信訓練

j 広域防災訓練

村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、上伊那ブロックの市町村による共同での訓練をはじめ、広域防災訓練を実施する。

k 複合災害を想定した訓練

村及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時または連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難に

なる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

イ 地震総合防災訓練

村、県、防災関係機関は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した地震総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

防災の日（9月1日）を中心として実施するものとする。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に実施するものとする。

(ウ) 実施方法

村は、防災関係機関及び住民の参加を得てア（ウ）のf、h、jに定める訓練を中心とした訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の初動行動の熟知を図るよう努める。

ウ その他の訓練

ア（ウ）のa～jの訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

エ 警戒区域内の要配慮者利用施設等の支援

村は、警戒地域内の要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成または避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者または管理者による取組の支援に努める。

【住民が実施する計画】

住民は、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。自主防災組織等を中心として実施する主な訓練は次のとおりである。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 初期消火、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練

ウ 地域における危険箇所の把握

エ 要配慮者の安全対策訓練

オ 家庭内における災害対策の点検

【企業等が実施する計画】

ア 企業等においても、従業員等による初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練等の防災訓練を実施するとともに、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

イ 要配慮者利用施設の所有者または管理者、大規模工場等の所有者または管理者は、災害時の避難確保及び防災に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設または要配慮者利用施設の所有者または管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を

実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

（1）現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

（2）実施計画

【村等、訓練の実施機関が実施する計画】

ア 実践的な訓練の実施

（ア）訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

（イ）学校、自主防災組織、民間企業、N P O ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

（ウ）避難行動要支援者個別避難支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合いを常に發揮できるよう努める。

（エ）県等他の防災関係機関との連携、災害時の応援協定の実施事項の確認を実践形式で行う。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第32節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 罷災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 実施計画

1 災害廃棄物の発生への対応

【村が実施する計画】

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。
また、広域で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (2) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (3) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (4) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、公図等の写しの被災の回避のための手段をとる。

【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

（1）現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

村は、村内建設業者、森林組合及び県に対する木材供給体制を整備しておく。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【村が実施する計画】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時の被害の防止または軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、一層の自主防災組織の強化育成を図るとともに、企業等に対しても防災組織の組織化と強化を指導する。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織は原則として地区単位で組織する。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策をとる。
- 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
- 5 防災士の養成に努める。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

本村における自主防災組織の現状は、資料編に掲げるとおりである。(自主防災意識のかん養を図っていく。) また、企業等に対しても自主防災組織の組織化を指導していく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体とした防災組織の結成を図る。

2 活動環境の整備

(1) 活動内容

平常時の活動	発災時の活動
ア災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及	ア情報の収集及び伝達
イ情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施	イ出火防止、初期消火
ウ地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布	ウ避難誘導活動
エ避難行動要支援者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）	エ救助等の実施及び協力
オ防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検	オ炊き出し等の給食給水活動

(2) 現状と課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成制度が講じられているが、これらを有効活用して、その活動環境の整備推進を図っていくことが求められる。

(3) 実施計画

【村が実施する計画】

自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、防災士・リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

また、地域住民に対する出前講座等を実施し、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

イ 組織体制の強化のため、主要な責任者の任期の延長や消防団OB等災害対策の経験者の参加を求める。

ウ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日ごろから、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。

ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第34節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域の共生など、多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実践するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被害により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩など周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することがないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るために、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿勢が望まれる。

2 実施計画

【村が実施する計画】

- (1) 住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に関する取組みの積極的評価により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

【企業が実施する計画】

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。
- (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (3) 組織力を生かし地域活動への協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 事業所の属する地域で行われる防災訓練に積極的に参加するよう努める。
- (6) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第35節 ボランティア活動の環境整備計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、村及び防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、村社会福祉協議会等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制について検討する。
- 4 国内の主要な災害ボランティア団体との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

【村社会福祉協議会が実施する計画】

村社会福祉協議会等は、災害時における多様なボランティニアーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。
- イ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

村災害ボランティアセンターは、村社会福祉協議会が設置し、災害救援ボランティアの活動拠点として、重要な役割を担っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

【村、村社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び復旧、復興の支援に関する多様な主体の参加協力を得て、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深め、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

【村、村社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第36節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害復旧事業等のため、村は、中川村財政調整基金条例（昭和39年条例第18号）により、財政調整基金の積立てを行い、その運用に当たっている。

2 実施計画

【村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第37節 災害に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の災害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等災害に関する様々な研究が行われているところであるが、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の分散等災害要因は多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な災害対策の実施を図る。

第2 主な取組み

村は、国・県・各関係機関と協力し、災害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

【村が実施する計画】

国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

【関係機関が実施する計画】

- 1 各機関がそれぞれ行った災害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、村への提供について協力する。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第38節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 村は、関係機関及び観光施設管理者との相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

【村が実施する計画】

- (1) 観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
- (2) 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

【村が実施する計画】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
- (2) 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図る。

第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 基本方針

村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災マップづくり」を推進する。

第2 主な取組み

住民等の提案により地区防災マップを作成し、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災マップは、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、村が活動の中心となる村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災マップとが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

地区防災マップは、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

【村が実施する計画】

村地域防災に地区防災マップを位置付けるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるとときは、村地域防災計画に地区防災マップを定める。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災マップの素案として村防災会議に提案するなど、当該地区と村が連携して防災活動を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、また災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策をとる。

第2 主な活動

- 1 住民に対して気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要であるため、伝達系統図により速やかに気象警報・注意報、特別警戒水位到達情報、土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

なお、長野地方気象台が行う警報等の発表基準は、別表のとおりである。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 特別警報発表時の対応

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表または解除の通知を受けた場合または自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、広報車、緊急情報等配信サービス、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

イ 特別警報及びその他の気象警報等発表時の対応

(ア) 村に通報される気象予警報等は、直ちに総務課長に伝達し、週休日、休日等または退庁後においては宿日直者は速やかに総務課長に連絡する。

(イ) 総務課長は、気象予報等を受信したときは、速やかに村長に報告するとともに、それに基づく指示があった場合は関係課長に伝達する。

(ウ) 総務課長から関係課長への伝達は、口頭または電話、文書をもって行う。

(エ) 関係課長は、伝達を受信したときはこれに応じた適切な措置をとる。

(オ) 総務課長は、村長の指示があった場合には、気象予警報等及び指示事項を速やかに防災行政無線、CATV、音声告知放送、広報車、消防団広報等を通じて、住民への周知徹底を図る。

(カ) 総務課長は、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

【防災関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに村または警察に連絡する。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

災害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）などを行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

特に災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対し勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

- ウ 住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意とともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- エ 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- オ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- カ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- キ 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、音声告知放送、緊急情報等配信サービス、CATV、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- ク 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- ケ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- コ 避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
- サ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

【要配慮者利用施設管理者が実施する対策】

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- イ 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止計画

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、村域の状況を情報収集する。
- イ 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。
- ウ 状況に応じ村災害対策本部（水防本部）を設置する。
- エ 必要に応じ、災害対策現地本部を設置する。

【河川管理者、水利管理者等が実施する対策】

河川管理者、水利管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を村、警察に通報するとともに住民に対して周知する。

【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を村または警察へ通報する。

【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止またはその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

別表 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報等の発表地域区分

長野地方気象台では、県内を気象特性に基づいて北部、中部及び南部に分割した区域（一次細分区域）に対して天気予報を発表している。また、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については一次細分区域をさらに分割した市町村毎（二次細分区域）に対して発表している。

このうち、本村は、一次細分区域は「南部」、二次細分区域は「中川村」に属する。

(2) 長野県における気象警報・注意報の発表基準

ア 気象警報基準

種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強風の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になること予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴雨が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準 9 (土砂災害) 土壤雨量指数基準 133
	洪水	地域雨量指数基準 子生沢川流域=4.8、日向沢川流域=8.7、小渋川流域=31.7 指定河川洪水予報による基準 天竜川上流 [沢渡]
	暴風	平均風速 17m/s
	暴風雪	平均風速 17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 20cm

イ 気象注意報基準

種類	発表基準
大雨	表面雨量指数基準 5 土壤雨量指数基準 95
洪水	流域雨量指数基準 子生沢川流域=3.8、日向沢川流域=6.9、小渋川流域=25.3 複合基準 天竜川流域= (7、43.7) 指定河川洪水予報による基準 天竜川上流 [沢渡]
強風	平均風速 13m/s
風雪	平均風速 13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 10cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10°C以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6°C以上で日降水量が 20mm 以上
濃霧	視程 100m
乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年よりも 5°C 以上高い、または日降水量が 15mm 以上
低温	夏期：平均気温が平年よりも 4°C 以上低く、かつ、最低気温 15°C 以下（高冷地で 13°C 以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温 -11°C 以下（高冷地で -17°C 以下）

霜	早霜・晩霜期に平気気温 2℃以下
着氷	著しい着氷が予想される場合
着雪	著しい着雪が予想される場合

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣または知事が定めた河川についてその状況を水位または流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表規準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣または知事がその指定した河川について、水位または流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣または知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。 (通知内容は、本章第8節「消防・水防活動」第3「2 水防活動」及び別に定める「中川村水防計画」参照のこと。)

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	<p>火災警報発令基準</p> <p>1. 気象の状況が火災予防上危険である旨の通報を知事から受けたとき。</p> <p>2. 上伊那広域消防本部で観測し、おおむね次に掲げる気象状況と認めるとき。</p> <p>ア 実効湿度が 55 パーセント以下で、最小湿度が 20 パーセント以下になる見込みのとき。</p> <p>イ 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 40 パーセント以下となり、最大風速が 7 メートルを超える見込みのとき。</p> <p>ウ 平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上連續して吹く見込みのとき。</p>

4 その他の警報

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から 5 日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される情報をいう。

区分	発表基準
高	警報級の現象の可能性が高いことを表す。
中	警報級の現象の可能性が高くはないが一定程度認められることを表す。

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。

発表基準	2 時間先までの予測雨量から求めた 60 分積算雨量と土壤雨量指數の閾値曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合
------	---

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

発表基準	1 時間雨量 100mm（長野県）
------	-------------------

(5) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。

竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高いと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりである。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報または警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。

ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

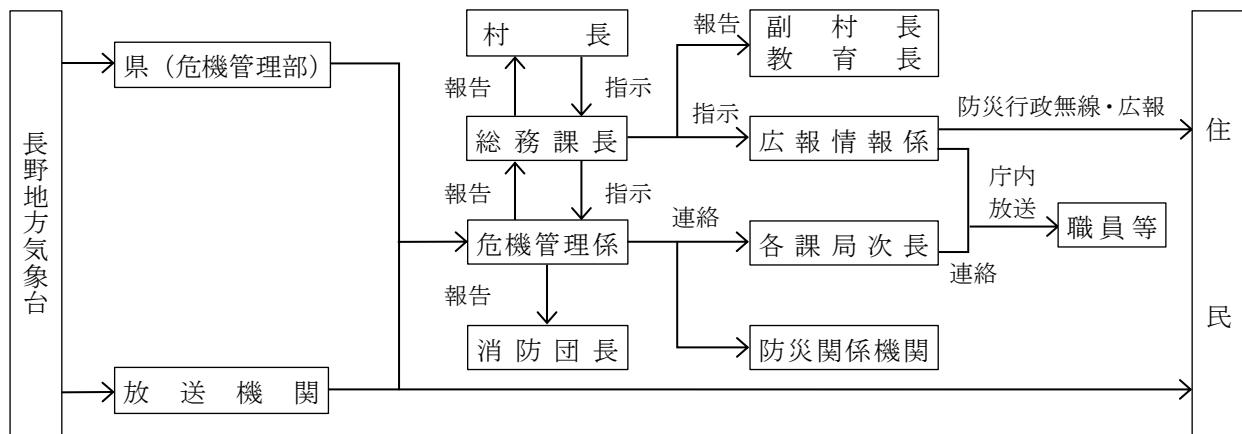
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報 記録的短時間大雨情報	長野地方気象台（気象庁）	市町村ごと
土砂災害警戒情報	長野地方気象台・長野県建設部砂防課共同	市町村ごと
天竜川上流に対する 氾濫注意情報（洪水注意報） 氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険情報（洪水警報） 氾濫発生情報	長野地方気象台・国土交通省天竜川上流河川事務所共同	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」をいう）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台・長野県建設部河川課共同	知事が指定した河川（「県の指定河川」をいう）
水防警報	国土交通省天竜川上流河川事務所 伊那建設事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」をいう） 知事が指定した河川（「県の指定河川」をいう）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	上伊那広域消防本部	上伊那広域消防本部構成市町村
避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川

6 警報等伝達系統

気象台警報伝達系統図

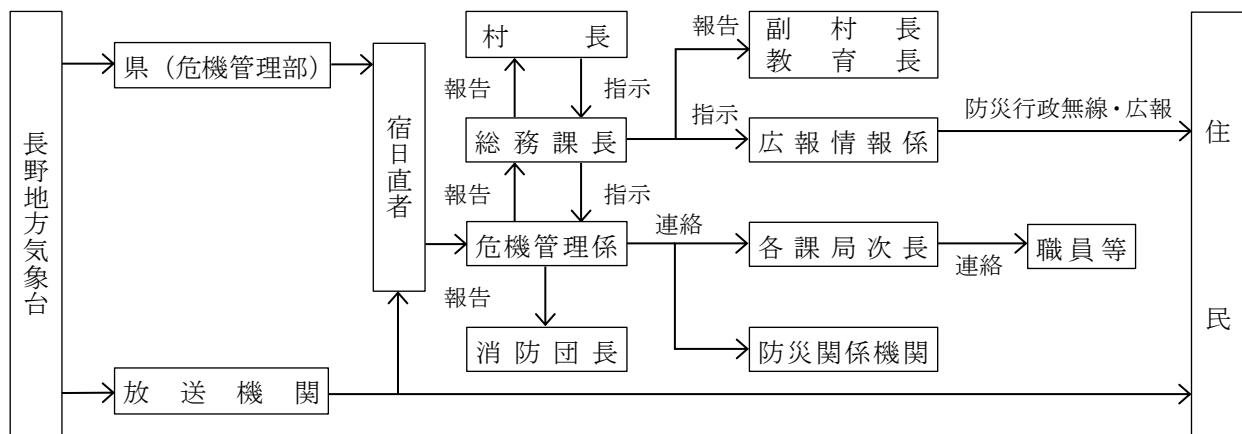
(1) 勤務中における伝達系統(勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。)

[勤務時間内]



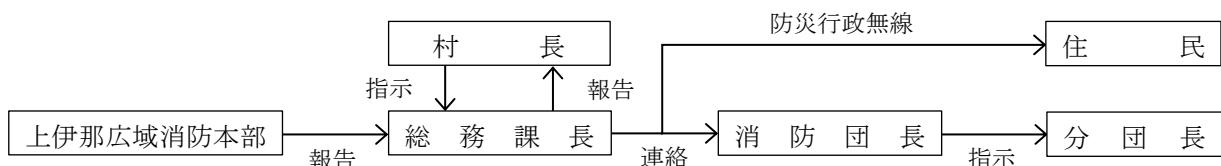
(2) 勤務外における伝達系統(勤務時間外において各課が配備体制についているときは除く。)

[勤務時間外]



7 火災警報

(1) 伝達系統

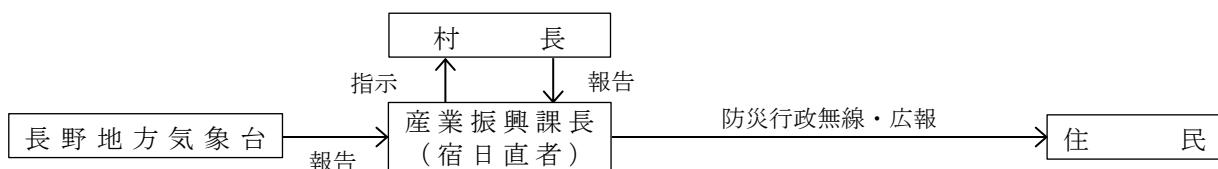


(2) 伝達要領

- ア 総務課長は、上伊那広域消防本部から報告があったときは、村長に報告するとともに、消防団長へ連絡する。
- イ 防災行政無線により全村放送する。

8 凍霜害警報

(1) 伝達系等



(2) 伝達要領

- ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに産業振興課長、日宿直者において防災行政無線により全村放送する。

9 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気象水防予警報	総務課長
火災警報	総務課長
凍霜害警報	産業振興課長

10 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

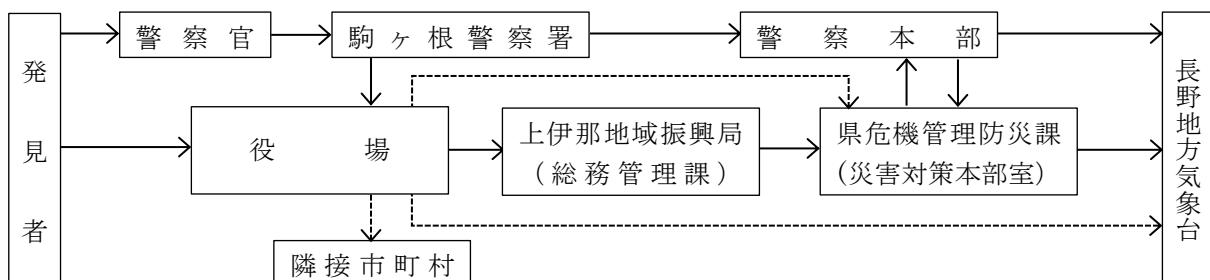
異常な現象とは、例えば次のようなものである。

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇

(2) 通報要領

- ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者、役場または警察官に速やかにその情報を通報する。
- イ 通報を受けた村は、(3)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。
- ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

(3) 通報系統



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

【村が実施する対策】

1 報告の種類

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したときまたはその他異常と思われる事態が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況の調査

本村における被害状況の調査は、次表「担当部」欄に掲げる課等が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行う。また、村は、村の対応力のみでは十分な災害対策をとることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調査事項	担当部	協力機関
概況速報	総務部	上伊那地域振興局総務管理課
人的及び住家の被害	〃	〃
避難勧告・指示等避難状況	住民税務部	〃
社会福祉施設被害	保健福祉部	伊那保健福祉事務所
農・畜・水産業被害	産業振興部	上伊那地域振興局上伊那農業農村支援センター・伊那家畜保健衛生所・上伊那農業協同組合
農地・農業用施設被害	〃	上伊那地域振興局上伊那農業農村支援センター・農地整備課

林業関係被害	〃	南信森林管理署・上伊那地域振興局林務課・上伊那森林組合
公共土木施設被害	建設環境部	天竜川上流河川事務所駒ヶ根出張所・伊那建設事務所・飯田建設事務所
都市施設被害	〃	伊那建設事務所
水道施設被害	環境水道部	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
下水道施設被害	〃	〃
廃棄物処理施設被害	〃	〃
感染症関係被害	保健福祉部	伊那保健福祉事務所
医療施設被害	〃	〃
商工関係被害	産業振興部	上伊那地域振興局商工観光課・中川村商工会
観光施設被害	〃	上伊那地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育部	南信教育事務所
村有財産被害	総務部	
水害等速報	〃	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか資料編に掲げるとおりとする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編に掲げるとおりとする。

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において上伊那地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡が取れない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により上伊那地域振興局等に報告する。なお、火災・災害等即報要領「第3直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は上伊那地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(エ) 非常参集する職員は登庁途上での被害の発生状況について本部総務班へ報告する。

5 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

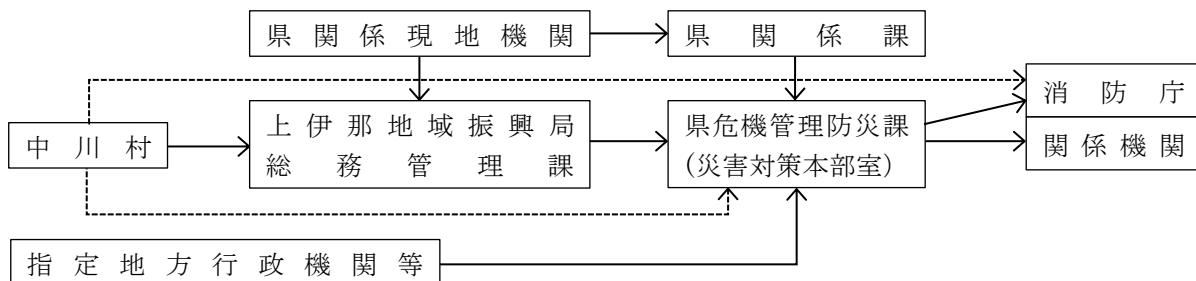
被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施する。

- (1) 村防災行政無線、音声告知放送を活用し住民への迅速な周知に努める。
- (2) 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。
- (3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

別記 災害情報収集連絡系統

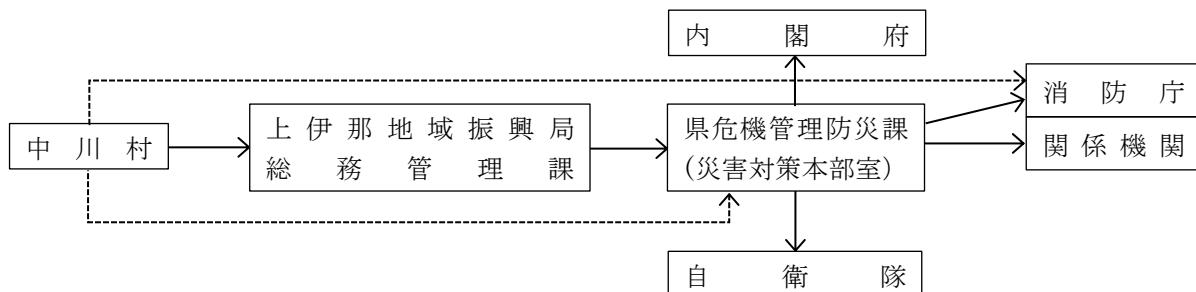
(1) 概況速報 様式第1号（消防庁への即報は、様式第21号（表21の2））

(様式は、資料編による。以下同じ。)



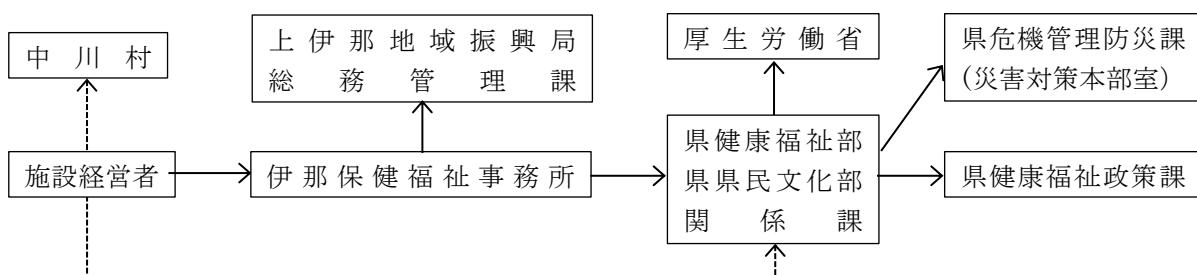
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号

避難勧告・指示等避難状況報告様式第2-1号



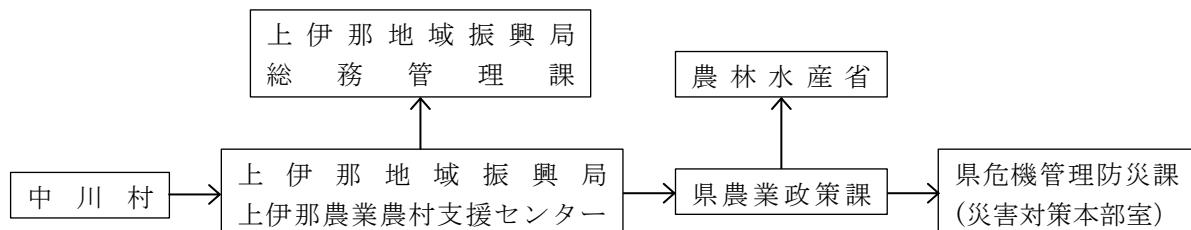
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）または県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式第3号

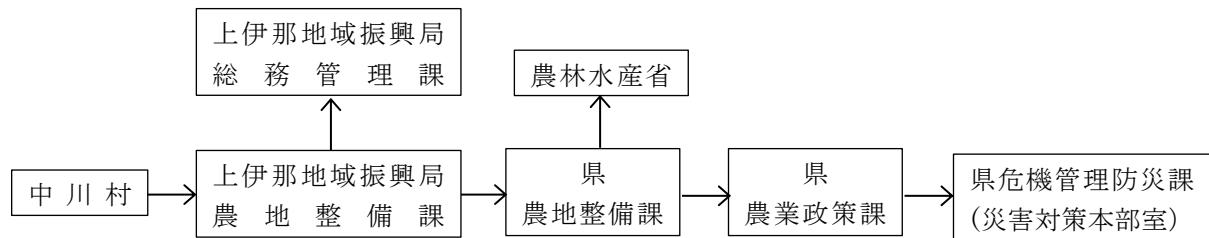


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

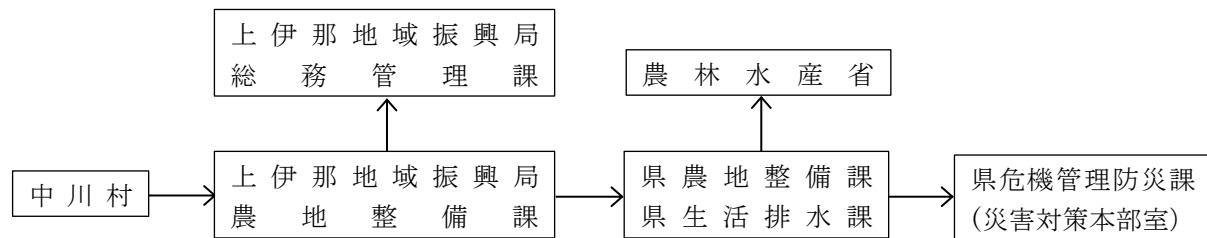
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



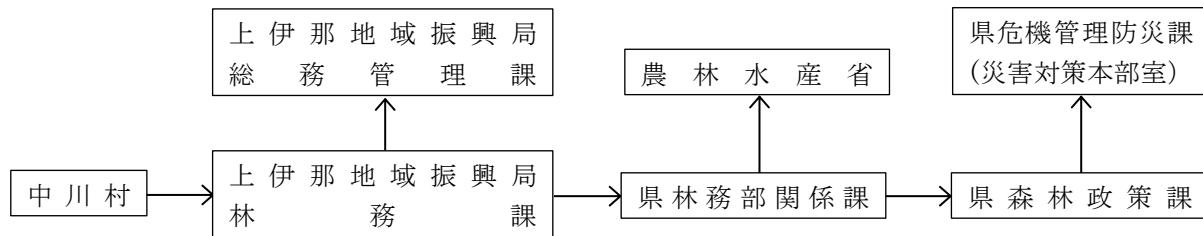
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

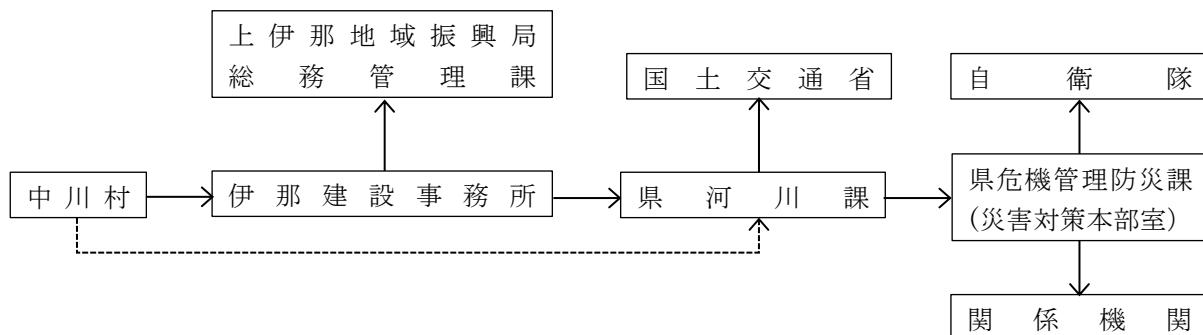


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

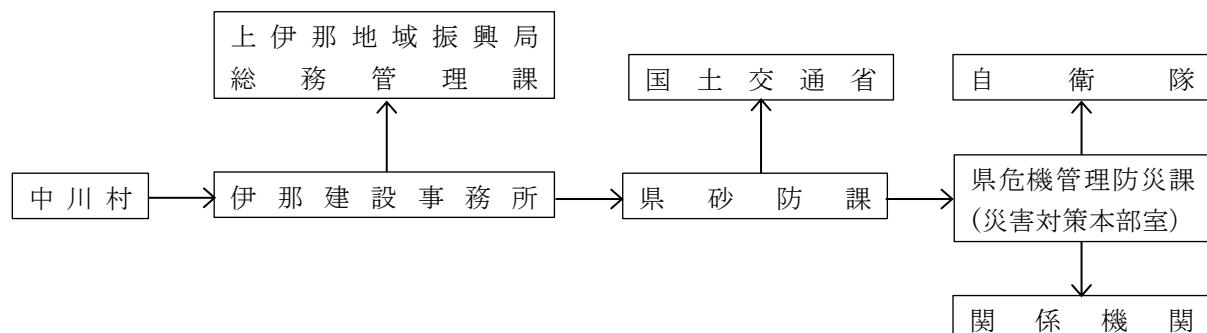


(6) 土木関係被害状況報告 様式第7号

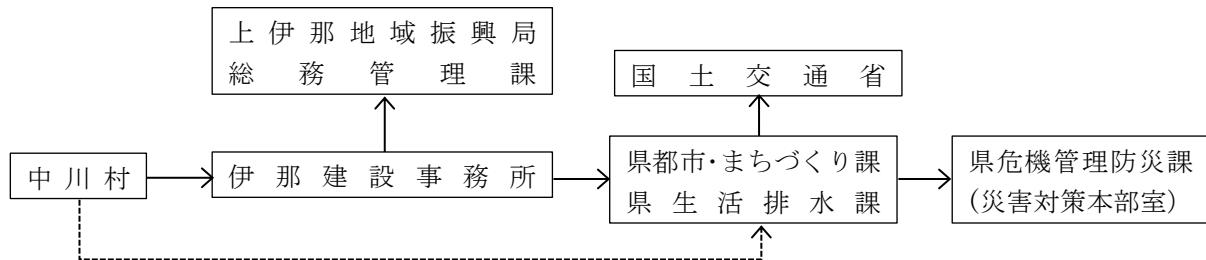
ア 公共土木施設被害状況報告等



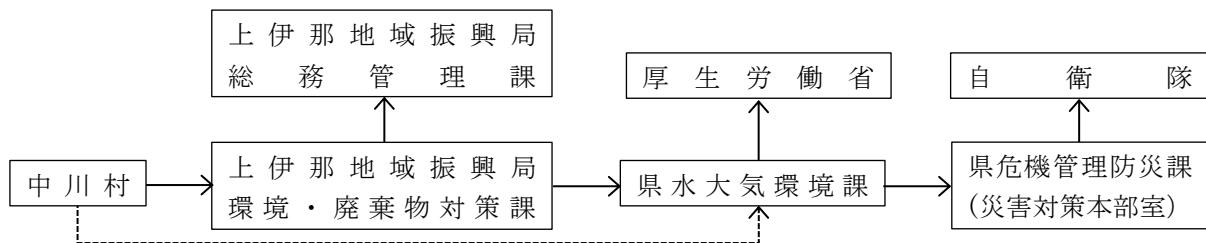
イ 土砂災害等による被害報告



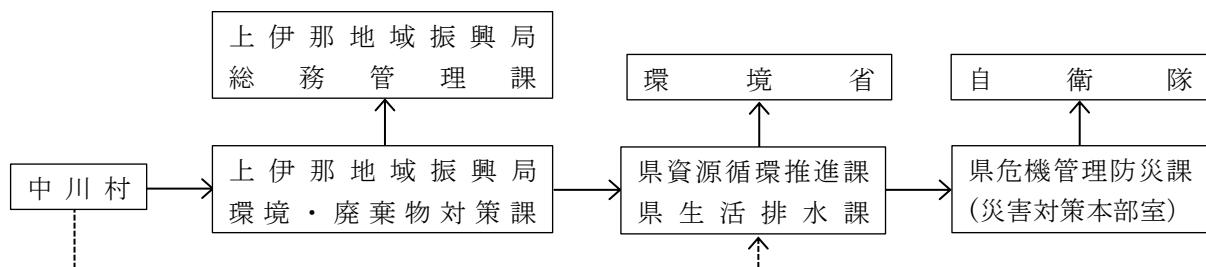
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



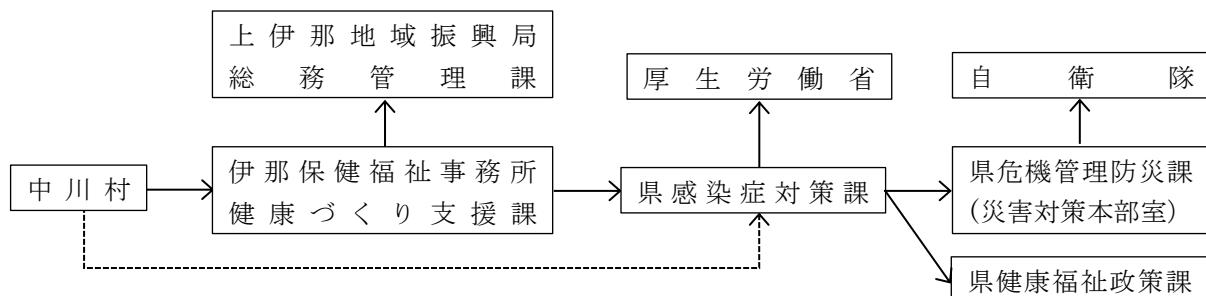
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



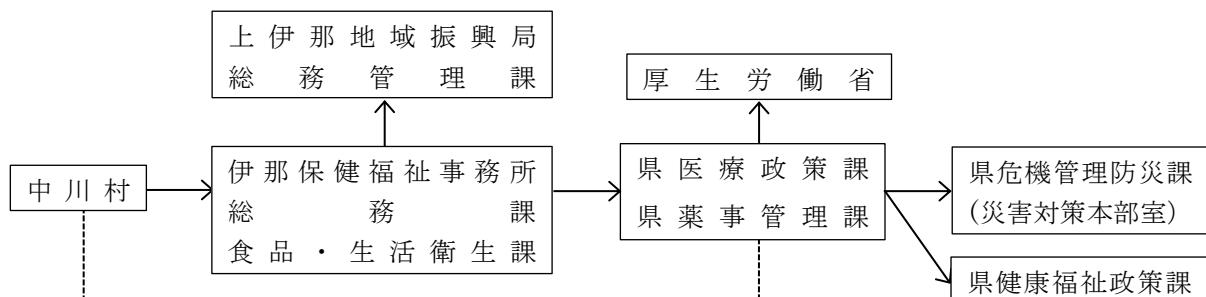
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



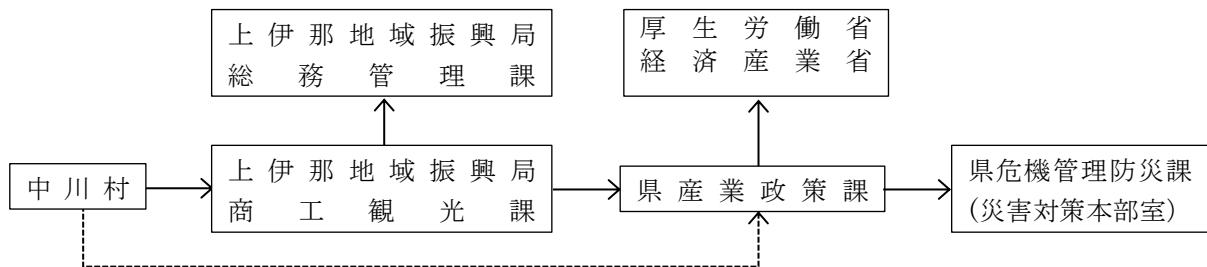
(10) 感染症関係報告 様式第11号



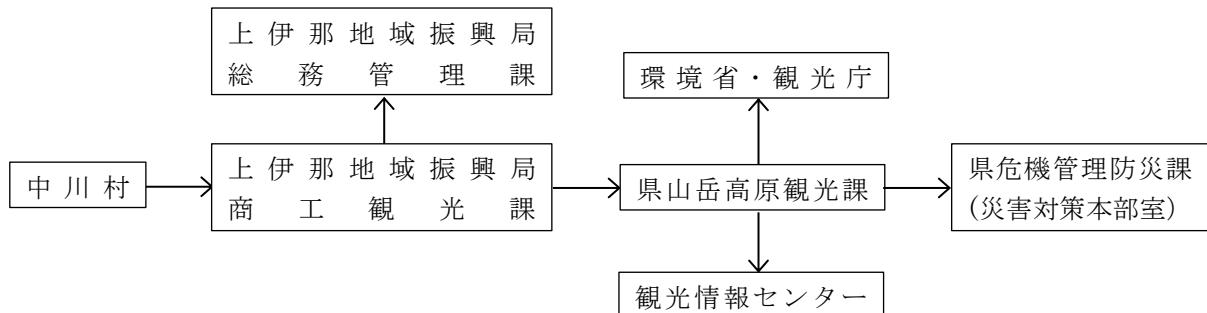
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

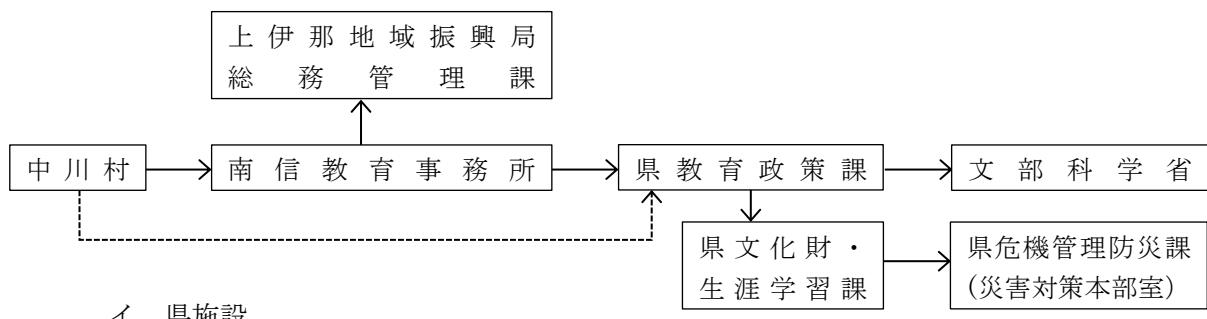


(13) 観光関係被害状況報告 様式第13号

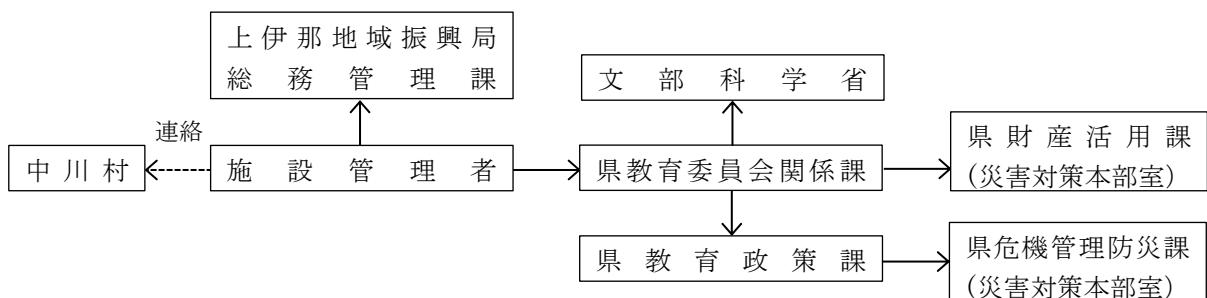


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

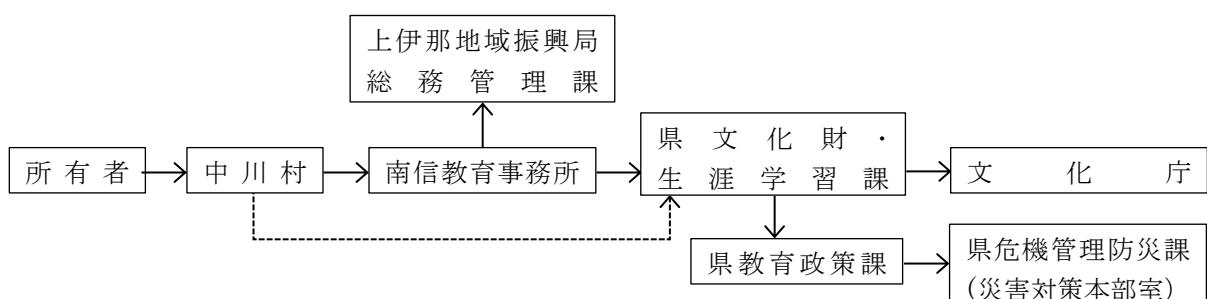
ア 市町村施設



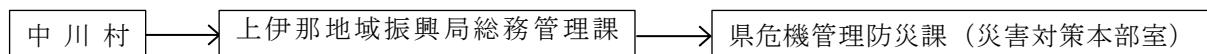
イ 県施設



ウ 文化財

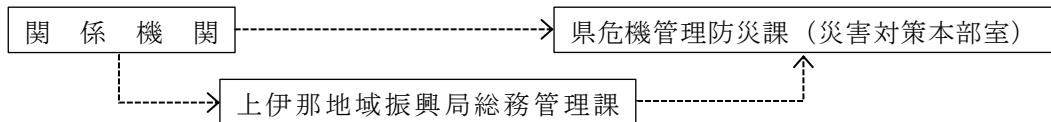


(15) 村有財産 様式第17号



注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(16) 公益事業関係被害 様式第18号



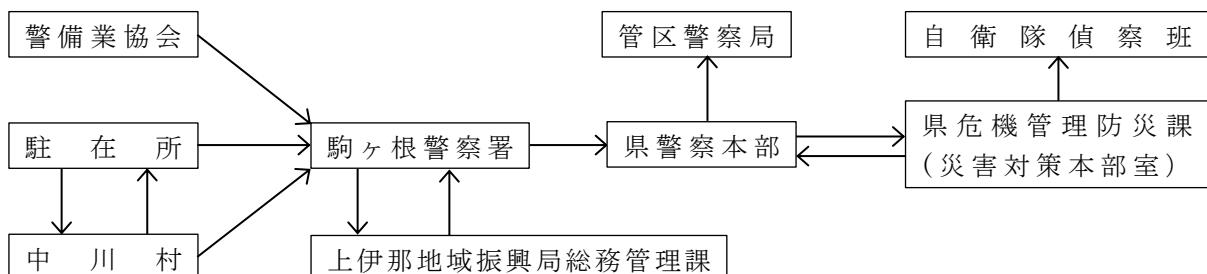
(17) 火災即報 様式第19号



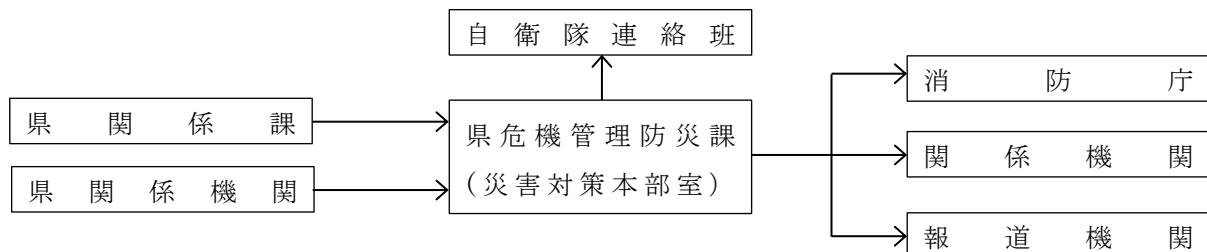
(18) 火災等即報 (危険物に係る事故)



(19) 警察調査被害状況報告 様式第20号

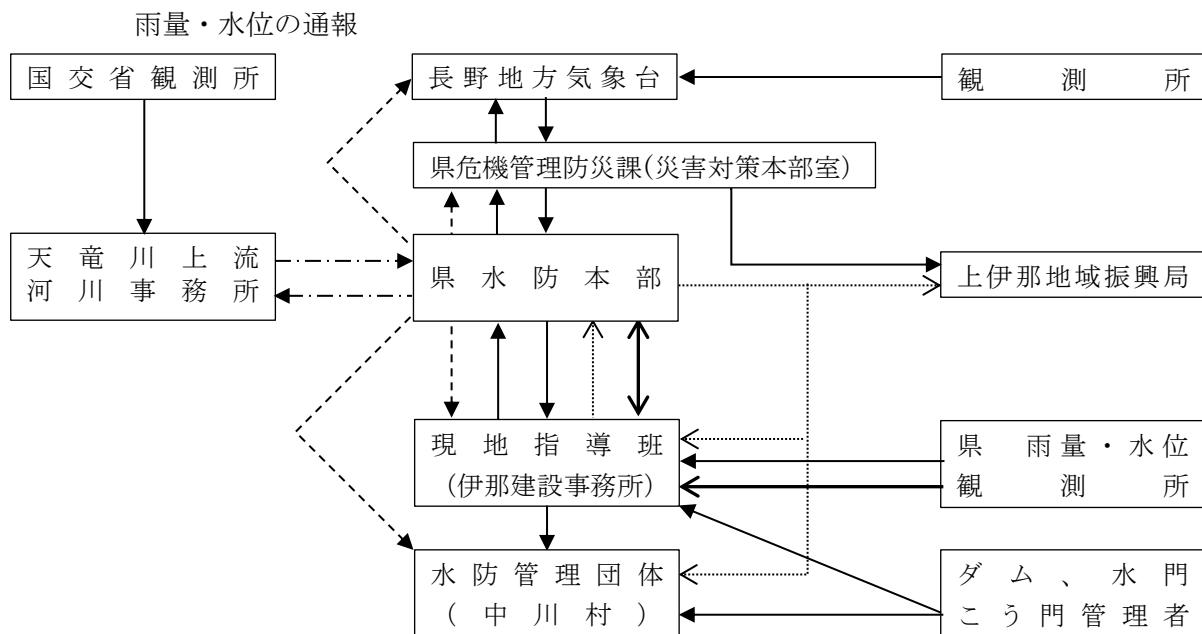


(20) 被害状況総合報告



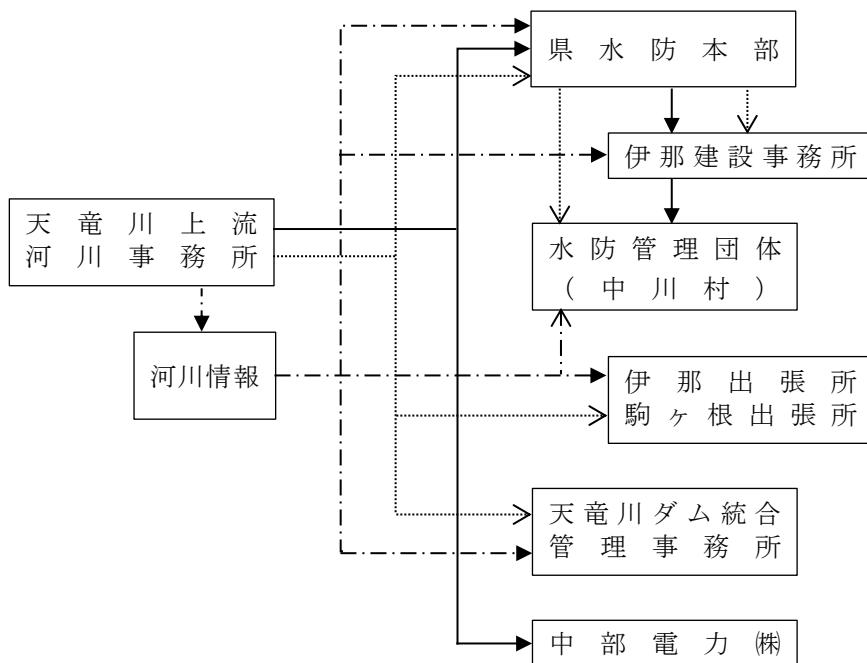
注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（2）から（17）までの報告によるものであること。

(21) 水防情報



- は、オンライン配信またはファクシミリ等による伝達を示す。
- は、ファクシミリによる伝達を示す。
- は、長野県水防情報システムを示す。
- は、統一河川情報システムを示す。
- は、長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統を示す。

(22) 水防警報



- は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
- は、ファクシミリによる伝達を示す。
- は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統を示す。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

村域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、または災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、村災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

【村が実施する対策】

1 責務

村域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じた活動体制をとる。なお、各体制の配備体制及び人員については、別表3のとおりとする。

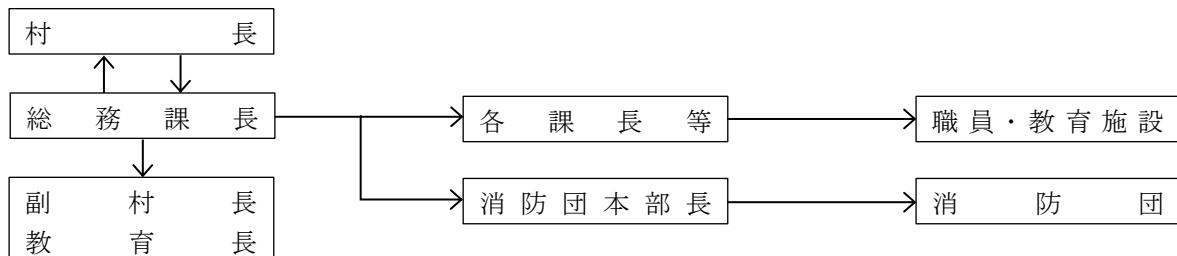
また、災害救助法が適用されたときは、村長は知事からの救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

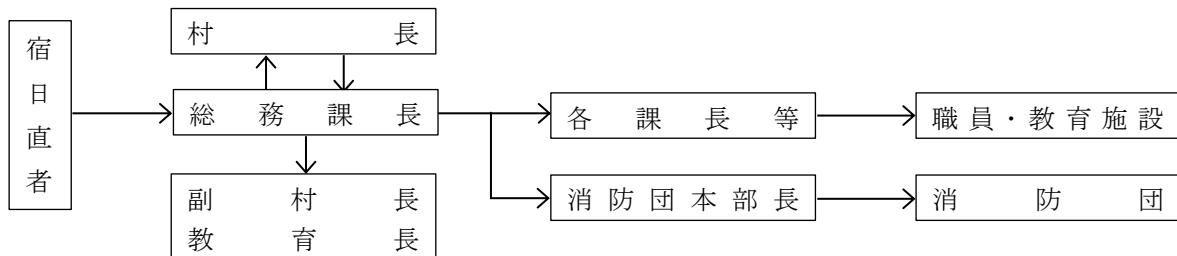
(1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務班からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内

本 庁	庁内放送のほか、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
出先機関	本庁関係課から電話等により伝達する。

イ 勤務時間外

本 庁	電話、携帯電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
出先機関	本庁関係課から電話等により伝達する。

(3) 配備担当者の決定

関係課長等は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(4) 参集方法

(ア) 指示によらない参集

職員は、災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等により情報を入手し、別表3の「①指示によらない参集の基準」に該当する場合、速やかに登庁する。

(イ) その他の場合

別表3の「①指示によらない参集の基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、総務部から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

(5) 自主参集

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの出先機関または避難所等に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。

なお、職員は登庁途上で被害状況の把握に努め、総務部総務班へ状況を報告する。

4 災害対策本部の活動

(1) 本部の組織

村灾害対策本部の組織及び事務分掌は、中川村灾害対策本部条例に定めるところにより、別表1及び別表2のとおりとする。

(2) 本部設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災した場合は、中川文化センターに設置する。

〈災害対策本部設置場所〉

本 庁	名 称	所 在 地	電話番号
原則設置場所	役場庁舎	中川村大草 4045-1	0265-88-3001
代替設置場所	中川文化センター	中川村片桐 4757	0265-88-1005

(3) 本部長及び副本部長

- ア 村長を本部長とし、副村長を副本部長とする。
- イ 本部長が不在または事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副本部長がその職務を代理する。村長、副村長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務課長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

1 位	2 位	3 位
副村長	教育長	総務課長

(4) 本部事務局の設置

- ア 災害対策本部が設置された場合は、本部事務局を設ける。
- イ 本部事務局長は総務課長、事務局員は総務課危機管理係職員をもって充てる。
- ウ 本部事務局は、本部の庶務、各部の連絡、調整及び本部長命令の伝達等を行う。

(5) ベストの着用

本部長、副本部長、部長、班長その他の本部員は、災害対策活動に従事するときは、災害対策本部のベストを着用する。

(6) 災害対策本部設置・閉鎖の通知

災害対策本部を設置または閉鎖したときは、次の機関等に通知または公表する。また、役場庁舎玄関に本部標識板を掲出する。

通知または公表先	通知または公表の方法	担当班
県（上伊那地域振興局）	県防災行政無線、電話、その他	総務部
駒ヶ根警察署	〃	〃
上伊那広域消防本部	〃	〃
指定公共機関	〃	〃
一般住民	村防災行政無線、音声告知放送、広報車、その他	〃
報道機関	電話、口頭、文書	〃
各部班	庁内放送	〃

(7) 各部班の活動要領

- ア 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名する。
- イ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部事務局長に報告する。
- ウ 本部事務局長は、各部からの情報を取りまとめ、隨時本部長に報告する。
- エ 本部事務局長は、災害の状況、当該災害についての村の対策及び被災者に対する要望事項等を、防災行政無線、音声告知放送、広報車等により住民に周知し、必要に応じ報道機関の協力を得る。
- オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

(8) 本部員会議

- ア 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催する。
- イ 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- ウ 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部長に申し出る。

エ 会議には必要に応じて指定(地方)公共機関等防災関係機関の職員の出席を要請する。

(9) 現地災害対策本部の設置

ア 村長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、中川村災害対策本部条例の定めるところにより、災害地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものもって充てる。

(10) 県の現地対策本部との連携

県の現地対策本部が村内に設置された場合は、当該現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(11) 本部の廃止

本部長は、村域内において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策が概ね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ 被害数値が概ね確定したとき。

オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

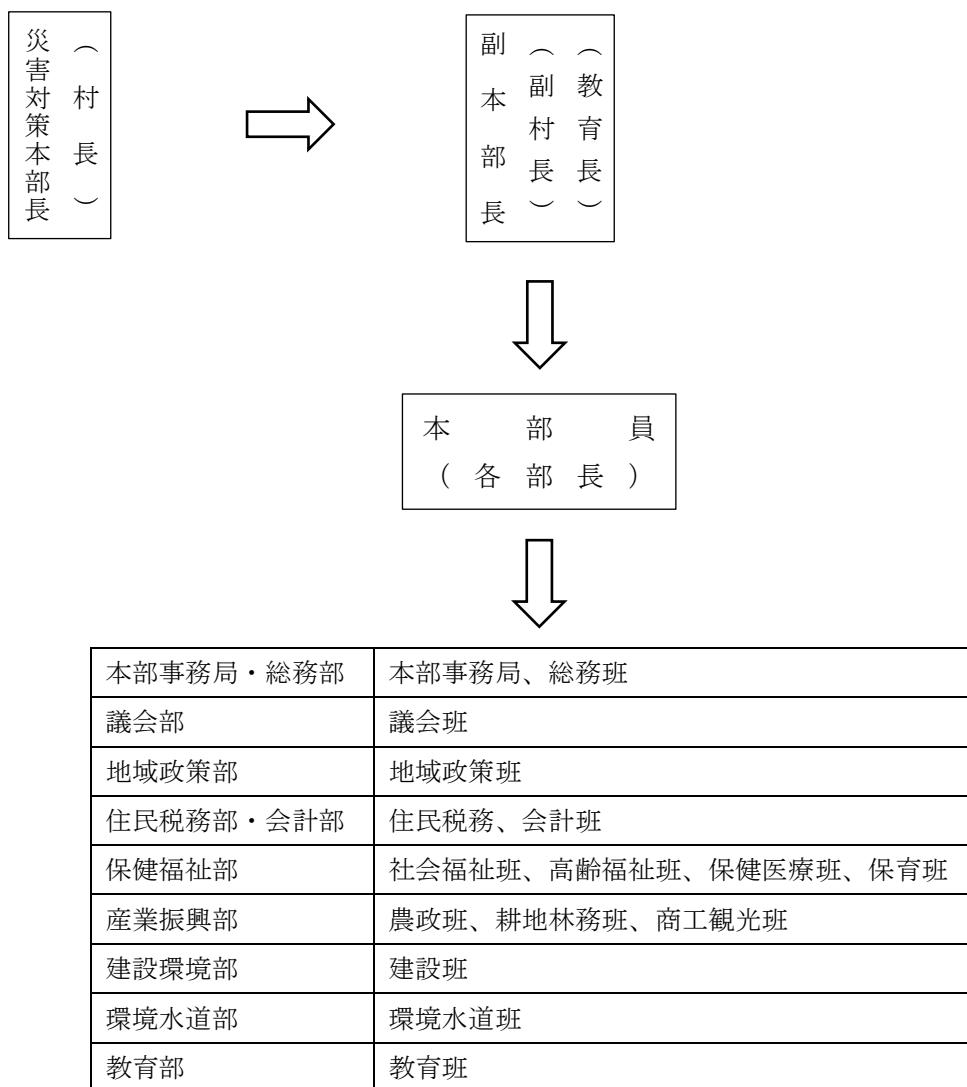
(12) 村水防本部との関係

村水防本部は、村災害対策本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(13) 災害救助法が適用された場合の体制

村域に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

別表1 中川村災害対策本部組織編成図



◎各部=各課とし、部長には課長等が当たる

別表2 中川村災害対策本部事務分掌表

部 名	班 名	分 掌 事 務
本部事務局・ 総務部 (総務課)	事務局長・部長 (課長)	ア 本部事務局・部の統括・庶務に関すること。 イ 本部事務局・部内職員の動員等に関すること。
	本部事務局 (危機管理係) (広報情報係)	ア 対策本部の設置及び廃止、本部会議、本部事務に関すること。 イ 本部長命令の伝達に関すること。 ウ 各部との連絡調整に関すること。 エ 気象・地震などの情報収集に関すること。 オ 全般的な被害状況及び応急対応状況の把握に関すること。 カ 村民及び報道機関に対する広報に関すること。 キ 長野県防災情報システム（Lアラート）の運用に関すること。 ク 村防災会議、その他関係諸機関との連絡に関すること。 ケ 自衛隊への災害派遣の要請に関すること。 コ 他市町村の消防機関に対する応援要請に関すること。 サ 水防活動に関すること。 シ 消防団（水防団）の出動並びに撤収及び連絡調整に関するこ ト。 ス 消防団の公務災害に関すること。 セ 県への被害報告に関すること。 ソ 交通・防犯施設の災害予防・応急対応・復旧に関すること。 タ 災害記録に関すること。 チ 災害に関する広報公聴に関すること。 ツ 各部に属さない事項に関すること。
	総務班 (総務係)	ア 職員の動員及び業務継続計画との調整に関すること。 イ 庁舎等の点検、応急対応に関すること。 ウ 緊急車両の標章及び証明書等の手続きに関すること。 エ 対策本部車両の確保・配車に関すること。 オ 村有バスによる輸送に関すること。 カ 電気・電話・ガス等に係る情報収集・調整に関すること。 キ 対策本部職員の食料調達に関すること。 ク 職員の公務災害に関すること。 ケ 各部への事務支援に関すること。
議会部 (議会事務 局)	部長 (事務局長)	ア 部の統括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。 ウ 総務部長の補佐に関すること。
	議会班 (事務局)	ア 議会関係者への情報伝達に関すること。 イ 各部への事務支援に関すること。
地域政策部 (地域政策 課)	部長 (課長)	ア 部の統括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。
	地域政策班 (むらづくり係) (財政係)	ア 指定緊急避難場所（地域集会施設を除く）の開設に関するこ ト。 イ 避難所への物資及び食料の調達・配送等に関すること。 ウ 救援物資・人的支援の受入れに関すること。 エ 輸送機関との連絡調整に関すること。 オ 基幹集落センター等（役場周辺）の指定避難所設営・管理・人 員確認に関すること。 カ 災害時の応急財政措置に関すること。 キ 村有財産の被害状況の把握に関すること。 ク 庁舎等公共施設の防災及び修理に関すること。

部 名	班 名	分 嘉 事 務
住民税務・会計部 (住民税務課) (会計室)	部長 (課長)	ア 部の総括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。
	部長補佐 (会計管理者)	ア 部長の補佐に関すること。
	住民税務・会計班 (住民係) (税務係) (土地調査係) (会計係)	ア 地域集会施設等の指定緊急避難場所設営・管理・人員確認に関すること。 イ 被災者及び被災世帯の調査に関すること。 ウ 罹災者に対する村税の減免措置に関すること。 エ 罹災証明書の発行に関すること。 オ 死者の埋火葬に関すること。 カ 罹災者の安否の問い合わせに関すること。 キ 災害経費の出納に関すること。 ク 義援金に関すること。
		ア 部の総括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。
		ア 罹災者の救援に関すること。 イ 行方不明者に関すること。 ウ 遺体収容及び調査管理に関すること。 エ 災害救助法関係の連絡調整に関すること。 オ 災害弔慰金、災害障がい見舞金及び災害援護資金に関すること。 カ 被災者生活再建支援に関すること。
		ア 要支援者に関する避難・支援に関すること。 イ 福祉避難所の開設・入退所等に関すること。 ウ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
		ア 被災者等の医療救護活動に関すること。 イ 救護所の設置に関すること。 ウ 災害時の各種防疫及び消毒に関すること。 エ 医療業務及び医療施設の維持管理に関すること。 オ 生活必需品等救護物品の確保及び配分に関すること。 カ 保健福祉事務所及び関係機関との連絡調整に関すること。
		ア 被災時の応急保育に関すること。 イ 保育施設の災害対策及び被害調査、応急対策に関すること。 ウ 保育園児の避難救護対策に関すること。
		ア 部の総括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。
		ア 農業生産施設の災害予防対策に関すること。 イ 農作物及び農業生産施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 ウ 農作物及び家畜伝染病の防疫に関すること。 エ 農水産団体の災害復旧計画の指導に関すること。
産業振興部 (産業振興課)	耕地林務班 (耕地林務係)	ア 農地及び農業用施設の災害予防対策に関すること。 イ 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ウ 農地及び農業用施設管理団体の災害復旧計画の指導に関すること。 エ 山林等の被害調査及び応急対策に関すること。
	商工観光班 (商工観光係)	ア 中小企業の被害調査及び災害資金の貸付に関すること。 イ 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。

部 名	班 名	分 嘉 事 務
建設環境部 (建設環境 課)	部長 (課長)	ア 部の総括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。
	建設班 (建設係) (関連事業係)	ア 公共土木施設の被害の把握・調査及び応急対応に関すること。 イ 道路、橋梁等の警戒及び応急対応に関すること。 ウ 障害物の除去活動に関すること。 エ 河川堤防等の警戒及び応急対応に関すること。 オ 被災住宅の被害認定等に関すること。 カ 仮設住宅の建設等に関すること。
環境水道部 (環境水道 室)	部長 (室長)	ア 部の総括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。
	環境水道班 (環境水道室)	ア 上下水道施設の災害対策及び復旧に関すること。 イ 上下水道施設の被害調査及び応急対応に関すること。 ウ 被災者に対する飲料水の供給等に関すること。 エ 上水道の水質検査等に関すること。 オ 村営住宅の応急対応に関すること。 カ 危険物施設の災害時の統制制限に関すること。 キ 危険物搬送車両の災害時の交通規制に関すること。 ク 清掃作業及び清掃業者の応援作業に関すること。 ケ 廃棄物に関すること。
教育部 (教育委員 会)	部長 (教育次長)	ア 部の総括・庶務に関すること。 イ 部内職員の動員等に関すること。
	教育班 (総務学校係) (社会教育係)	ア 教育施設利用者の避難及び安全対策に関すること。 イ 教育施設の応急対応及び復旧に関すること。 ウ 教育施設の指定避難所設営・管理・人員確認に関すること。 エ 罹災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 オ 教育施設の保健衛生に関すること。 カ 学用品等の供与に関すること。 キ 学校給食施設の応急対策に関すること。 ク 炊出し施設の供与に関すること。

別表3 災害等対策時の配備体制

活動体制	活動開始基準	活動期間	活動内容	会議名称
警戒事前体制	<p>【風水害等】 ○避難警戒レベル2相当以上の気象情報等が発表され、本部長が必要と認めた時 【地震災害】 ○震度3以上を観測した時 【その他の災害等】 ○御嶽山噴火速報発表時 ○林野火災における空中消火実施時</p>	左の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、または本部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	<p>○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒一時体制以降に継続するための事前対策)</p>	
警戒一次体制	<p>【風水害等】 ○避難警戒レベル3相当以上の気象情報等が発表され、本部長が必要と認めた時 ○本部長が、警戒レベル3以上の避難情報を発令した時 【地震災害】 ○震度3以上を観測し、本部長が必要と認めた時 【その他の災害等】 ○御嶽山に噴火速報が発表され、本部長が必要と認めた時 ○林野火災における空中消火実施され、本部長が必要と認めた時 ○浜岡原発で「警戒事態」が発生し、本部長が必要と認めた時</p>	左の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、または本部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	<p>○災害発生前の体制で、各部署の連絡網の確認、情報収集等を行う。</p> <p>○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。</p>	警戒連絡会議/ 警戒本部会議
警戒二次体制	<p>【風水害時】 ○特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報発表時 ○本部長が、全村に警戒レベル4の避難情報を発令した時 【地震災害】 ○震度5弱以上を観測した時 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）または（巨大地震注意）発表時 【その他の災害等】 ○御嶽山に噴火速報が発表され、本部長が必要と認めた時 ○浜岡原発で「施設敷地緊急事態」が発生し、本部長が必要と認めた時 ○住家被害が想定される災害が発生するおそれが高い場合で、本部長が必要と認めた時</p>	左の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、または本部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	<p>○災害発生直前または発生後の体制で、警戒一次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。</p> <p>○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。</p> <p>○浜岡原発で「施設敷地緊急事態※」が発生した場合で本部長が必要と認めたとき。</p>	警戒本部会議/ 対策本部会議

緊急体制	<p>【風水害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めた時 ○本部長が、全村に警戒レベル5の避難情報を発令した時 <p>【地震災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震度5弱以上を観測し、本部長が必要と認めた時 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 <p>【その他の災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○御嶽山に噴火速報が発表され、本部長が必要と認めた時 ○浜岡原発で「全面緊急事態」が発生し、本部長が必要と認めた時 ○住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めた時 	<p>左の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、または総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。</p>	<p>○災害発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、広域的または大規模災害に対処する体制とする。</p> <p>○村の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする（原則、会計年度任用職員を除く）。</p>	対策本部会議

※○は、指示によらない参集の基準

別表4 警戒（災害）対策等本部 配備人員

【勤務時間中】

部・係		警戒事前体制	警戒一次体制	警戒二次体制	緊急体制
本部長	村長		1	1	
副本部長	副村長		1	1	
	教育長		1	1	
本部事務局/ 総務部	総務課長	1	1	1	
	危機管理係	1	1	全員	
	広報情報係	1	1	全員	
	総務係		1	全員	
議会部	議会事務局長		1	1	
	議会事務局		1	半数	
地域政策部	地域政策課長		1	1	
	むらづくり係		1	半数	
	財政係		1	半数	
住民税務・ 会計部	住民税務課長		1	1	
	住民係		1	半数	
	税務係		1	半数	
	土地調整係		1	半数	
	会計管理者		1	1	
	会計係		1	半数	
保健福祉部	保健福祉課長		1	1	全員
	社会福祉係		1	半数	
	高齢福祉係		1	半数	
	保健医療係		1	半数	
	みなかた保育園		1	半数	
	片桐保育園		1	半数	
産業振興部	産業振興課長		1	1	
	農政係		1	半数	
	交流センター係		1	半数	
	耕地林務係		1	半数	
	商工観光係		1	半数	
建設環境部	建設環境課長		1	1	
	建設係		1	半数	
	関連事業係		1	半数	
環境水道部	環境水道室長		1	1	
	環境水道室		1	半数	
教育部	教育次長		1	1	
	総務学校係		1	半数	
	社会教育係		1	半数	

【勤務時間外】

部・係		警戒事前体制	警戒一次体制	警戒二次体制	緊急体制
本部長	村長		1	1	
副本部長	副村長		1	1	
	教育長		1	1	
本部事務局/ 総務部	総務課長	2 以上			
	危機管理係				
	広報情報係				
	総務係				
議会部	議会事務局長				
	議会事務局				
地域政策部	地域政策課長				
	むらづくり係				
	財政係				
住民税務・ 会計部	住民税務課長				
	住民係				
	税務係				
	土地調整係				
	会計管理者				
	会計係				
保健福祉部	保健福祉課長				
	社会福祉係				
	高齢福祉係				
	保健医療係				
	みなかた保育園				
	片桐保育園				
産業振興部	産業振興課長				
	農政係				
	交流センター係				
	耕地林務係				
	商工観光係				
建設環境部	建設環境課長				
	建設係				
	関連事業係				
環境水道部	環境水道室長				
	環境水道室				
教育部	教育次長				
	総務学校係				
	社会教育係				

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援協定」に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村等に対する応援要請

上伊那広域消防本部は、災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合または緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的である場合等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

上伊那広域消防本部は、(ア)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村等からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の3の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- a 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。）
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」または「消防防災ヘリコプターの運航不能機関等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援
- c その他、他都道府県からの消防の応援

(イ) 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

- a 村長は、災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、村の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的である場合等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに他市町村長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。
- b 村長は、前記aの場合における他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。
 - (a) 応援を求める理由及び災害の状況
 - (b) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
 - (c) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
 - (d) その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、(ア) b (a)～(d)に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請またはあっせんを求める。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

村は、災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等からの要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ 指揮

村は、応援に出動した場合、被災市町村等の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

村は、被災市町村等の負担とならないよう、自給自足の応援体制とし応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

村が、他の市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するため、円滑な受入れ体制の充実を図る。

(2) 実施計画

村が、他市町村に応援の要請をする場合は、円滑な受入れ体制を整備するため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項を整備する。

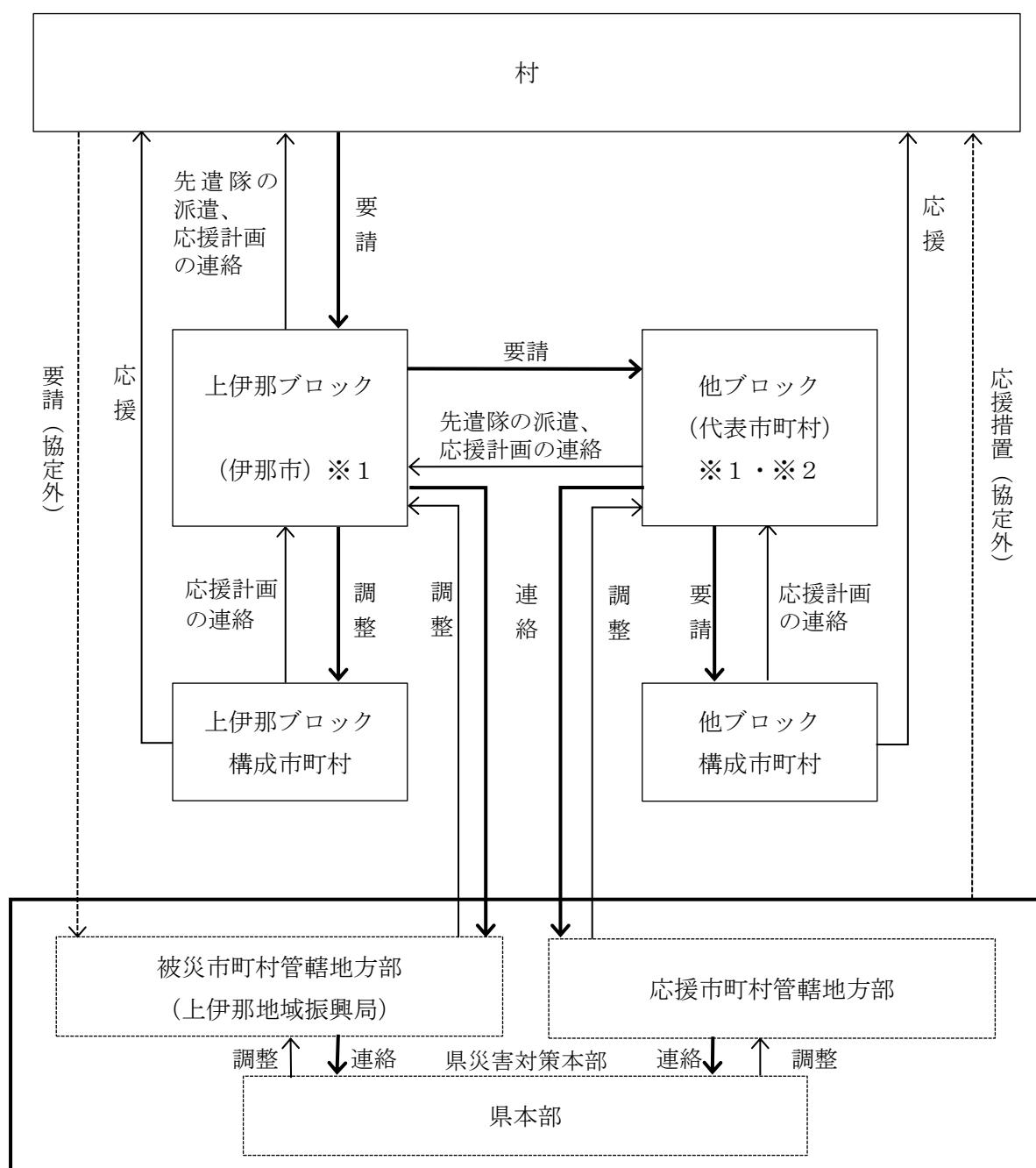
4 経費の負担

(1) 県または他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

(2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)

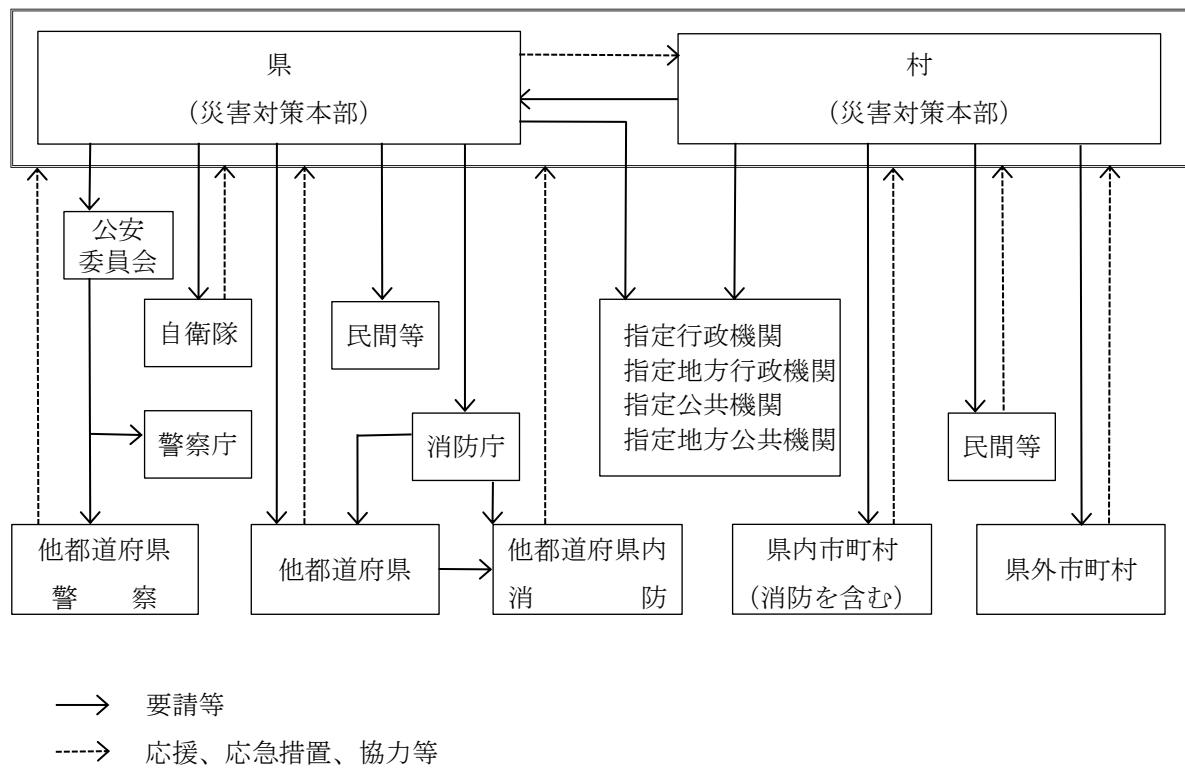


凡 例	← 要請に係る系統 (応援協定)
	← 応援に係る系統 (応援協定)
<--- 要請に係る系統 (協定外)	<--- 応援に係る系統 (協定外)
	<--- 応援に係る系統 (協定外)

※1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。

※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

広域相互応援体制図



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通等の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター (やまびこ2号)	アグスタ AW139	17	○		○	○
県警ヘリコプター (やまびこ1号)	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリ コプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターへリ	各種	6				

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

【村が実施する対策】

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

(2) 実施計画

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う（別記「ヘリコプターや要請手続要領」のとおり）。

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行う（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。

(2) 実施計画

ア 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う）。

（ア）災害の状況と活動の具体的な内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）

（イ）活動に必要な資機材等

（ウ）ヘリポート及び給油体制

（エ）要請者、現場責任者及び連絡方法

（オ）資機材等の準備状況

（カ）気象状況

（キ）ヘリコプターの誘導方法

（ク）他のヘリコプターの活動状況

（ケ）その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。

オ 自衛隊の派遣要請手続については本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

3 ヘリコプターの臨時発着場の開設

(1) ヘリコプター臨時発着場（以下「ヘリポート」という）は、資料編に掲げるとする。

(2) 被害状況の調査及びヘリポートの指定

資料編に掲げるヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。

(3) 開設の方法

総務班は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。

ア 広さ

開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。

イ 整地（地均し）

ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がりないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。

ウ 発着点の表示

ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅30センチメートル以上の白線で半径2メートル以上の円を描き、中央にHと表示する。

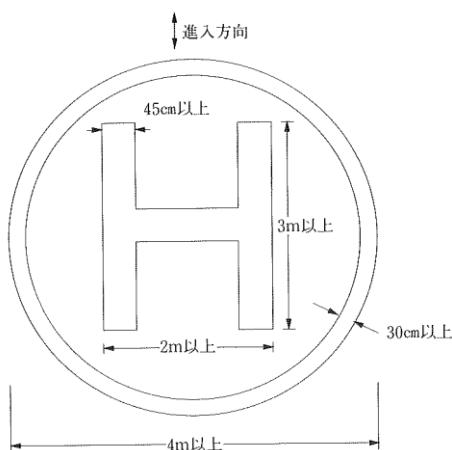
エ 風向の表示

地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹き流しを発着場付近に立てる。吹き流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。

4 ヘリポートの整備

災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、ヘリポートを設定し、整備する。

- (1) 離着陸時の風圧により、砂じんの舞い上がるおそれがある場合は、十分に散水し、積雪時には、除雪または圧雪を行う。
- (2) ヘリポートに次に示す標識を行う。



- (3) 上空から風向、風速が判定できるように紅白の吹き流し、または赤旗をヘリポートの近くに立てる。

積雪時には、赤色の発炎筒を用意する等着陸に当たって進入方向を示す。

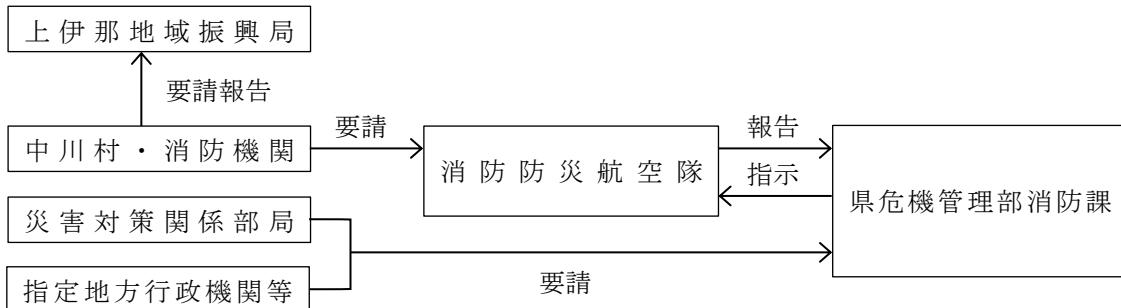
- (4) ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場所等は、地理的条件に応じた機能的配置を行う。
- (5) 離着陸時は、危険防止のため関係者以外の者を接近させないよう十分警備を行う。
- (6) ヘリポートの予定地

資料編に掲げるとおりとする。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

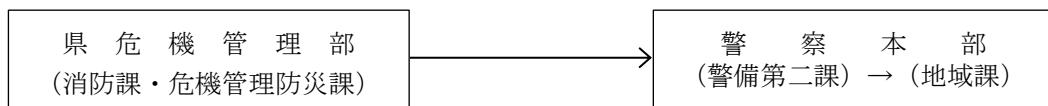


※連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

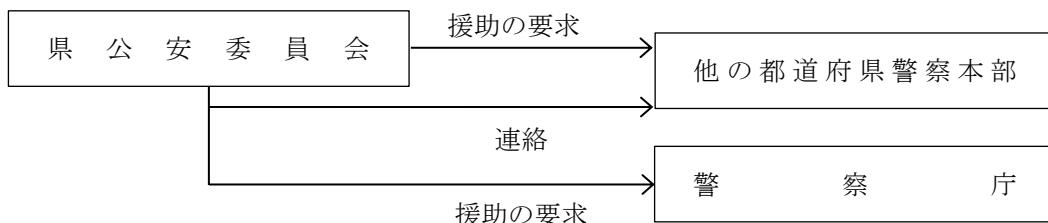
呼出名称「しょうぼうながのけんあるふす」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



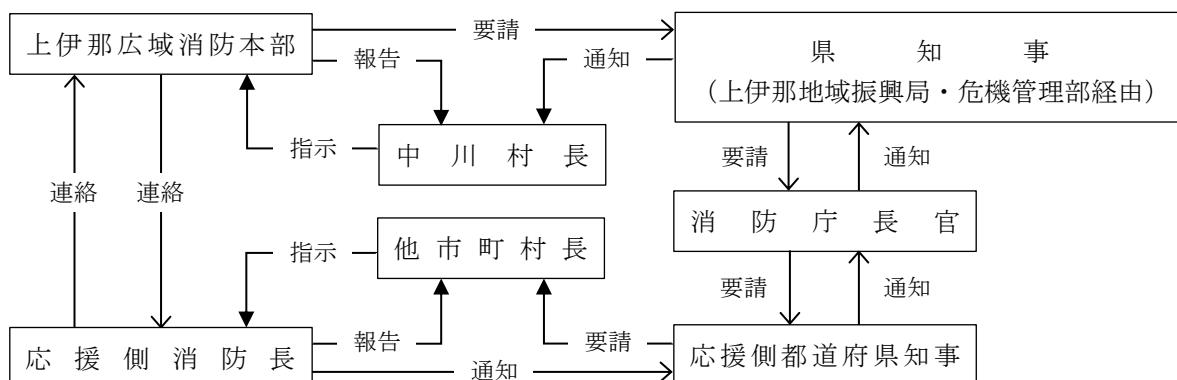
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁または他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順



(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおりである。

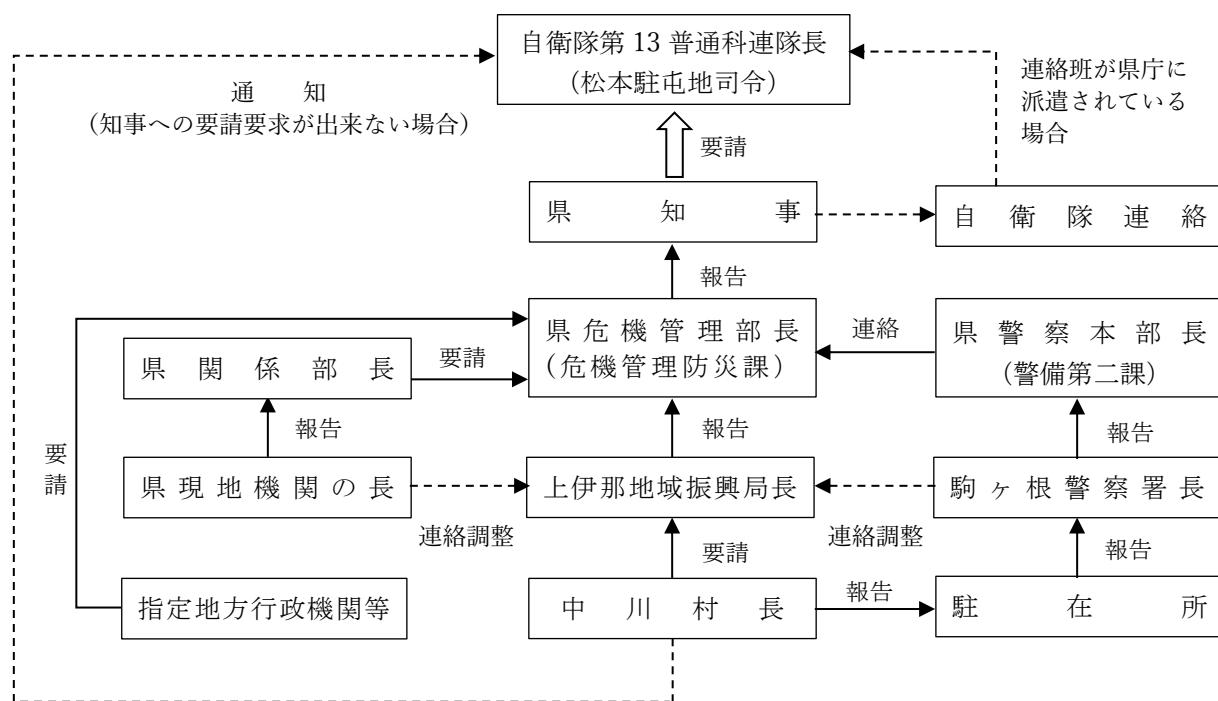
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおりである

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

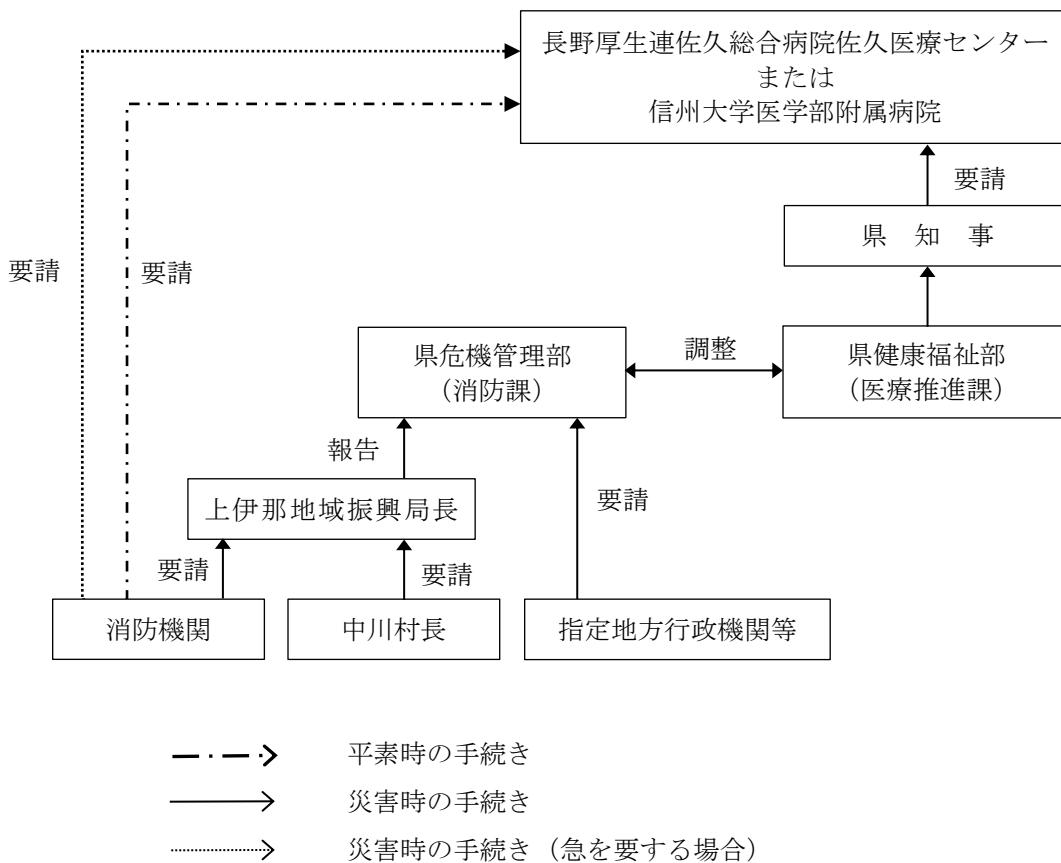
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



5 ドクターへリ

重度救急患者の搬送が必要な場合、村または上伊那広域消防本部は県に対し、長野厚生連佐久総合病院または信州大学医学部附属病院へドクターへリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命または財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、災害対策法第68条の2に基づき、村長は県知事に対し自衛隊の派遣要請を求め、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について確認する。
- 2 県と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、事前に県との情報共有を図り、必要があれば直ちに県知事に対して派遣要請を求める。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 派遣の要請

(ア) 要請の要件

a 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

b 緊急性

差し迫った必要性があること。

c 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(イ) 救援活動の内容

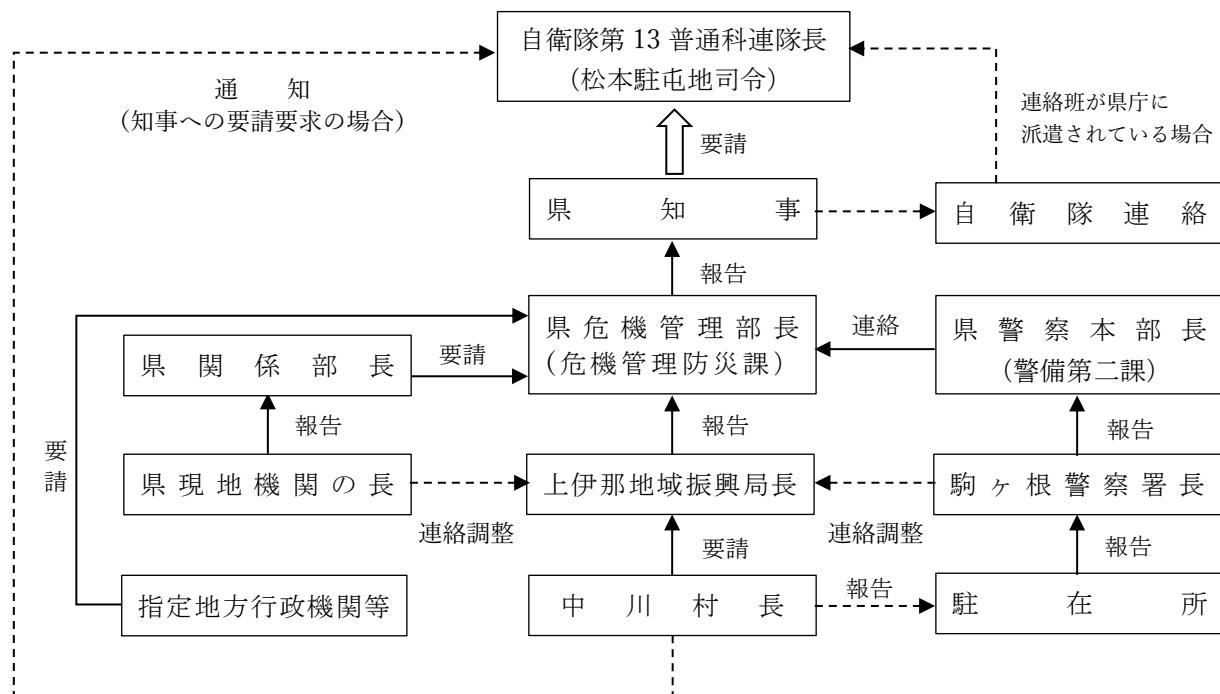
自衛隊の救援活動の具体的な内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、概ね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与または救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

イ 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



ウ 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

- (ア) 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書または口頭をもって上伊那地域振興局長若しくは駒ヶ根警察署長に派遣要請を求める。
- (イ) 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに上伊那地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- (ウ) 上伊那地域振興局長または駒ヶ根警察署長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。
- (エ) 要請事項
- 要請に当たっては、次の事項を明らかにする。
- a 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域及び活動内容
 - d その他参考となるべき事項

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-62

エ 派遣部隊の受入措置

- (ア) 受入れ総括責任者は本部長とする。
- (イ) 連絡責任者は総務部長とし、県現地連絡調整者（上伊那地域振興局長等）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- (ウ) 総務部長は派遣部隊の到着に備え、概ね次のような準備を実施する。
- a 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
 - b 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
 - c 派遣の状況により建設環境部長と調整し、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
 - d ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。
 - e 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係機関との連絡調整に努める。

- (a) 作業箇所及び作業内容
 - (b) 作業箇所別必要人員及び資機（器）材
 - (c) 作業箇所別優先順位
 - (d) 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
 - (e) 部隊との連絡方法及び連絡場所
- (エ) 駒ヶ根警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。
- (オ) 部隊の集結場所、宿営地及び車両、資機材等保管場所は、次のとおりとする。

〈部隊の集結場所〉

名 称	所 在 地	電話番号
中川文化センター駐車場	片桐 4757	88-1005

〈部隊の宿営地及び車両、資機材等保管場所〉

名 称	所 在 地	電話番号
弓道場	片桐 4724	88-1005
高齢者創作館	片桐 4735	88-1005

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。
- イ 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。
また、派遣部隊と村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
- ウ 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

【住民が実施する対策】

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 派遣部隊の撤収時期については、本部長が部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に文書又は口頭により報告する。

イ 本部長は、県本部長から派遣部隊の撤収の通知を受けたときは、関係部長に連絡をする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

【村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊の装備に係るものを除く。)
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた(自衛隊の装備に係るものを除く。)損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定した費用

【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（D M A T）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 村及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置をする傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（D M A T）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

- ア 伊南南消防署は消防計画における救助・救急計画等に基づき、村災害対策本部、消防団、駒ヶ根警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- イ 村及び上伊那広域消防本部は必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- ウ 伊南南消防署は、村災害対策本部、消防団、駒ヶ根警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

- エ 伊南南消防署及び消防団は、救助活動に当たり、村災害対策本部、駒ヶ根警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- オ 伊南南消防署は、救急活動に当たり、村災害対策本部、消防団、駒ヶ根警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。
- カ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

【住民及び自主防災組織が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、住民及び自主防災組織は、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療・助産活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（D.M.A.T）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、村は災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村が医療機関の協力を得て実施する医療・助産活動は、次のとおりとする。

ア 医療の範囲

- (ア) 診療
 - (イ) 薬剤または治療材料の支給
 - (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院または診療所への収容
- (オ) 看護

イ 助産の範囲

助産の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前、分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 救護所の設置

救護所は、中川村保健センターのほか避難場所等に天幕等を張って応急的に設置する。

エ 救護班の編成

- (ア) 救護班は、医師1名、看護師2名、連絡員1名で編成する。
- (イ) 災害の規模及び状況により、(ア) の班編成で対応できないときは、上伊那医師会、村外医療機関、日本赤十字社等の編成する救護班の応援出動を要請する。

オ 救護班において実施する業務

救護班が担当する業務は、次のとおりである。

- (ア) 負傷の程度の判定
- (イ) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (ウ) 救急処置の実施
- (エ) 救急活動等の記録
- (オ) 遺体の検案
- (カ) その他必要な事項

カ 負傷者等の搬送

- (ア) 搬送体制
 - a 比較的軽症の被災者の被災場所から救護所及び医療機関への搬送は、自主防災組織、消防団及び家庭の協力を得て行う。
 - b 重症者等で災害拠点病院(伊那中央病院)への緊急輸送が必要な場合については、村で県に要請する等の対応をとる。
 - c 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受け入れについて要請する。

(イ) 搬送の方法

- a 車両等の利用が可能な場合

車両等が利用可能な場合は、救急車、消防団車両、村の公用車及び村内医療機関の所有する移送車両によって行う。
- b 車両等の利用が不可能な場合

車両等が利用できない場合は、ヘリコプター等による移送を県に対して要請するほか、担架等によって行う。

キ 医療器具、医薬品等の調達

医療、助産、救護活動に必要な医療器具、医薬品は、資料編に掲げる薬局で調達するほか、不足する場合は、近隣市町村及び県に対して協力を要請する。

【医療機関等が実施する対策】

- ア 上伊那郡市町村と一般社団法人上伊那医師会とで締結済みの「災害時の医療救護についての協定書」に基づき、村から医療救護の要請があった場合は「大規模災害医療支援マニュアル」により速やかに体制を整備し、被災地へ救護班を派遣する等必要な措置を取る。また、一般社団法人上伊那歯科医師会においても、上伊那郡市町村との間

で締結済みの「災害時の歯科医療救護についての協定書」に基づき、歯科医療救護班の派遣等必要な対応をとる。

- イ 伊那中央病院（災害拠点病院）や昭和伊南総合病院は拠点医療機関としてあらかじめ定められた防災計画により傷病者の受け入れ体制に万全を期するとともに、関係機関からの要請により医薬品、医療用資機材等の提供を行う。その際、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の診療状況を迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
- ウ 日本赤十字社長野県支部長は、県、村から要請があったとき、または支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班を派遣し、避難所・医療救護所等で医療救護活動等に当たる。
また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- エ 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- オ 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。また、血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血を行うとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- カ (一社)長野県医師会、都市医師会、(一社)長野県歯科医師会、都市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。
また、県、村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

- キ 災害派遣医療チーム（D M A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- ク (一社)長野県薬剤師会は、医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。また、県、村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤班を派遣する。
- ケ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補給を図る。

【住民が実施する対策】

- ア 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。
- イ 比較的軽症の被災者の被災地から救護所及び医療機関への搬送は自主防災組織、消防団、家庭の連携により実施する。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力または水防力のみでは、充分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

上伊那広域消防本部は管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び駒ヶ根警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

- a 村及び上伊那広域消防本部は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、または対処できないことが予想される等緊急の必要があると認められるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊の災害派遣」により行う。

- b 村及び上伊那広域消防本部は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、「第7節救助・救急・医療活動」に定める。

ウ 消防団活動

村防災計画の防災活動の中核機関となる消防団は、消防本部（署）と情報交換を密にして相互間の防災効率を高める。

(ア) 活動の主眼

消防団は、管轄区域の自主防災組織等の協力を得て、分団区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。

(イ) 消防団本部

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の収集状況及び消防団の活動状況を掌握して、消防本部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処する。

(ウ) 分団の活動

消防団本部の指示を受けるとともに消防署及び消防団本部並びに自主防災組織等の情報交換を密にして分団区域内の自衛自主防災活動を行う。

- a 出火防止の広報と初期消火の指導督励
- b 災害時の通報
- c 消防隊の活動
- d 消防署への協力
- e 警防活動
- f 救護
- g 避難の指示等

【住民、事業所及び自主防災組織が実施する対策】

ア 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断及びプロパンガスの閉栓を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

次の事項に留意し実施するが、詳細は別に定める「中川村水防計画」による。

【村が実施する対策】

ア 監視・警戒活動

村長は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

イ 通報・連絡

村長は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通知するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

ウ 水防活動の実施

村長は、決壊箇所または危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて民間業者等の協力を得るものとする。

エ 応援による水防活動の実施

(ア) 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、またはできないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊の災害派遣」により行う。

(イ) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のための必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策をとるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

村及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に避難行動要支援者の応急対策をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、CATV、音声告知放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

イ 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(ア) 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(イ) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

(エ) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

エ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア) 在宅者の訪問の実施

村は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

【関係機関が実施する対策】**ア 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認**

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお発災時において、村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

イ 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、村から要請があつた場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

ウ 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立**(1) 基本方針**

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。

このような場合、村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画**【村が実施する対策】**

村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があつた場合、可能な限り協力するよう努める。

【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があつた場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するため、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。
- 2 緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急性度、重要度によって判断し、次の点に配慮して推進する。
 - (1) 人命の安全
 - (2) 被害の拡大防止
 - (3) 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフラインの復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> (第1・2段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、総務部総務班が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、緊急交通路が使用不能または交通規制が実施された場合は、村道等の代替道路を確保する。
- 3 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 建設業協会、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 5 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。また、応急復旧に当たっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

【関係機関が実施する対策】

高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に協力を求め、速やかな応急復旧を行う。(中日本高速道路(株))

2 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 車両による輸送

(ア) 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、次の緊急輸送路線を確保する。

〈緊急輸送路線〉

路線名	緊急輸送路確保区間	延長
国道153号	飯島町中川村境～松川町中川村境	6,250m
主要地方道伊那生田飯田線	飯島町中川村境～松川町中川村境	8,000m
県道大草坂戸線	全線	500m
県道北林飯島線	三共(北林)～横前町村境	4,500m
北山方飯沼線	北組交差点～美里会館	2,000m
沖田牧ヶ原線	全線	2,250m
大草桑原線	沖田牧ヶ原線終点～小渋ダム入口	7,000m
中村高遠原線	沖田牧ヶ原線起点～上前沢町村境	2,800m
大草中央線	全線	3,100m
鹿養大平線	南陽(鹿養)交差点～葛北柳沢線交差点	800m
合計		37,200m

(イ) 車両の確保

- a 災害対策本部各班が、その所管事務遂行上必要とする車両は、村保有車両を総務部総務班が、調達し配分する。
- b 村保有車両が不足し、または調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者または関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保する。

(a) 民間業者への依頼

村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

(b) 県への要請

村内で調達が不可能な場合は、県に対して調達の要請を行う。

イ 鉄道による輸送

道路等の被害により、車両による輸送が不可能なとき、または遠隔地において物資を確保した場合は、東海旅客鉄道(株)に協力を要請する。

ウ ヘリコプターによる輸送

災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県知事に対し、災害状況に基づきヘリコプターによる空中輸送について出動の手続きをする。

3 緊急通行車両の指定

【村が実施する対策】

村長は、災害応急対策による緊急輸送をする場合は、県知事または公安委員会へ緊急車両の申出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。緊急通行車両確認証明書並びに標章の様式は資料編に掲げるとおりである。

4 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点として資料編に掲げる施設を設定する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。

イ 各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして情報共有を図る。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者または管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、地区・建設業協会等の協力を得て村災害対策本部が行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 放置車両等の移動等

(ア) 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 応援協力体制

(ア) 村に所在する各機関等から応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置をとる。

(イ) 村における稼動能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

【関係機関が実施する対策】

ア 実施機関

自己の所有または管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。

イ 障害物除去方法

- (ア) 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能の回復を図る。
- (イ) 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。
- (ウ) 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事故支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 放置車両等の移動等

- (ア) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

エ 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

オ 応援協力体制

- (ア) 各機関限りで実施困難なときは、村長に応援協力を要請する。
- (イ) 村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者または管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前または災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

- (ア) 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置をとる。

(イ) 村における稼動能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

ウ 障害物の集積場所

- (ア) 障害物の集積場所は、次のとおりとする。

	処理施設	住 所	処理量	所有者
集 積 場	三共	中川村大草 5402	敷地面積 6,000 m ² (一次・二次)	中川村
	小渋	中川村葛島 2679-6 他	敷地面積 13,000 m ² (二次)	
可燃	上伊那クリーンセ ンター	伊那市富県 3790	日処理量 118 t	上伊那広域連合

不燃	伊南不燃物保管倉庫	駒ヶ根市赤穂 16397-36	敷地面積 8,247.0 m ²	伊南行政組合
----	-----------	-----------------	-----------------------------	--------

(イ) 集積場が使用できない場合は、次により災害発生場所の近くに設ける。

- a 交通に支障のない公有地を選ぶ。
- b 公有地に適当な場所がないときは、所有者の了解を求め、民有地を利用するが、事後の処理は万全を期する。

【関係機関が実施する対策】

ア 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者または管理者が行う。

イ 障害物の集積、処分の方法

- (ア) 自らの組織、労力、機械器具を用いまたは建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- (イ) 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

エ 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、概ね次の場所に保管または処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- (ア) 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- (イ) 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- (ウ) 障害物が二次災害の原因とならない場所
- (エ) 広域避難地として指定された場所以外の場所

オ 応援協力体制

- (ア) 各機関限りで実施困難なときは、村長に応援協力を要請する。
- (イ) 村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

災害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を行う。

その際、高齢者、要配慮者について十分考慮する。

特に、災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設における避難準備・高齢者等避難開始の提供や避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 3 村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 4 村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 5 村及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 6 村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

（1）基本方針

災害からの人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

<避難情報等>			<防災気象情報>	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	
警戒レベル 5	既に 災害が発生 している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令(市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	(国土交通省、気象庁、長野県が発表)
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合等に発令(市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難 をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)		
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意報等 (気象庁が発表)		

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難準備・高齢者等 避難開始	村長	内閣府ガイドライン	災害全般
避難勧告	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示(緊急)	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事またはその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
避難所の開設、収容	村長		

(イ) 災害の発生により村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり知事が行う。

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

事 項	意 味
避難準備・高齢者等 避難開始	人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しでは避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
避難勧告	その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めまたは促す行為をいう。
避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等

【村が実施する対策】

村長及び消防機関の長の行う措置

(ア) 避難指示（緊急）、避難勧告

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法または指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

なお災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）または避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

- a 気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合
- b 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される地域
- c 県・気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域で、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域等）
- d 県・気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- f 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域

- j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- k 避難路の断たれる危険のある地域
- l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- m 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

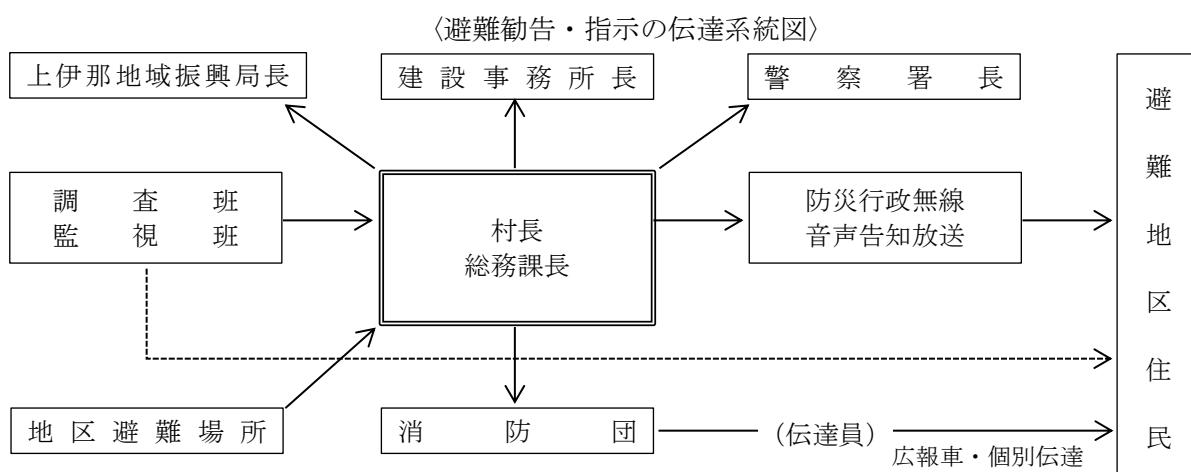
(イ) 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。

- a 国または長野県と長野地方気象台から共同で洪水予測（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域。

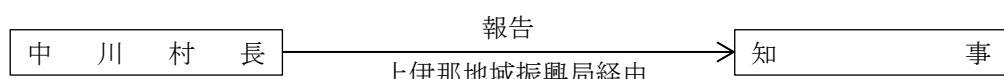
(ウ) 伝達方法

- a 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難勧告または指示を必要と認めるときは、村長に報告し、その命令により直ちに村防災行政無線、音声告知放送等により地区住民に伝達する。
- b 消防団長は、上記aの伝達を受けたときは、伝達員に連絡し、広報車及び個別伝達により住民に周知する。
- c 総務部長は、避難の勧告または指示をする場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。



(エ) 報告（災害対策基本法第60条）避難の勧告または指示を行った場合は、直ちに知事へ報告する。

(報告様式2-1)



※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

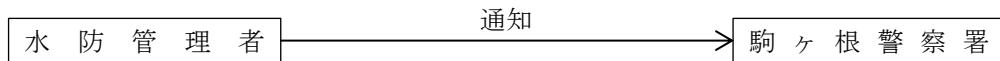
【水防管理者が実施する対策】

水防管理者として行う措置

(ア) 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）



【県が実施する対策】

知事またはその命を受けた職員が行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示と同じ

(イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



【警察署が実施する対策】

警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、駒ヶ根警察署にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

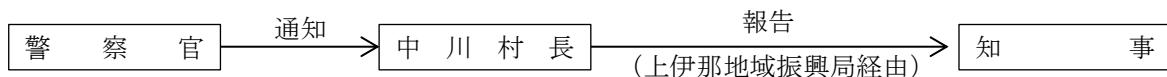
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努める。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持する。
- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、または村長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段をとる。
- e 避難のための勧告、指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、避難場所へ避難経路を選定し、避難誘導を行う。

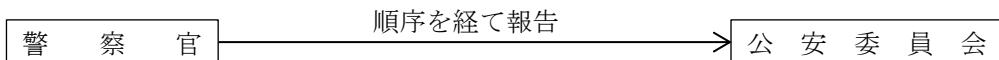
g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(イ) 報告、通知

a 上記(ア)cによる場合（災害対策基本法第61条）



b 上記(ア)dによる場合（警察官職務執行法第4条）



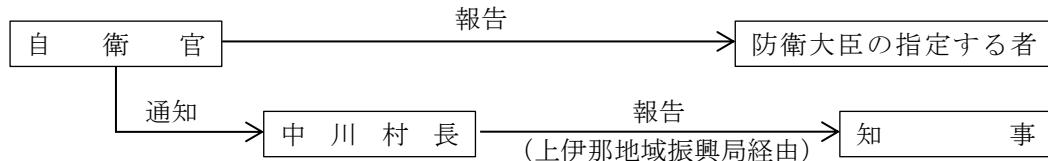
【自衛隊が実施する対策】

自衛官が行う措置

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「【警察署が実施する対策】(ア)d 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示（緊急）、避難勧告の時期

【村等が実施する対策】

前記ウ【村が実施する対策】(ア)a～gに該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示（緊急）、避難勧告または避難準備・高齢者等避難開始の内容

【村等が実施する対策】

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

(ア) 発令者

(イ) 発令日時

(ウ) 避難情報の種類

(エ) 対象地区及び対象者

(オ) 緊急避難場所

(カ) 避難の時期・時間

(キ) 避難すべき理由

(ク) 住民のとるべき行動や注意事項

a 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止措置

b 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防災対策

- c 家の戸締り
 - d 携行品は非常持ち出し品の限定
 - e 行動し易い服装
 - f 車での避難は禁止
 - g 消防署員、消防団員、役場職員、警察官等の避難誘導に従うこと
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路

カ 住民等への周知

【村が実施する対策】

- (ア) 総務部長は、まとめた情報等によって避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を必要と認めるときは村長に報告し、その命令により直ちに総代及び消防団長に通知するとともに防災行政無線及び音声告知放送等で住民に周知する。
特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (イ) 村長以外の指示者は、村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 消防団長は、(ア) の伝達を受けたときは、伝達員に連絡し、広報車及び個別伝達により住民に周知する。
- (オ) 防災行政無線、音声告知放送または村広報車をもってする場合は避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。
- (カ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。
- (キ) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む）、広報車、緊急情報等配信サービス等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

【村が実施する対策】

災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき地域住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、または発生が確実に予想される場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

【村、上伊那広域消防本部、警察署、自衛隊が実施する対策】

ア 実施者

- (ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、または依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項—村長またはその職権を行う者がその場に居ない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止またはその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- (ア) 避難の指示が対的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。
- ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。
- エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行った場合は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

【上記1（2）アの実施機関が実施する対策】

ア 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は当該地区の消防団の分団長が当たるものとし、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものが当たる。

イ 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

ウ 誘導の方法

- (ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- (イ) 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (エ) 浸水地にあっては、舟艇またはロープ等を使用し、安全を期する。
- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 学校長、保育園及び施設の管理者は、村長からの避難勧告または指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。その他の要領について、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。
- (キ) 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- (ク) 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- (ケ) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、上伊那地域振興局を経由して県へ応援を要請する。
状況によっては、直接隣接市町村、駒ヶ根警察署等と連絡して実施する。
- (コ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- (サ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

エ 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

オ 避難時の指導誘導員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。また、誘導員はあらかじめ決めた場所（それが危険な場合にはその他の安全な場所）に誘導する。

【住民、事業所が実施する対策】**ア 要避難地区における避難**

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して避難する。避難は、最寄りの公民館、集会所等、地区であらかじめ決めた場所に集合した後、村長の指示する避難所へ移動する方法が原則であるが、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

イ 任意避難地区における避難

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、ア同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。原則的には最寄りの公民館、集会所等、地区であらかじめ決めた場所に集合した後、村長の指示する避難所へ移動するが、災害の状況に応じ、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村長は、災害のため現に被害を受けまたは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

総務班は、避難所の開設が必要と認められるときは、村長に報告しその命令により役場職員を派遣し当該地区の総代の協力を得て開設するとともに、役場と地区との連絡調整に当たらせる。管理運営は総代、役員及び役場職員の協議に基づいて行う。

また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

イ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

ウ 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。この場合、県、警察署、消防機関に対して次の事項を連絡する。

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 収容人員、収容状況

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 水、食料、生活用品の充足状況等

エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自主防災組織

(エ) ボランティア

(オ) 他の市町村

(カ) 日赤奉仕団

(キ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者

- オ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- カ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
また、被災状況や応急対策の内容等について、役場等防災関係機関の職員による説明、掲示、CATV 等の活用により随時提供する。
- キ 避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保、男女ニーズの違い等に配慮する。
- ク 災害の状況により避難が長期間に及ぶ場合は、避難者による避難所運営のための組織化に努める。その場合、ボランティアの協力も得る。
- ケ 避難所の管理に当たっては、避難者名簿、避難所物品の受払簿等書類の整理を行い、注意事項の掲示等により混乱防止に努める。
- コ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策をとる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- サ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- シ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- ス 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やN P O ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
- (イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
- a 介護職員の派遣
- b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

- c 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
- (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (オ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (カ) 避難行動要支援者の避難生活が長期に及ぶと予想される場合、村は、次の施設を福祉避難所として開設する。

〈福祉避難所予定施設〉

名 称	所 在 地	電話番号
高齢者デイサービスセンターいわゆり荘	大草 4038 番地1	0265-88-3552
特別養護老人ホーム越百園	飯島町七久保 1338-1	0265-89-1222
N P O 法人かつら	葛島 685 番地	0265-88-3337

- セ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を來した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- ソ 教育委員会及び学校長等（以下「施設管理者」という。）は、次に定めるところにより、村の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行う。
- (ア) 学校等が避難場所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに避難所として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
- (イ) 施設管理者は、指定避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- (ウ) 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、施設管理者は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所の避難場所を明確に区分する。
- タ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。
- チ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ツ 避難所の閉鎖
避難の必要がなくなり、避難所を閉鎖したときは直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告するものとする。

【住民が実施する対策】

住民は、指定避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

【関係機関が実施する対策】

- ア 指定避難所の運営について必要に応じ村長に協力する。
- イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等支援の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- ウ 日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに日赤上伊那地区（上伊那地域の日赤窓口）、村分区（村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- エ 民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村、県に提供する。

5 広域的な避難を要する場合の活動

（1）基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

- ア 被害が甚大で村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- エ 避難者を受け入れる場合、村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 住宅の確保

（1）基本方針

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合、村長は、応急仮設住宅の建設を県に要請する。また、災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて応急仮

設住宅を建設する。応急仮設住宅の建設地、仕様、入居者の決定等については、通勤通学地、被災前の地域コミュニティの状況、避難行動要支援者に配慮する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

災害救助法が適用された場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 応急仮設住宅の要望戸数は、全焼、全壊、または流出戸数以内で被災者が居住を必要とする戸数とする。 イ 県に対し、公有地または私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合には、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。 ウ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力をを行う。 エ 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
災害救助法が適用されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。 イ 建設用地を確保する。ただし、私有地を選定する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。 ウ 応急仮設住宅の設計を行う。 エ 建設業者との請負契約を行う。 オ 工事監理、竣工検査を行う。 カ 入居者の決定を行う。 キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

〈応急仮設住宅建設予定用地〉

名 称	所 在 地	面 積	予定戸数
中川東小学校グラウンド	大草 4023	9,256 m ²	300
中川西小学校グラウンド	片桐 4262	10,380 m ²	300

- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅などを把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を

反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

6 住宅の応急修理計画

(1) 計画方針

災害のため住家が半焼または半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する計画とする。

(2) 実施機関

- ア 住宅の応急修理は、災害救助法適用の有無にかかわらず村長が行う。
- イ 村のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

8 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- イ 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。
特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- ウ 村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- エ 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるとときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

【関係機関が実施する対策】

- ア 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- イ 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

1 災害時における孤立の内容は、「情報通信の孤立」と、「交通手段の孤立」に大別できる。その特徴は次のとおりである。

項目	特 徴
情報通信の孤立	救助機関における事案の認知を疎かにして、人命救助活動を不可能にする。
交通手段の孤立	救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

2 孤立が予想される地域が多数存在するおそれのある本村の災害応急対策は、常に前記1を念頭に置き、次の優先順位をもって当たる。

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置して通信の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握し、被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに速報する。

イ 孤立予想地域に対し、電話回線及び防災無線及び携帯無線を活用して、孤立状況の確認を行う。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア ヘリコプターによる救急搬送が必要と判断される場合は、概要を直ちに県に報告する。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも留意する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県または他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

電話回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

職員の派遣、防災無線による中継及び携帯無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

【東日本電信電話(株)が実施する対策】

ア 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

イ 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

【住民が実施する対策】

住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

【住民が実施する対策】

- ア 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。
- イ 住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

（1）基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒步、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者に供給する。

村災害対策本部地域政策部は、被災地の状況をいち早く把握し、各避難所と連携を取り合つて活動する。

また、近隣市町村、県等の応援協定に基づいて食料品等の調達・供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、村の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村の計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、村内または隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、近隣市町村及び県（上伊那地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

イ 調達体制

村の備蓄品で不足する場合は、次のとおり村内より調達を図る。

(ア) 給食対象者の把握

被災者及び災害応急対策従事者等の給食対象者の把握は、当該地区総代を通じて取りまとめ、地域政策部長へ報告する。

(イ) 食料の調達

地域政策部長は、前記の報告に基づき本部長に報告し、命令により被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料の確保と炊き出しその他必要食品等の調達を行う。ただし、災害救助法が適用され、知事から事務委任されたとき、または知事による救助ができないときは、知事の補助機関として村長が行う。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給する。

村は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携を取り合って活動する。また、ボランティア等の協力も得られるようとする。

(2) 實施計畫

【村が実施する対策】

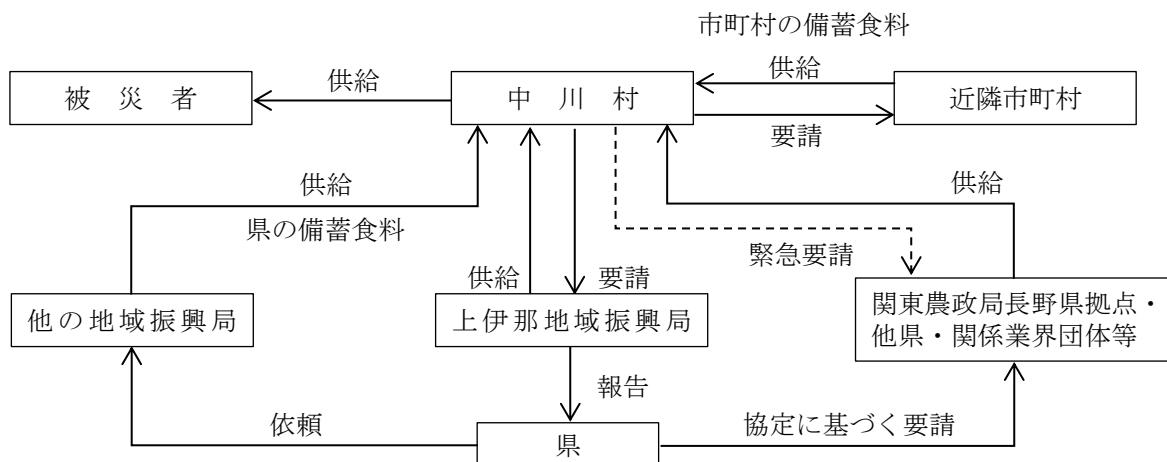
ア 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行う

イ 村の計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、村内または隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、近隣市町村及び県（上伊那地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。今後、協定の締結により更なる食料の供給体制を確立する。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 200 g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 300 g

〈食料の調達供給に関する図表〉



----- は、関東農政局長野県拠点等に対する緊急要請

ウ 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

3 炊出しの実施方法

- (1) 炊出しへ原則として、指定避難場所において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。
このほか、上伊那農業協同組合中川支所へ状況に応じ依頼する。
- (2) 炊出し施設、器材は自主防災組織備品のほか、指定緊急避難場所等備え付けのもの等を使用する。
- (3) 配分もれまたは重複支給者がいないようにするため、班等を組織し、各班に責任者を定め人員を掌握する。
- (4) 炊出しに関する事務の責任者は、(福)中川村社会福祉協議会事務局長とする。

第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水、プール等へ浄水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本村での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、仕切弁等により確保された配水池の貯留水、プール等にろ水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本村における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ プール等に浄水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- ウ 本村で対応が困難な場合は応援要請を行う。

【住民が実施する対策】

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、診療所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 断水地域の把握、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ボトルウォーター等により、一人一日3リットル以上の飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最少限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、本村の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県または自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行う。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には村の備蓄分を供給するが、被災状況等に応じて不足する場合は、県及び相互応援協定等により他市町村に対し供給の協力を要請する。なお、生活必需品の調達に際しては、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いを考慮する。

第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県へ協力要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

村は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

(2) 実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

村は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 物資の購入及び配分計画の樹立

(ア) 地域政策部は、調達依頼に基づき、速やかに村内または近隣市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

(イ) 地域政策部長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受けまたは現地調達して、関係機関、N P O ・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて配分を実施する。

(ウ) 要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する

(エ) 特に要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。

イ 物資の調達

保健福祉部は、生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画をたてておく。主な生活必需品は本編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」によること。

ウ 救助物資の集積場所

救助物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

施設名	名称地	電話
サンアリーナ	片桐 4711	0265-88-1005（中川文化センター）

エ 物資の給与または貸与の支給責任者及び協力者

- (ア) 物資の給与または貸与の支給責任者は、地域政策部長とする。
- (イ) 支給責任者は、消防団、日赤奉仕団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後・復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。
- イ 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- ウ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

【関係機関が実施する対策】

- ア 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- イ 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。
- ウ 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うように努める。

- エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備する。

【住民が実施する対策】

住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機械の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 基本計画

【村が実施する対策】

- ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。
- イ 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。
- ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- エ 感染症の発生を未然に防止するため、伊那保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策をとる。また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- オ 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- カ 感染症患者または無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫などの駆除等の予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。
- キ 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、伊那保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。
- ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、伊那保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- ケ 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定

がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、伊那保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

【住民が実施する対策】

住民は、村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

(3) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 情報の収集

災害発生と同時に伊那保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、これに必要な機械、資材、薬剤及び人員を確保し施設の整備等を行う。

イ 防疫活動に必要な資材等の確保

(ア) 機械

村が保有している消毒用機器等を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入を図り行う。

(イ) 車両

災害対策本部で調整し、車両の確保を行う。

(ウ) 薬剤

村で薬剤を備蓄保管するものとし、不足分については、県薬事管理課に斡旋を要請するとともに、業者から購入する。

(エ) 人員

保健医療班で不足する場合は、災害対策本部で調整し、他の班から応援を求めるか、ボランティア及び自衛隊の応援を要請する。

ウ 防疫業務の実施基準

浸水家屋に係るねずみ昆虫駆除等の消毒は、調達可能な次の薬剤のいずれかを散布する。

浸水程度	散 布 す る 薬 剂 の 種 別			
床下浸水	石灰酸水	クレゾール水	ホルマリン水	——
床上浸水	石灰酸水	クレゾール水	ホルマリン水	昇汞水

希釈割合

$$\left. \begin{array}{l} \text{石 灰 酸 水: (石灰酸 3 : 水 97)} \\ \text{クレゾール酸水: (クレゾール 3 : 水 97)} \\ \text{ホルマリン水: (ホルマリン 1 : 水 34)} \\ \text{昇 梅 水: (昇汞水 1 : 食塩 1 : 水 1,000)} \end{array} \right\}$$

第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、(一社)上伊那医師会、(一社)上伊那歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 基本方針

- (1) 遺体の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等について的確な対策を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、駒ヶ根警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握をし、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。
- (5) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (6) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (7) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

2 実施計画

【村が実施する対策】

(1) 行方不明者及び遺体の搜索

- ア 行方不明者及び遺体の搜索は、警察本部、消防機関等と連絡を取り、関係機関協力のもと災害の状況から優先すべき地域を判断し効果的に行う。
- イ 災害の状況により行方不明者等の搜索が困難な場合は、関係機関に対して搜索の応援を要請する。

(2) 遺体の収容処理

- ア 遺体の収容処理は、村職員、伊南消防署、駒ヶ根警察署、消防団が協力して行う。
- イ 発見遺体その他の事故遺体は、災害対策本部長が開設した遺体収容所へ収容する。
- ウ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。
- エ 身元不明者については、ウの調査表を作成するほか、衣類などの一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。
- オ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。

(3) 埋葬・火葬

- ア 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- イ 遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは、村が実施する。身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続を完了した身元不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。死者が多数のため一時的に火葬処理が困難な時は、火葬場の広域手配を県に要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。
- ウ 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)上伊那医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)上伊那歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検査等の処理を行う。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を行う。
- 3 飼育動物や死亡獣畜に対する対策を行う。

第3 活動の内容

- 1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

(2) 基本計画

【村が実施する対策】

- ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- ウ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を図る。
- エ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、三共及び小渋の集積場を仮置き場として指定する。この場合、周辺環境等に十分注意を払う。
- カ 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- キ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- ク 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に上伊那地域振興局へ報告する。

【住民が実施する対策】

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

(3) 実施計画**【村が実施する対策】****ア ごみの収集処理方法****(ア) 収集運搬**

被災地におけるごみの排出量が村の指定する収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、他の業者に依頼し、トラック等の車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

(イ) 処理、処分

- a 水分の多い難燃性、不燃性のごみは埋立場に運搬し、伊南行政組合を通じて埋立処分する。
- b 可燃性の大型ごみは、焼却（破碎を含む。）と埋立とにより処理する。
- c 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、選定し確保した処理場において焼却または処分する。

イ し尿の収集処理方法**(ア) 収集運搬**

- a 災害の状況に応じ、村の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理する。
- b 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町村長を通じ業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬する。

(イ) 処理

被災地から収集したし尿は、通常の方法で衛生的に処理する。一般的に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町村長に依頼し処理を要請するが、近隣市町村で処理が不可能な場合は、処理場選定基準により選定し確保した処理場において衛生的に埋立処理する。

2 廃棄物処理の広域応援**(1) 基本方針**

ア 発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本村のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

(2) 実施計画**【関係機関が実施する対策】（上伊那広域連合・伊南行政組合）**

廃棄物処理施設について被害を被り処理機能がマヒした場合、早急に、機能の原状回復を図る。

さらに、被害が甚大な場合は、復旧に長時間要するものと想定されこの間における住民の生活系廃棄物も相当量排出されるため、広域的な支援体制を図る。

- ア あらかじめ被災時における廃棄物の収集、運搬、処分及び二次公害防止体制等の計画を立てる。
- イ 被災地域の災害廃棄物（災害により排出された廃棄物）及び廃棄物処理施設の被害状況を把握し、早急に応急措置をとる。
- ウ 被災規模が甚大であり、自ら処理することが不可能な場合は、上伊那地域振興局（環境・廃棄物対策課）を通じ、他市町村の応援を求めて実施する。

3 飼育動物及び死亡獣畜対策

（1）基本方針

飼い主の避難等で放置された犬猫等の飼育動物の保護や災害によって死亡した獣畜を適正に処理する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

- ア 災害によって死亡し、放置された犬猫等の飼育動物を発見した場合は、直ちに収集し、消毒等の衛生処置を実施した後、焼却等適正処分をする。
- イ 飼育動物の放浪による住民への危害防止のため、保健福祉事務所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等の協力を得て、一時的な保護等の対策を実施する。
- ウ 牛、豚等の死亡獣畜は飼育農家による処理が原則であるが、経営者が被災等で処理できない場合は、収集処置の対応を行う。

【住民が実施する対策】

- ア 災害時に飼育動物を放置して見殺しにしたり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないよう飼い主として責任を果たす。
- イ 死亡した飼育動物や、獣畜は飼い主の責任で適正に処分する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動搖が予想されるため、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 警察等との連携による発災後の社会秩序の維持に努める。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

被災地域の混乱に乘じた犯罪やデマ等に惑わされたパニック行動等を防止するため、駒ヶ根警察署、中川村防犯協会、自主防災組織等の連携により、災害発生後の社会秩序の維持に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 広報活動

被災地域において、情報不足等により混乱や犯罪が発生するおそれがあるときは、速やかに住民がとるべき措置について、防災行政無線等を活用した広報活動を行う。また自主防災組織等を通じて正確な情報伝達を行い、混乱等の防止に努める。

イ 情報収集

中川村防犯指導員会、自主防災組織等に協力を求め、社会的混乱の原因となる次の事例等の情報の収集に努め、必要に応じて駒ヶ根警察署等関係機関に通報し、対応について依頼する。

- (ア) 災害に便乗した窃盗事犯に関する情報
- (イ) 災害に便乗した悪質商法事犯に関する情報
- (ウ) 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯に関する情報
- (エ) デマ、うわさなど真実でない情報
- (オ) その他生活の安全に関わる情報

2 物価対策等

(1) 基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

- ア 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- エ 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- オ 村内及び上伊那地域内の流通業者との連携を図る。

【事業所が実施する対策】

市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

【住民が実施する対策】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

災害時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、PRTR 対象物質などの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙または特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【村が実施する主な対策】

ア 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生しましたは発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

イ 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、または地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

ウ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

エ 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

オ 避難誘導の実施

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

カ 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、県に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

ア 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとる。

イ 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、または発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

災害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、または発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取り扱い者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止または制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせてとる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防署、警察署等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。

(2) 実施計画

【警察署が実施する計画】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制がとれるよう長野県高圧ガス団体協議会を中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【警察署が実施する計画】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するように、関係者等に要請する。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出、しみ出または地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、または、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・駒ヶ根警察署または消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対して通報を行う。
- ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- ア 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置をとるとともに、その旨を保健福祉事務所、駒ヶ根警察署または消防機関へ連絡する。
- イ 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を図る。

6 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生または発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、または延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火または延焼防止活動を行う。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

【放射性同位元素使用者が実施する対策】

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、または発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施するものとする。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、または施設に延焼するおそれのある場合は、消火または延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報するものとする。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告するものとする。
- (ウ) 放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとるものとする。
- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行うものとする。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止するものとする。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置をとるものとする。

7 石綿使用建築物等応急対策

（1）基本方針

災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設または特定施設応急対策

（1）基本方針

風水害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

第22節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点的に応急対策を推進するものとする。

第2 主な活動

- 1 電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集により早期復旧体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

- ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

【県企業局が実施する対策】

- ア 計画に基づいて職員を参集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。
- イ 供給先の中部電力パワーグリッド(株)と連携し、復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、診療所、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。

- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- エ 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

【県企業局が実施する対策】

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、中部電力パワーグリッド(株)と密接な連絡をとりながら行う。

3 二次災害防止及び節電

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

県及び電力会社からの要請に基づき村防災行政無線等により住民に対する広報を行う。

【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

ア 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。

(ア) 停電による社会不安除去に関する事項

- a 停電の区域
- b 復旧の見通し

(イ) 感電等の事故防止に関する事項

- a 垂れ下がった電線に触れないこと
- b 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

(ウ) 送電再開時の火災予防に関する事項

- a 電熱器具等の開放確認
- b ガスの漏洩確認

イ 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村の防災行政無線等を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。

ウ 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第23節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者（村）は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段をとる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への外部委託により行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

【村が実施する対策】

- (1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (2) 復旧体制の確立を行う。
- (3) 被災の状況により支援要請を行う。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- (5) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第24節 下水道施設等応急活動

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保に必要不可欠なライフラインであり、災害時においても破損箇所の修復により、ライフライン機能としてのその機能の応急的な確保の応急確保に努める必要がある。

災害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、処理場施設の被災及び管路施設の破損に対して、応急対策等により復旧に努め、各家庭からの流入管渠の確保及び流入汚水の適正処理を図る。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

下水道施設の被害状況を早期にしかも適切に把握する必要がある。このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

- ア 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。
- イ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努める。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害発生後速やかに、環境水道部により、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置をとる。

(2) 実施計画

- ア 災害発生後速やかに、環境水道部により、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整える。
- イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置をとる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置をとる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、村は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 環境水道部は、下水道排水設備工事指定工事店の協力を得て、次の対策を実施する。

種 別	実 施 事 項
管 渠	<p>(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。</p> <p>(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。</p>
処理場等	<p>(ア) 停電により処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によって処理場の機能回復に努める。</p> <p>(イ) 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。</p> <p>(ウ) 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置をとる。</p>

イ 速やかな復旧が不可能な場合、住民に対して水洗トイレ、風呂等の使用を控えるよう広報活動等により協力を要請する。また、管路等の下水道施設の異常を発見した場合には役場へ情報提供するよう併せて呼びかける。

【住民が実施する対策】

住民は、下水道施設等使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者（村）の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

第25節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。
これらの機材・施設が適正に稼働するよう、必要な整備計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保等を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 4 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 村防災行政無線通信等による応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

(2) 基本計画

- ア 村は、業者と協力して通信施設の緊急点検、巡視を行い、当該施設の被害状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、早急な復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 村災害対策本部、災害対策現地本部の携帯無線機の更新、整備を図る。
- オ 孤立防止のための無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- カ 災害時用通信手段なども使用不可能または困難となった場合には、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

(3) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 村内の通信は次の手段による。
 - (ア) 村防災行政無線
 - (イ) 携帯無線（各地区集会施設、消防団）
 - (ウ) 電話（携帯電話を含む。）
 - (エ) 音声告知放送
 - (オ) 緊急情報等配信サービス

イ 非常災害時における通信の確保

(ア) 情報の優先順位

災害が生じた場合、関係機関と緊密な連絡をとり、防災活動に必要なあらゆる情報を収集、伝達することになるが、その場合人命に係わる情報（地震情報や災害の発生拡大状況等）を優先して収集、伝達する。電話による通信が可能な場合は、原則FAXによる文書連絡を行い、電話を補完用に使用する。

(イ) 通信手段の活用順位

非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、(ウ)に掲げる電話を優先的に使用する。

また、村内における災害情報の収集は、ア(イ)に掲げる携帯無線を利用して災害対策、各地区、消防団との通信手段を確保する。

(ウ) 災害時優先電話

災害時優先電話は、電話回線が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う発信規制の対象とされない電話であり有効に活用する。登録電話番号は災害対策従事職員等に周知する。

(エ) 公衆電話

一般的の電話が発信を制限された場合に、グレーあるいは緑色の公衆電話は災害時優先電話に準じた扱いがされかかりやすいので、現場からの通信連絡用等に活用する。なお、停電等でカード、100円硬貨が使用できない機種があるため、10円硬貨を使用する。

(オ) 非常通信

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合またはこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、携帯無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(カ) 携帯電話の災害広報媒体としての活用

電話事業者と連携し、携帯電話を災害広報媒体として活用することで、住民に対し迅速かつ的確な災害情報を伝達し、災害広報活動の充実を図る。

2 電気通信施設の応急活動

(1) 基本方針

ア 被災地の通信確保のため、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期回復を図る。

イ 避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

(2) 実施計画

【通信・放送事業者が実施する対策】

ア 重要通信の疎通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努める。
- (イ) 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、または非常、緊急扱い電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う対策をとる。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、次の避難所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

施設名	名称地	電話
中川東小学校	大草 4023	0265-88-3011
中川西小学校	片桐 4262	0265-88-3045
中川中学校	片桐 4580	0265-88-3070
高齢者創作館	片桐 4735	0265-88-3452
葛島区民会館	葛島 631-1	
社会体育館	片桐 4748	
文化センター	片桐 4757	0265-88-1005
片桐区民会館	片桐 4347	0265-88-2501

ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

エ 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、村に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

カ 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況の情報提供に努める。

キ 放送施設の応急復旧

(株)エコーリティ・駒ヶ岳は災害非常対策規程等に基づき、放送施設の応急復旧に努め、村も必要な協力をを行う。

第26節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、村及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部門規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 基本方針

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (1) 部内規程の定めるところにより、危険防止措置をとる。
- (2) 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処する。
- (3) 災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常招集計画による。
- (4) 鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努める。

【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (1) 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行う。
- (2) 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を実行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。

2 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

(1) 危険防止措置

保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し、列車運転の可否を決定する。

(2) 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図る。

(3) 災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の招集を行う。

第27節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民、被災者、滞在者等（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等への避難を呼びかけるため、必要に応じて、村長から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、放送事業者及び関係機関等と緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等住民等が必要とする正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、レアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、音声告知放送、CATV、インターネット、広報紙、広報車、緊急情報等配信サービス等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直施住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ウ) 避難所、経路、方法等に関する情報
- (エ) 医療機関等の生活関連情報
- (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報

(カ) 交通規制（村内、上伊那管内・外の広域情報も含む。）、交通機関の運行等に関する情報

(キ) 関係機関が講じている施策に関する情報

(ク) 安否情報

(ケ) その他必要な情報

イ 報道機関に対しては、原則として副本部長（副村長）が隨時記者会見を開催し災害の状況等を発表し、状況に応じ定例の記者会見の設定も検討していく。また、災害対策本部の発表資料の提供コーナーを設け、資料を整理して情報提供を行う。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

村は、県、関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 必要に応じ、電話・FAX、相談職員等を配置し、専用相談窓口の設置を検討する。

イ 住民等からの問い合わせ内容から被災者のニーズを把握し、応急対策に活用する。

3 避難行動要支援者への広報活動

高齢者、障がい者への情報の提供は、FAX電話、CATV、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置をとる。

また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

第28節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置をとる。

- ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置をする。
- イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努める。

【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置をする。
- イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- エ 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）または避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

オ 関係住民の理解と協力を得ながら、地すべり助長の原因となる雨水や地表水の排除等を県等関係機関と連携により実施する。

【住民が実施する対策】

ア 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従う。

イ 住民は応急対策工事の実施に協力する。

3 土石流対策

（1）基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の措置をとる。

イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

ウ 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）または避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

必要に応じて避難勧告または避難指示（緊急）を行うとともに、応急工事を行う。

【住民が実施する対策】

住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従う。

4 崖崩れ応急対策

（1）基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置をとる。

イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）または避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し速やかに助言を求める。

【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従う。

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 村が管理運営する庁舎、社会福祉施設、村営住宅、村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。
- イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

【建築物所有者が実施する対策】

建築物の所有者は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

【建築物所有者が実施する対策】

文化財所有者は、災害発生時、次の対策をとる。

- ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- イ 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

第30節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急に被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、関係団体等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を情報提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

村内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。
- イ 交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会と結んだ協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。
- ウ 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被災が甚大の場合、各関係機関及び相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

本村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、村は、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第31節 河川施設応急活動

第1 基本方針

災害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

2 実施計画

【村が実施する対策】

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 地区及び水利組合へ水門の適切な操作について呼びかけを行う。
- (4) 災害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

【関係機関が実施する対策】

- (1) 村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡または交換を図る。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
- (4) 堤防決壊時のように重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

【住民が実施する対策】

- (1) 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。
- (2) 地区及び水利組合はあらかじめ決められた計画に基づき、水門の適正な操作を実施し、農業用水や中小河川の増水による宅地等への浸水被害を防止する。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

災害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物施設

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬類関係

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高いことから、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等の活動が重要である。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、または発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止または制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常を発見したときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせてとる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防署、警察署等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防署、警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

イ 火薬類関係

【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管または貯蔵中の火薬類を安全な場所へ移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所へ移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- ウ 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

【関係機関が実施する対策】

- ア 村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡または交換を図る。
- イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- ウ 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

【住民が実施する対策】

住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、二次災害から住民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。
- イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

第33節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

第3 活動の内容

1 基本方針

ため池に決壊のおそれが生じた場合または決壊した場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、県等関係機関へ協力を要請する。

2 実施計画

【村が実施する対策】

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (3) 被害を拡大させないよう早期に応急工事を実施する。
- (4) 管理団体において、豪雨時等において巡回を行わせ、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう、速やかに村へ通報させる。

【関係機関が実施する対策】

- (1) 緊急点検を実施し、結果を村へ速やかに報告する。
- (2) 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

第34節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、流木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、上伊那農業農村支援センター及び上伊那農業協同組合等農業団体の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 中川村営農センターと連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上伊那地域振興局に報告する。

イ 上伊那農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底するものとする。

【関係機関が実施する対策】

村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

【住民が実施する対策】

農業者は、村が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力する。また、中川村営農センターの指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

作物別の主な応急対策は、次のとおりである。

(ア) 水稲

- a 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病等の防除を行う。
- b 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- c 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(イ) 果樹

- a 浸水・滯水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
- b 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。
- d 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。
- e 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(ウ) 野菜及び花き

- a 浸水・滯水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- b 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- d 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(エ) 畜産

- a 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- b 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

(オ) 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

【住民が実施する対策】

住民は、村が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第35節 文教活動

第1 基本方針

小学校、中学校及び保育園は多くの児童生徒園児（以下「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

【村が実施する対策】

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

学校長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生または発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、防災行政無線、音声告知放送等により、児童生徒及び保護者に周知するとともに、村教育委員会にその旨を連絡する。

イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校または保護者への引き渡しを行う。

(イ) 村長等から避難の勧告または指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向または同一地区ごとに集団行動をとらせる。

- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校または避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 村教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

(ア) 学校施設・設備の確保

a 校舎の一部が利用できない場合

学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理または補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、圧縮学級の編成などをして、できるかぎり休校を避ける。

b 校舎の全部または大部分が使用できない場合

(a) 早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画をたて、その具体化を図る。

(b) 近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。

(c) 余裕のある学校がない場合は、公民館等公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

c 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

応急仮校舎の建設を実施する。

d 応急教育の予定場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
社会体育館（柔道場）	片桐 4748	0265-88-1005
片桐区民会館	片桐 4347	0265-88-2501

(イ) 教職員の確保

補充を要する教職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は臨時的任用により補充し、これが困難な場合は、隣接学校からの協力を求める。以上の方針によってもなお不足するときは二部授業を行う。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告または連絡する。その際、火気使用場所（家庭科教室、湯沸し室等）及び薬品類保管場所（理科教室、実験室、保健室等）の危険箇所については速やかに安全点検を実施する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは県教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、村・県教育委員会へ連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、村と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校の施設・その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は南信教育事務所を経由して県教育委員会にあっせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

4 応急保育対策

(1) 休園措置

ア 保育開始後の措置

保育園長は、災害が発生し、または発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休園の措置をとるとともに保護者に連絡し引渡す。

イ 登園前の措置

保育園長は、登園前に休園の措置をした場合は、防災行政無線、音声告知放送等により保護者に連絡する。

(2) 保育施設の確保

ア 保育園の一部が利用できない場合

保育園運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理または補強をするなど保育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ圧縮保育などをして、できるかぎり休園をさける。

イ 保育園の全部または大部分が使用できない場合

(ア) 早急に施設の再建、仮施設建設設計画をたて、その具体化を図る。

(イ) 各地区集会所等公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散保育を実施する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

応急仮施設の建設を図る。

エ 応急保育の予定場所

地区集会所等

オ 保育士等の確保

補充を要する職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は、臨時的任用により補充する。

第36節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷または放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

2 実施計画

【村が実施する対策】

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置をとる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

【飼養動物の飼い主が実施する対策】

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第37節 ボランティアの受入れ体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティア、NPO・NGO、企業等についても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努め、被災地で支援活動を行っているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害対策本部に必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

- 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- イ 災害対策本部は、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。
- ウ 村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。
- エ ボランティアの需給状況等について、隨時県災害対策本部に報告する。

【社会福祉協議会が実施する対策】

村社会福祉協議会は、社会福祉協議会を含む次の団体で構成する福祉救援現地本部を設置し、県及び村災害対策本部との連携のもとに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供、相談指導等を行う。

- (ア) 民生児童委員協議会
- (イ) 日赤奉仕団
- (ウ) ボランティア連絡協議会
- (エ) その他関連団体等

【その他N P O・N G O等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援**(1) 基本方針**

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画**【村が実施する対策】**

- ア 必要に応じ、村社会福祉協議会に、ボランティアセンターの設置を要請する。
- イ ボランティアの担当職員を配置する。
- ウ 村社会福祉協議会の福祉救援現地本部と連携し、ボランティアが自由に使用できるスペースの確保、ボランティアセンターで必要となる物資等の提供等、ボランティア活動の支援を行う。

【社会福祉協議会が実施する対策】

村の災害対策本部からの要請に基づき、ボランティアセンターを設置し、福祉救援現地本部等と連携したボランティアの総合的な窓口業務を行う。

第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

1 義援物資

- (1) 県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関、村、村社会福祉協議会等は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。
なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 義援金

- (1) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関、村、村社会福祉協議会等は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関、村、村社会福祉協議会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。
- (3) 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たり、特に義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知を図る。

(2) 実施計画

【村、社会福祉協議会が実施する対策】

ア 義援物資

(ア) 村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

(イ) 村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

イ 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関、村、村社会福祉協議会は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

【住民、企業等が実施する配慮】

ア 義援物資

(ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。

(イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

【村、社会福祉協議会が実施する対策】

ア 義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、村に速やかに引き継ぎを行う。

イ 義援金

寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

3 義援金品の管理

(1) 基本方針

寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 実施計画

【村、社会福祉協議会が実施する対策】

寄託された義援金を委員会に寄託するまでの間、義援物資にあっては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

第39節 災害救助法の適用

第1 基本方針

被災が一定の基準以上、かつ、応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法の適用を受け、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判定を行う。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続を行う。
- 4 法適用となった場合、村の役割分担について迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 村災害対策本部により迅速な情報収集を行う。
- イ 被害の認定を資料編に掲げる基準により行う。
- ウ 次の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに上伊那地域振興局総務管理課に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
 - (ア) 災害救助法による救助が必要と思われる災害
 - (イ) 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - (ウ) 住家が5世帯以上滅失した場合
 - (エ) (ア)～(ウ)以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

2 災害救助法適用の判定

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、災害により住家が全焼、全壊、埋没、半焼、半壊、床上浸水が一定の基準に該当し、また、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い該当するか、または該当すると思われる場合は、次項3の手続を行う。

- ア 本村における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあっては、全壊、流失等の1／2世帯、床上浸水にあっては1／3世帯として換算する。以下同じ。）が30世帯（人口5,000人未満）に達したとき。
- イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本村の滅失世帯数が、15世帯に達したとき。
- ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- エ 次のように被災世帯数（住家滅失世帯数）が基準とならない場合は、被害状況に応じて判断する。
 - (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (イ) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

3 適用の手続

(1) 基本方針

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続を行う。

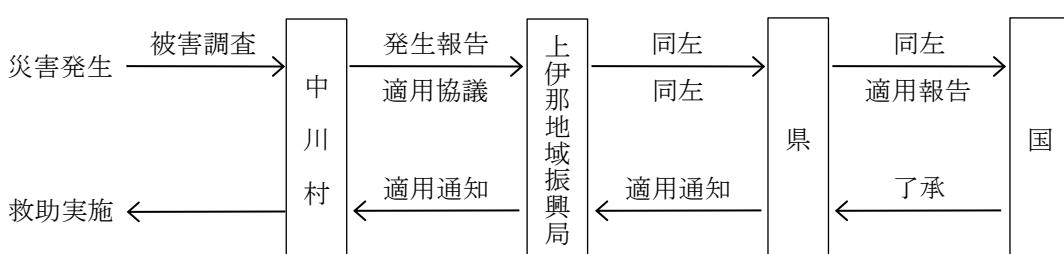
(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

〈法 の 適 用 事 務〉



4 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 救助の役割分担

県から委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。なお、次の事項は県知事から委任されることが想定されるので、必要な手続きを迅速に実施する。

- (ア) 収容施設のうち避難施設の供与
- (イ) 炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (エ) 災害にかかった者の救出
- (オ) 学用品の供与
- (カ) 埋葬
- (キ) 遺体の搜索及び埋葬
- (ク) 災害にかかった住宅の応急修理
- (ケ) 障害物の除去

イ 救助の実施基準

救助の実施は、資料編に掲げる「災害救助法で実施可能な応急救助早見表」により行う。なお、詳細については「災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）」によるほか、厚生労働省監修「災害救助の運用と実務」及び県の「災害救助の手引き」を参照すること。

第40節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、村、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には県、村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

【県及び村が実施する対策】

- (1) 観光地での災害発生時の県、村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 観光地での災害発生時には、上伊那広域消防本部消防計画における救助・救急計画に基づき、駒ヶ根警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、警察署と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

【村が実施する対策】

- (1) 通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光地で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

【関係機関が実施する対策】

多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧かまたは計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の市町村等への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

迅速な原状復旧または計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強い村づくり等の長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興方針を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ計画的に行う。

【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

【住民が実施する計画】

住民は、村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の市町村等の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節　迅速な原状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。
村は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限りの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する対策】

- ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に三次救急医療機関等の人命に関する重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。
- イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- エ ライフラインの交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定期限を明示して行う。
- オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適當と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。
- キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

- ヶ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- ｺ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切かつ迅速な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切かつ迅速な処理に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

(ア) 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

(イ) 復旧・復興計画を考慮にいれ計画的に行うよう努める。

(ウ) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

（1）基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強い村づくりを目指し、復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにはかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

なお、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

2 防災村づくり

（1）基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「村づくりは住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明

確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを住民の理解を求めながら実施する。

併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

ア 防災村づくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

(ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。

(ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

(エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

(オ) 住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。

(カ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

イ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

【関係機関が実施する対策】

県、村と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

【住民が実施する対策】

住民は、再度の災害を防止するため、より安全で快適なむらづくりは、自分たちはもちろん、子供たちを始めとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

（1）基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

（2）実施計画

村及び関係機関は復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

【村が実施する対策】

- ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

第2 主な活動

村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

【村が実施する対策】

1 村の資金

計画災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

(4) 基金の取り崩し

財政調整基金及び災害対策基金の取り崩し

2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

村は、関東財務局長野財務事務所と連絡をとり、応急資金の貸付を受ける。

3 激甚災害の指定

甚大な災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号以下「激甚法」という。）が制定されていることから、村内に大規模な災害が発生した場合は、村として迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助を受ける必要がある。

(1) 激甚災害に関する調査

各部は、災害が発生した場合は、災害対策基本法第 53 条に定めるところにより、速やかに被害状況を県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

なお、指定については、県知事から内閣総理大臣への報告を受け、その災害が激甚法第 2 条第 1 項に規定する激甚な災害に該当すると判断された場合、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定され、その災害に対してとるべき措置を指定する政令が公布される。

（2）特別財政援助の交付手続き

村長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関する調書を作成し、県の関係部局に提出する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援をとる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、県社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付け等を支援する。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 8 被災者の納付すべき租税の徵収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 13 災害復旧用木材の供給の支援を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

（1）基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、他の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

村の区域内において1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置をとる。

オ 他の市町村に避難した被災者に対しても、当村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法による復興

（1）基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上伊那地域振興局長へ報告する。

ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

<被災者生活再建支援制度>

（1）概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活再建を支援するものである。

この制度は、平成10年5月に公布された被災者生活再建支援法に基づくもので、平成19年11月にこの支援法の改正により、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額の支援金を支給し、渡し切りで使い途の制限もなくなった。

支援金は、被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金がそれぞれ加算される仕組みである。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、かつ、災害規模が次のような場合に対象となる。

- ア 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村（※）
- イ 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ウ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、ア、イ、ウのいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- カ ウ又エの都道府県が2以上ある場合に、
 - ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）
 - ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

（※）1号適用：別表第1の被害が発生した市町村

2号適用：別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

（住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる）

災害救助法施行令

別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第2（第2号関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

(3) 支給対象世帯

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額支給額は、2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300万円
②解体		補修	100 万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

(5) 支援金の支給申請

ア 申請窓口 市町村

イ 申請時の添付書類

(ア) 基礎支援金：罹災証明書、住民票等

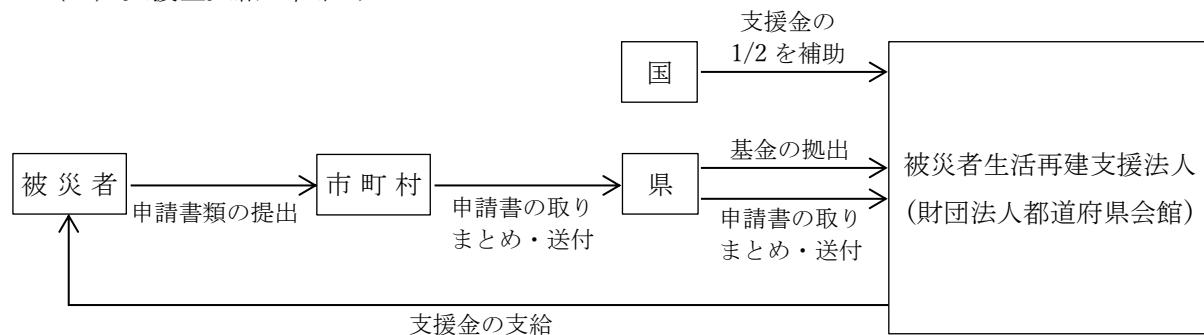
(イ) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

ウ 申請期間

(ア) 基礎支援金：災害発生日から13月以内

(イ) 加算支援金：災害発生日から37月以内

(6) 支援金支給の仕組み



3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付けを行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、災害援護資金、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は、県、長野労働局、近隣市町村と連携して職業紹介、労働相談等の情報提供に努める。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

伊那保健福祉事務所と連携して、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を促す。

6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害弔慰金・災害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年条例第3号）に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を、また障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

7 租税の徵収猶予及び減免

（1）基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徵収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

地方税法、中川村税条例（昭和33年条例第31号）等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徵収猶予、減免等を行う。

8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

（1）基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徵収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

9 罹災証明書の交付

（1）基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

10 被災者台帳の作成

（1）基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報の一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

（2）実施方針

【村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

（1）基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

- ア 必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。
- イ 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- ウ 住民に対し、掲示板、音声告知放送、広報誌等を活用し広報を行う。
- エ 報道機関の協力を得て広報を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災農林業及び中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置や事業再開に対する相談体制の整備等が行われるので、村は、必要により窓口等を設置し、被災農林業及び中小企業者等に周知する。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被害農林業者に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るために支援を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用を図る。

(ア) 天災資金

(イ) 日本政策金融公庫資金

(ウ) 農業災害資金

イ 日本政策金融公庫等を通じ、(ア)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底を図る。

ウ 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

【村が実施する対策】

ア 前記、県や金融機関等が実施する対策が円滑に実施できる体制を整え、積極的に支援する。

イ 被災状況を的確、迅速に把握し、必要な情報を提供する。

ウ 県及び関係機関と密接な連携を図る。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置をとる。

また、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

- ア 長野県中小企業融資制度資金による資金等の効果的な運用を図る。
- イ 中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- ウ 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- エ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- オ 商工会及び金融機関等による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

第7節 被災した観光地の復興

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

- 1 被災した観光地に対する支援

【村が実施する対策】

- (1) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、村、県、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを県内外に向けて情報発信していく

震災対策編

目次

震災対策編	1-1
第1章 地震に強い村づくり	1-1
第1節 地震に強い村づくり	1-1
第2節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1-4
第3節 被害想定	1-11
第2章 東海地震等に関する事前対策活動	2-1
第1節 総則	2-1
第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	2-2
第3節 情報収集伝達計画	2-4
第4節 広報計画	2-7
第5節 避難活動等	2-9
第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画	2-13
第7節 医療救護及び保健衛生活動計画	2-15
第8節 児童生徒等の保護活動計画	2-17
第9節 消防・救急救助対策等	2-19
第10節 警備対策	2-20
第11節 防災関係機関の講ずる措置	2-21
第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止	2-23
第13節 交通対策	2-24
第14節 緊急輸送	2-26
第15節 他機関に対する応援要請	2-27
第16節 村が管理又は運営する施設に関する対策	2-28
第17節 事業所等における地震防災応急対策計画	2-30
第18節 大規模な地震に係る防災訓練計画	2-31
第19節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	2-32
第3章 南海トラフ地震臨時の運用	3-1
第1節 総則	3-1
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	3-4
第3節 情報の収集伝達計画	3-6
第4節 広報計画	3-8
第5節 災害応急対策をとるべき期間	3-9
第6節 避難対策等	3-10
第7節 住民の防災対応	3-11
第8節 企業等対策計画	3-12
第9節 防災関係機関のとるべき措置	3-15
第10節 関係機関との連携協力の確保	3-18
第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画	3-19

第1章 地震に強い村づくり

第1節 地震に強い村づくり

第1 基本方針

本村における構造物、施設等について、国の「防災基本計画」の基本的な考え方を踏まえ、地震防災対策強化地域には「地震防災基本計画」、南海トラフ地震防災対策推進地域には「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」それぞれに基づき耐震性の確保を図るとともに、「地震防災緊急事業五箇年計画」等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い村づくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性の確保、村土保全機能の増進等地震に強い村土を形成する。
- 2 地震に強い村の形成、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等を推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

伊那谷は、東は南アルプス、西は中央アルプスに挟まれた地域で伊那盆地といわれ、盆地にはアルプスから流出した砂、礫、泥が堆積した沖積層をつくっている。その上には火山灰によるローム層をのせている。

過去、地震被害の記録はないが、伊那谷には多くの活断層があり、将来直下型地震による大きな被害が予想されるため、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や診療所等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、本章第3節「被害想定」を参考に減災目

標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。

- 才 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

【関係機関（交通・通信施設管理機関）が実施する計画】

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

2 地震に強い村づくり

(1) 現状及び課題

住宅地への人口の集中、建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮した村づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する計画】

ア 地震に強い村づくりの形成

- (ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。(村)
- (イ) 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い構造の形成を図る。(村)
- なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

イ 建築物の安全化

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に関する社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効率的な実施に努める。
- (イ) 住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。(村)
- (ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。(村)
- (エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。(村)
- (オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。(村)
- (カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。(村)

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。
- (イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、必要に応じてライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ 地質、地盤の安全確保

- (ア) 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。(村)
- (ウ) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。(村)

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。(村)
- (イ) 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (エ) 県、民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
- (オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 長野県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

- (1) 村防災会議、村地震災害警戒本部及び村災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等の伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 災害広報に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (7) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (8) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (9) 村内における公共的団体の指導、自主防災組織の育成に関すること。
- (10) その他地震防災に関すること。

2 消防（上伊那広域消防本部伊南南消防署、中川村消防団）

- (1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。
- (2) 村の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。

- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) その他消防本部の掌握事務についての防災対策に関すること。

3 伊南行政組合

- (1) 昭和伊南総合病院
 - ア 医療に関すること。
 - イ 2次医療の受入れに関すること。
 - ウ 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (2) 衛生センター・不燃物保管倉庫・火葬場
 - ア し尿・廃棄物の収集処理に関すること。
 - イ 遺体の火葬処理に関すること。

4 上伊那広域連合

- (1) 上伊那クリーンセンター、クリーンセンター八乙女
 - 可燃ごみ処理、粗大ごみ及び不燃ごみに関すること。

5 伊那中央行政組合

- (1) 伊那中央病院
 - ア 助産に関すること。
 - イ 3次医療の受入れに関すること。

6 長野県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。
- (9) その他地震防災に関すること。

7 長野県警察本部（駒ヶ根警察署）

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 行方不明者等の捜索及び検死に関すること。

8 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
 - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
 - エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局（長野財務事務所）
- ア 地方公共団体に対する資金の融資あっせんに関すること。
 - イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東信越厚生局
- ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 関東農政局（長野県拠点）
- ア 地震災害時における食糧の供給等に関すること。
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
 - エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全にかかる施設等の整備に関すること。
- (5) 中部森林管理局
- ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
 - イ 地震に伴う林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
 - ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
- (6) 関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
 - イ 被災商工業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること。
- (7) 中部経済産業局
- 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
- (8) 関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。
 - イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
- (9) 中部近畿産業保安監督部
- 電気の保安に関すること。
- (10) 北陸信越運輸局
- 災害時における鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに自動車による輸送の確保に関すること。
- (11) 東京航空局（松本空港出張所）
- ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。
 - イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- (12) 東京管区気象台（長野地方気象台）
- ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。

- イ 地震防災知識の普及に関すること。
- ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。

(13) 信越総合通信局

- ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。
- イ 非常通信に関すること。
- ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。
- エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。

(14) 長野労働局

- ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。
- イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。

(15) 中部地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
 - (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくりの計画の策定
- イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- ウ 警戒宣言時
 - (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達
 - (イ) 地震災害警戒体制の整備
 - (ウ) 人員・資材等の配備・手配
 - (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
 - (オ) 道路利用者に対する情報の提供

(16) 中部地方環境事務所

- ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。
- イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。

(17) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

9 陸上自衛隊第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

- (1) 被災状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遺難者等の捜索救助

- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の除去
- (7) 応急医療防疫、病害虫防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付け又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去

10 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株) (駒ヶ根郵便局)

災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。

- (2) 日本郵便(株) (中川郵便局、田島郵便局)

災害時における窓口業務の確保に関すること。

- (3) 東海旅客鉄道(株)飯田支店

ア 鉄道施設の地震防災に関すること。

イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。

- (4) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業所)

地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。

- (5) 東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ長野支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

ア 電気通信設備の保全に関すること。

イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。

- (6) 日本銀行 (松本支店)

ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。

イ 損傷通貨の引換えに関すること。

- (7) 日本赤十字社 (長野県支部)

ア 医療、助産等救助、救護に関すること。

イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。

ウ 義援金の募集に関すること。

- (8) 国立病院機構 (関東信越ブロック)

医療、助産等救助、救護に関すること。

- (9) 日本放送協会 (長野放送局)

地震情報等広報に関すること。

- (10) 日本通運(株) (長野支店)

地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。

- (11) 中部電力パワーグリッド(株) (伊那営業所)

ア 電力施設の保全、保安に関すること。

イ 電力の供給に関すること。

11 指定地方公共機関

(1) 伊那バス(株)

災害時における避難者の輸送の協力に関すること。

(2) (公社)長野県トラック協会

地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

(3) 放送会社 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株))

気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

(4) 長野県情報ネットワーク協会

気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

(5) (一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(公社)長野県看護協会

災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

(6) (一社)長野県薬剤師会

災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。

(7) (一社)長野県L P協会

液化石油ガスの安全に関すること。

(8) (一社)長野県建設業協会

地震災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

(9) (福)長野県社会福祉協議会

災害ボランティアに関すること。

12 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 上伊那農業協同組合

ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。

ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。

エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。

オ 農産物の需給調整に関すること。

(2) 上伊那森林組合

ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。

(3) 中川村商工会

ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。

ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。

エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

(4) 水利組合

ため池、水門等の地震防災に関すること。

(5) (一社)上伊那医師会、(一社)上伊那歯科医師会、(一社)上伊那薬剤師会等

ア 地震災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。

イ 地震災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

(6) 病院等医療施設の管理者

ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。

ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。

エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。

(7) 社会福祉施設の管理者

ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。

(8) 金融機関

被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

ア 安全管理の徹底に関すること。

イ 防護施設の整備に関すること。

(10) (株)エコーシティー・駒ヶ岳

ア 電気通信設備の保全に関すること

イ 災害非常通信の確保及び気象通報の伝達に関すること。

ウ 地震情報等広報に関すること。

(11) (福)中川村社会福祉協議会等

ア 村が行う避難行動要支援者対策等の災害応急対策の協力に関すること。

イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。

ウ 災害ボランティアの受け入れに関すること。

第3節 被害想定

第1 基本的な考え方

村を含む長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

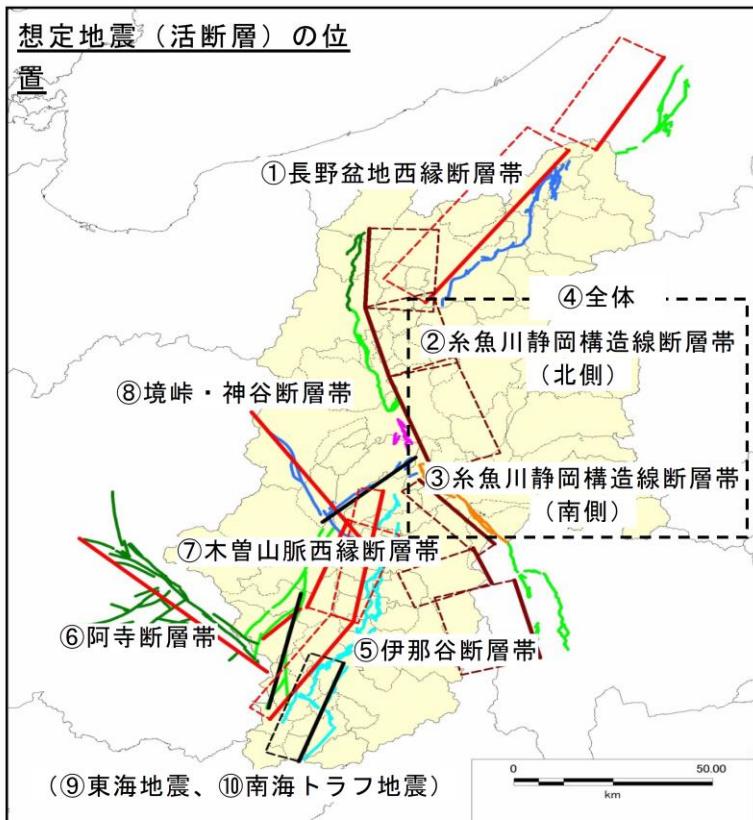
第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

震源諸元 想定地震	マグニチュード	長さ (km)	位置等	中川村の 最大予測震度
長野盆地西縁断層帯	7.8	58	飯山市～長野市	3
糸魚川— 静岡構造 線断層帯	(全体)	8.5	150	小谷村～富士川町
	(北側)	8.0	84	小谷村～塩尻市
	(南側)	7.9	66	岡谷市～富士川町
伊那谷断層帯（主部）	8.0	79	辰野町～平谷村	6強
阿寺断層帯（主部南部）	7.8	60	郡上市～中津川市	5強
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）	7.5	40	木曽町～南木曽町	6弱
境峠・神谷断層帯（主部）	7.6	47	松本市～伊那市	5弱
想定東海地震	8.0			6弱
南海トラフ巨大地震	9.0			6弱

内陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。

想定地震（活断層）の位置



第3 想定地震に基づく予測

各想定地震における本村の地震動の予測結果は、次のとおりである。

1 地震動の予測

(1) 長野盆地西縁断層帯の地震

長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生ずることが予測される。

村では、村内全域で震度3が予測される。

(2) 糸魚川—静岡構造線断層帯（全体・北側・南側）の地震

長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生ずることが予測される。

村では、北部を中心に震度5強、その他は震度5弱から4が予測される。

(3) 伊那谷断層帯の地震

上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生ずることが予測される。

村では、天竜川西側地域が震度6強から6弱、天竜川東側地域で震度6弱から5強が予測される。

(4) 阿寺断層帯の地震

木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生ずることが予測される。

村では、天竜川西側で震度5弱、天竜川東側で震度4が予測される。

(5) 木曽山脈西縁断層帯の地震

上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じることが予測される。

村では、天竜川西側で震度6弱、天竜川東側で震度5強から5弱が予測される。

(6) 境峠・神谷断層帯の地震

木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じることが予測される。

村では、天竜川西側北部で震度5弱、その他は震度4が予測される。

(7) 想定東海地震

下伊那地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じることが予測される。

村では、天竜川西側で震度6弱から5弱、天竜川東側で震度6弱から4が予測される。

(8) 南海トラフ巨大地震

(基本ケース) 伊那谷や諏訪地域で震度5強以上の揺れが生じることが予測される。

(陸側ケース) 上伊那・下伊那・諏訪地域で震度6弱以上の揺れが生じることが予測される。

村では、2ケースともに、天竜川西側で震度6弱、天竜川東側で震度6弱から5強が予測される。

2 液状化

液状化の危険度は、「高い」「やや高い」「低い」「極めて低い」「なし」の5段階に区分される。

村域においては、いずれの地震においても「なし」と予測されている。

3 土砂災害（急傾斜地崩落危険箇所、山腹崩壊危険地区）

土砂災害については、「危険性が高い(A)」「危険性がある(B)」「危険性が低い(C)」の3ランクに区分されている。

(1) 長野盆地西縁断層帯の地震

全村域で「ランクC」である。

(2) 糸魚川一静岡構造線断層帯（全体・北側・南側）の地震

村域は、(北側) 地震では全域で「ランクC」であるが、(全体・南側) では天竜川西側中北部地域で「ランクA」から「ランクB」が散在しており、その他は「ランクB」から「ランクC」である。

(3) 伊那谷断層帯の地震

全村域に「ランクA」から「ランクC」が散在している。

(4) 阿寺断層帯の地震

村域では、天竜川西側地域で「ランクB」が散在しており、その他は「ランクC」である。

(5) 木曽山脈西縁断層帯の地震

村域では、天竜川西側地域で「ランクA」から「ランクB」が散在しており、その他は「ランクC」である。

(6) 境峠・神谷断層帶の地震

村域では、天竜川西側地域で「ランクB」が散在しており、その他は「ランクC」である。

(7) 想定東海地震

村域では、天竜川西側地域で「ランクA」から「ランクB」が散在しており、その他は「ランクC」である。

(8) 南海トラフ巨大地震

(基本ケース) 村域では、天竜川西側地域で「ランクA」が散在しており、その他は「ランクB」から「ランクC」である。

(陸側ケース) 村域では、天竜川両岸とも広範囲で「ランクA」が散在しており、「ランクB」「ランクC」は、一部である。

第4 被害想定

1 建築物被害

村域の現況建物（延べ床面積20m²以上）棟数は、木造が3,266棟、非木造建物が896棟となっており、次の表のように想定地震のうち、「伊那谷断層帶の地震」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側）、（基本）」の順で被害が予測されている。

地 震 名	被災ケース	液状化	揺れ		断層変位	急傾斜地崩落		火災による焼失	合計	
			全壊	半壊		全壊	半壊		全壊・焼失	半壊
長野盆地西縁断層帶の地震			0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川—静岡構造線断層帶の地震	全体		0	0	4以下	0	4以下	10	0	4以下
	北側		0	0	0	0	0	0	0	0
	南側		0	0	10	0	10	20	0	10
伊那谷断層帶の地震			0	100	490	40	30	80	0	130
阿寺断層帶の地震			0	0	0	0	4以下	4以下	0	4以下
木曽山脈西縁断層帶の地震			0	0	10	0	10	20	0	10
境峠・神谷断層帶の地震			0	0	0	0	4以下	4以下	0	4以下
想定東海地震			0	0	4以下	-	4以下	10	0	4以下
南海トラフ巨大地震	基本		0	0	20	-	10	20	0	10
	陸側		0	10	240	-	30	80	0	40
										320

2 人的被害

「伊那谷断層帯の地震」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側）、（基本）」の順で被害が予測されている。

地 震 名	被災ケース	死者数			負傷者数			重傷者数			自力脱出困難者数
		建物倒壊	土砂災害	壌・自販機・落下物等	建物倒壊	土砂災害	壌・自販機・落下物等	建物倒壊	土砂災害	壌・自販機・落下物等	
長野盆地西縁断層帯の地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体 冬	4以下	4以下	4以下	10	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
	夏	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
	北側	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南側	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
伊那谷断層帯の地震	冬深夜	10	4以下	4以下	110	4以下	4以下	60	4以下	4以下	10
	夏	10	4以下	4以下	80	4以下	4以下	40	4以下	4以下	10
	冬18時	10	4以下	4以下	100	4以下	4以下	50	4以下	4以下	10
阿寺断層帯の地震		4以下	4以下	0	4以下	4以下	0	4以下	4以下	0	0
木曽山脈西縁断層帯の地震		4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
境峠・神谷断層帯の地震		4以下	4以下	0	4以下	4以下	0	4以下	4以下	0	0
想定東海地震	冬深夜	4以下	4以下	0	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
	夏	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
	冬18時	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
南海トラフ巨大地震 陸側	基本	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	0
	冬深夜	4以下	4以下	4以下	50	4以下	4以下	30	4以下	4以下	4以下
	夏	4以下	4以下	4以下	30	4以下	4以下	20	4以下	4以下	4以下
	冬18時	4以下	4以下	4以下	40	4以下	4以下	20	4以下	4以下	4以下

*いずれの地震も火災による「死者数」「負傷者数」「重傷者数」は「0」である。

3 避難者

「伊那谷断層帯の地震」が最も避難者が多く、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側）、（基本）」の順で予測されている。

地 震 名	被災ケース	被災 1 日後			被災 2 日後			被災 1 週間			被災 1 ヶ月後		
		避難者	内、避難所	内、要配慮者	避難者	内、避難所	内、要配慮者	避難者	内、避難所	内、要配慮者	避難者	内、避難所	内、要配慮者
長野盆地西縁断層帯の地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体	10	4 以下	4 以下	40	20	4 以下	20	10	4 以下	10	4 以下	4 以下
	北側	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯の地震	南側	10	10	4 以下	60	30	10	30	20	10	10	4 以下	4 以下
		250	150	30	890	450	80	650	320	60	460	140	30
阿寺断層帯の地震		4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下
木曽山脈西縁断層帯の地震		10	10	4 以下	80	40	10	40	20	4 以下	10	4 以下	4 以下
境峠・神谷断層帯の地震		4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下	4 以下
想定東海地震		10	4 以下	4 以下	30	10	4 以下	10	10	4 以下	10	4 以下	4 以下
南海トラフ巨大地震	基本	10	10	4 以下	130	60	10	70	30	10	20	10	4 以下
	陸側	100	60	10	570	280	50	370	180	30	210	60	10

4 物資不足

「食料過不足量」は村備蓄数が「0」と仮定して計算されているため、全てのケースについて避難者がいれば過不足すると判断されている。「食料」「飲料水」とも著しく過不足を生じると予測されている。

(単位：食、リットル、枚、トン、地区、箇所)

地 震 名	被災ケース	食料過不足量			飲料水過不足量			毛布過不足量			災害廃棄物発生量	孤立集落数	道路施設被害箇所数
		1 日 後	2 日 後	3 日 後	1 日 後	2 日 後	3 日 後	1 日 後	2 日 後	3 日 後			
長野盆地西縁断層帯の地震		0	0	0	636	636	636	1,190	1,190	1,190	0	0	0
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体	△15	△81	△138	38	△320	△617	1,182	1,153	1,158	260	1	0.5 未満
	北側	0	0	0	636	636	636	1,190	1,190	1,190	0	0	0
伊那谷断層帯の地震	南側	△22	△125	△213	△262	△820	△ 1,284	1,178	1,133	1,141	370	1	1
		△531	△ 2,135	△ 3,600	△ 8,913	△16,952	△24,030	895	299	376	9,130	1	1
阿寺断層帯の地震		△1	△7	△12	578	541	514	1,190	1,187	1,187	10	0	0.5 未満
木曽山脈西縁断層帯の地震		△24	△167	△288	△608	△ 1,415	△ 2,082	1,177	1,111	1,123	390	1	0.5 未満
境峠・神谷断層帯の地震		△1	△3	△5	618	606	597	1,190	1,189	1,189	10	0	0.5 未満
想定東海地震		△12	△60	△102	182	△69	△280	1,183	1,163	1,167	220	0	0.5 未満

南海トラフ巨大地震	基本	△30	△257	△448	△ 1,339	△ 2,672	△ 3,768	1,173	1,064	1,084	410	0	1
	陸側	△217	△ 1,237	△ 2,137	△ 6,472	△12,111	△16,947	1,070	624	690	2,870	3	1

*不足量の整数は、備蓄品の数量から必要数量を除いた数であり、数字の前に「△」がある欄が実際に不足すると予測される数である。

5 ライフラインの被害

「伊那谷断層帯の地震」が最も避難者が多く、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側）、（基本）」の順で予測されている。

特に伊那谷断層帯の地震や南海トラフ巨大地震では、上水道の断水率が 90 パーセント前後まで達すことが予測され、多方面に及ぶ影響が懸念される。

被災ケース 地 震 名	上水道断水人口・率				下水道機能支障人口・率				停電軒数・率				
	直後	1 日 後	1週間後	1ヶ月後	直後	1 日 後	1週間後	1ヶ月後	直後	1 日 後	1週間後	1ヶ月後	
長野盆地西縁断層帯の地震	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	250 (6)	150 (4)	10 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	全体	1,230 (25)	200 (4)	50 (1)	4 以下 (0)	1,180 (27)	220 (5)	20 (0)	10 (0)	480 (23)	30 (1)	0 (0)	0 (0)
	北側	0 (0)	0 (0)	0 (0)	250 (6)	150 (4)	10 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	南側	1,550 (32)	290 (6)	80 (2)	4 以下 (0)	1,400 (32)	240 (6)	10 (0)	10 (0)	600 (28)	40 (2)	4 以下 (0)	4 以下 (0)
伊那谷断層帯の地震	4,460 (91)	3,120 (63)	1,630 (33)	250 (5)	3,850 (90)	2,480 (58)	950 (22)	120 (3)	1,710 (81)	610 (29)	70 (3)	10 (0)	
阿寺断層帯の地震	230 (5)	20 (0)	4 以下 (0)	0 (0)	430 (10)	160 (4)	10 (0)	10 (0)	90 (4)	4 以下 (0)	0 (0)	0 (0)	
木曽山脈西縁断層帯の地震	1,760 (36)	410 (8)	120 (2)	4 以下 (0)	1,520 (35)	270 (6)	10 (0)	10 (0)	660 (31)	60 (3)	4 以下 (0)	4 以下 (0)	
境峠・神谷断層帯の地震	70 (1)	10 (0)	4 以下 (0)	0 (0)	310 (7)	150 (4)	10 (0)	10 (0)	30 (1)	4 以下 (0)	0 (0)	0 (0)	
想定東海地震	1,170 (24)	150 (3)	40 (1)	0 (0)	1,140 (26)	200 (5)	10 (0)	10 (0)	460 (22)	20 (1)	0 (0)	0 (0)	
南海トラフ巨大地震	基本	2,310 (47)	650 (13)	210 (4)	4 以下 (0)	1,960 (46)	410 (10)	40 (1)	20 (0)	860 (41)	90 (4)	4 以下 (0)	
	陸側	4,170 (85)	2,330 (47)	1,050 (21)	120 (2)	3,460 (80)	1,350 (31)	220 (5)	30 (1)	1,600 (76)	400 (19)	30 (1)	4 以下 (0)

*各枠内の上段は人口・件数、下段括弧内は率を示す。

被災ケース 地 震 名	固定電話不通回線数・率				携帯電話不通 ランク	
	直後	1 日 後	1週間後	1ヶ月後	直後	1 日 後以 降
長野盆地西縁断層帶の地震	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
糸魚川—静岡構造線断層帶の地震	全体	380 (23)	20 (1)	0 (0)	0 (0)	-
	北側	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
	南側	470 (28)	40 (2)	4 以下 (0)	0 (0)	-
伊那谷断層帶の地震	1,360 (81)	480 (29)	10 (0)	0 (0)	A	-
阿寺断層帶の地震	70 (4)	4 以下 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
木曽山脈西縁断層帶の地震	530 (31)	50 (3)	4 以下 (0)	0 (0)	C	-
境峠・神谷断層帶の地震	20 (1)	4 以下 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-
想定東海地震	370 (22)	20 (1)	0 (0)	0 (0)	-	-
南海トラフ巨大地震	基本	690 (41)	80 (4)	4 以下 (0)	0 (0)	B
	陸側	1,270 (76)	320 (19)	4 以下 (0)	0 (0)	A

*各固定電話欄枠内の上段は回線数、下段括弧内は率を示す。

*携帯電話不通ランクは、A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい、を示す。

6 まとめ

今回、県がまとめた「第3次長野県地震被害想定調査報告書」によると、村に与える影響の大きい地震は「伊那谷断層帶の地震」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側・基本）」、「糸魚川—静岡構造線断層帶の地震（南側・全体）」、「木曽山脈西縁断層帶の地震」となっている。また「想定東海地震」等においても相当の被害が予測されている。

今後は、県の報告書を分析するとともに、これらの想定地震の被害を軽減するために、建築物や橋梁の耐震診断・耐震改修の促進や、緊急輸送・避難路となる道路、避難施設、防火施設等の適切な整備を進めていくこととする。

また、「自分の身は自分で守る」という防災意識を住民に啓発し、災害や救命・救助等に関する知識・技術を普及するとともに、自主防災組織による防災活動を推進していくものとする。

第2章 東海地震等に関する事前対策活動

第1節 総則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村の地域に係る地震防災に關し、本村の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編第1章第2節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」（P.震災 1-4～1-10）のとおりである。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 東海地震に関連する情報時の体制

1 配備基準

村長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制（共通編（風水害対策編）P.3-28）をとる。

情報の種別	活動体制	非常配備要員	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	警戒事前体制 (共通編（風水害対策編） 第3章第3節別表 4「配備人員一覧表」による。)	○所属長の指示により活動 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達 ○準備行動の開始
東海地震注意情報 (東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制	警戒二次体制 (共通編（風水害対策編） 第3章第3節別表 4「配備人員一覧表」による。)	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により保育園児、学校の児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	緊急体制 (共通編（風水害対策編） 第3章第3節別表 4「配備人員一覧表」による。)	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○市町村内における地震防災対策の実施

※「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

- 2 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の収集に積極的に努め、収集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接した時は、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に収集する。
- 3 東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

第2 収集場所

配備職員は、村役場庁舎又は勤務施設に収集し、各所属長の指示に従う。

第3 地震災害警戒本部の組織等

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法施行令、中川村地震災害警戒本部条例に定めるところによる。

1 警戒本部の構成

警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	村長
副本部長	副村長
本部員	教育長、村長の事務部局の課長、議会事務局長、教育委員会教育次長及び上伊那広域消防本部伊南南消防署長、駒ヶ根警察署大草及び片桐駐在所警察官、中川郵便局長、消防団長、東日本電信電話㈱長野支店長、東海旅客鉄道(株)飯田支店長、中部電力パワーグリッド㈱伊那営業所長
本部職員	本部員を除く村職員

2 組織及び事務分掌

警戒本部の組織は共通編（風水害対策編）第3章第3節「非常収集職員の活動」別表1（P.3-24）及び別表2（P.3-25）を準用する。

第4 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震観測情報、東海地震注意情報が伝達された時、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行う。

- ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- ・地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- ・管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

第3節 情報収集伝達計画

第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

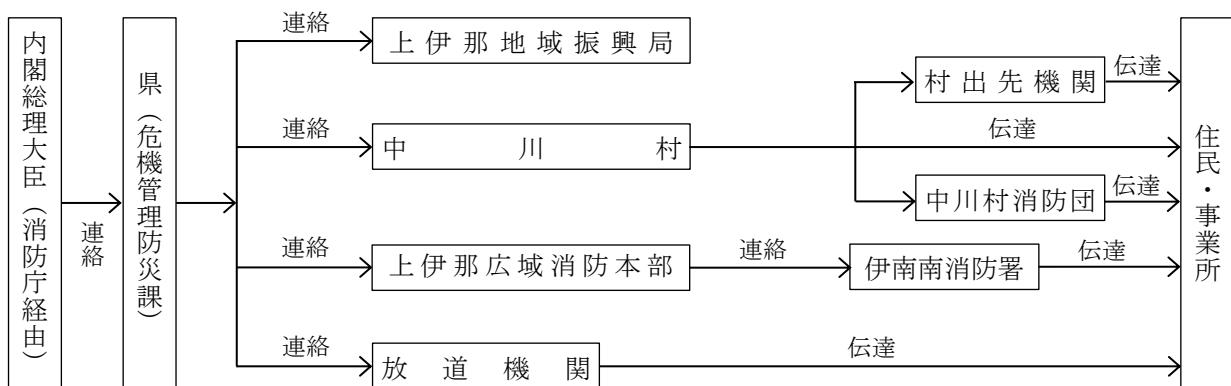
1 伝達系統

(1) 東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報は、県防災行政無線で伝達されるので、通常勤務時は、総務課長へ速やかに連絡する。また、勤務時間外（土日、休日を含む。）においては、宿日直者を通じて総務課長へ連絡する。

なお、観測情報及び注意情報については、総務課長からの連絡により危機管理係は直ちに登庁し、続報の受領に備える。

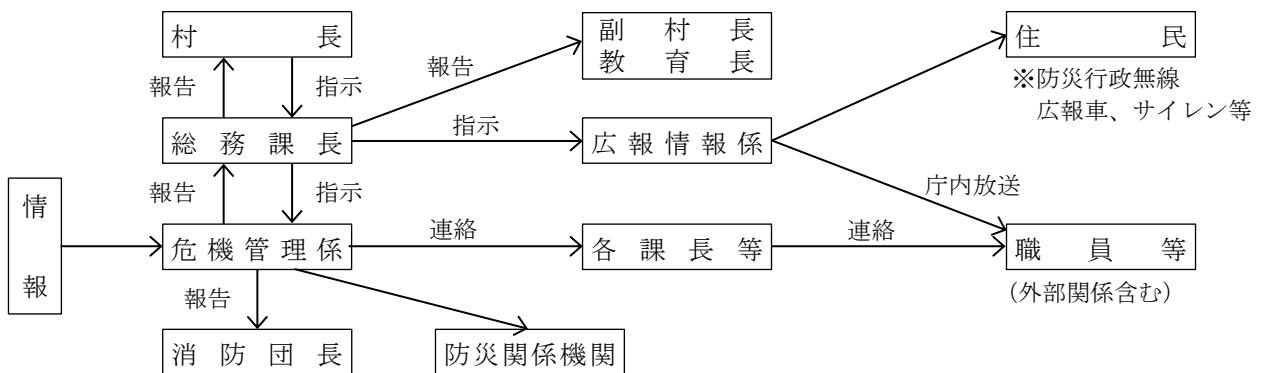
(2) 警戒宣言



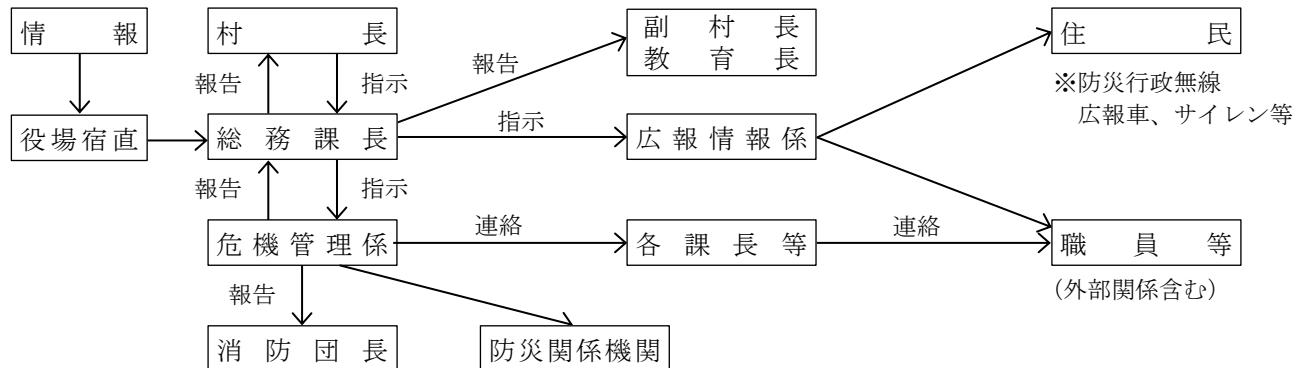
2 職員への伝達方法

職員への伝達は、勤務時間内においては府内放送、防災行政無線及び電話等により、勤務時間外においては、防災行政無線及びあらかじめ定めた非常連絡網により電話等にて行う。また、自ら管理する施設等に対しても速やかに防災行政無線及び電話等により伝達するが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。

(1) 勤務時間内における伝達系統図



(2) 勤務時間外における伝達系統図



3 住民等に対する伝達手段

村は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な地震予知情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。

- (1) 村防災行政無線
- (2) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。）
- (3) 電話
- (4) 音声告知放送
- (5) CATV
- (6) 緊急情報等配信サービス
- (7) 報道機関（テレビ・ラジオ・新聞・インターネット）
- (8) その他

〈「東海地震に関連する情報」の発表基準等〉

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】：(警戒宣言発令とほぼ同時に発表) 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注：各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

村は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、村警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりとする。

- 1 診療所等の診療状況、保健衛生班の出動体制
- 2 主要食料等の在庫状況等
- 3 電話等の疎通状況、利用制限の状況
- 4 避難、救護の状況、観光客数、避難施設となる施設の運営状況
- 5 保育園、小中学校の保育、授業実施状況及び社会福祉施設の状況
- 6 列車、バスの運行状況、旅客の状況
- 7 飲用水確保体制の状況
- 8 金融機関の営業状況
- 9 高速道路等の交通規制の状況、車両通行状況
- 10 スーパー、小売店等の営業状況
- 11 その他必要とされる状況

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

1 県及び防災関係機関等から得た情報について、村防災行政無線、音声告知放送、広報車等を活用し、又自主防災組織の協力を得て住民に周知する。さらに必要に応じて県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」により報道機関へ要請し、テレビ、ラジオ、新聞を活用した広報を行う。外国籍住民に対しては、外国語による表示又は外国語放送による対策を講じる。

2 広報の内容

(1) 東海地震注意情報受理時

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 災害危険箇所及び避難対象地域の周知
- ウ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- エ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- オ その他必要な事項

(2) 警戒宣言発令後の警戒本部設置時

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等の内容
- イ 主な交通機関の運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報及び生活関連情報
- オ 事業者及び各家庭においてとるべき措置
- カ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- キ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- ク 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- ケ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- コ 他の必要な事項

3 避難行動要支援者への広報計画

避難行動要支援者への広報については、自主防災組織を通じた情報伝達、聴覚障がい者へのFAXを活用した緊急通報、外国籍住民への防災無線での外国語放送を実施し、情報伝達の徹底を図る。

4 問い合わせ窓口

住民からの問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

【防災関係機関が実施する計画】**1 放送機関**

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

4 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

5 東海旅客鉄道(株)

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

6 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

7 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

8 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

9 その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置をとる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し屋内避難を考慮に入れた対策をとる。

また、避難の勧告又は指示の対象となる範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難を実施するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震診断等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動の内容

1 避難対象地区の設定

【村が実施する計画】

（1）避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

なお、避難対象地区は、次のとおりとする。

- ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
- イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- ウ その他村長が危険と認める地域

（2）避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線、音声告知放送等の手段を活用し、地区的範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法等について十分徹底を図る。

（3）警戒宣言が発せられたとき、村長は避難対象地区に避難勧告又は避難指示（緊急）を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

- ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 避難場所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 避難行動要支援者の避難救護

【住民が実施する計画】

住民は、平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等、地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は村の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難する。

2 車両による避難

【村が実施する計画】

- (1) 村は駒ヶ根警察署、県危機管理部と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とする他、災害時の交通管理に支障のないよう地区の実態に応じて駒ヶ根警察署と調整しておく。
- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じてその都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合には、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難場所における駐車に当たっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 要配慮者に対する支援措置

【村及び住民が実施する計画】

- (1) 警戒宣言発令時、避難対象地区以外の住民は自宅での待機等安全な場所で行動することを原則とするが、震災時に迅速な避難が困難な要配慮者で、希望する者については避難施設を準備する。
- (2) 村は、警戒宣言発令時には自主防災組織の協力を得て、迅速な避難支援を行う。

4 要配慮者利用施設における避難対策

【村が実施する計画】

村は避難対象地区内の要配慮者利用施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

- (1) 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。）
- (2) 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- (3) 「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

【要配慮者利用施設が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、村との調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿泊者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

- (1) 夜間・休日を含めた連絡体制
- (2) 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- (3) 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 滞留旅客への対応

【村が実施する計画】

滞留旅客の避難対策として、避難場所、避難誘導方法、食料・生活用品等の供給方法等について今後各事業者と十分調整する。

6 屋内避難

【村が実施する計画】

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、必要に応じて村指定の要配慮者避難所への屋内避難の対象とする。
- (2) 村長は指針に従い、小・中学校の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- (3) 村長は住民の協力を得て、屋内避難が可能な施設の収容力が屋内避難対象者に対して不足している場合は避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

7 避難活動

【村が実施する計画】

- (1) 村は、避難状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- (2) 避難所の設置及び運営については次により行う。
 - ア 避難所での生活が円滑に行えるように、必要に応じて仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。
また、避難生活の維持に当たっては、自主防災組織の協力を得る。
 - イ 避難所で避難生活する者は、避難勧告又は避難指示（緊急）を受けた者、自主避難をした者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。
 - ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - エ 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - オ 避難所の運営は、自主防災組織等の協力を得て村が行う。
 - カ 避難所には、運営のため必要な村職員を派遣するとともに、必要により、安全確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難場所の運営に関し、村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るように努める。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保し、村は住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、村は必要な措置をとる。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

【村が実施する計画】

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に、緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。
- (2) 平常時から緊急物資の在庫状況の把握と物資等の供給協定の締結を行う。
- (3) 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。
- (4) 村は、避難対象地区以外において住民が食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。
また、この要請が可能となるよう村内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。
- (5) 住民に対し、生活必需品の備蓄について周知する。
- (6) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うのに合せ、村においても予め定めた物資拠点において受け入れ準備を行う。

【住民が実施する計画】

- (1) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食料等生活必需品の備蓄に努める。
- (2) 住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買ひだめ等に走ることなく、冷静に行動する。

2 飲料水の確保計画

【村が実施する計画】

- (1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。
- (5) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うのに合せ、村においても予め定めた物資拠点において受け入れ準備を行う。

【住民が実施する計画】

住民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連絡を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時的人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるとともに、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、救護所を避難場所に設置する。

【村が実施する計画】

- (1) 上伊那医師会等に対して救護班の出動準備を要請する。併せて日赤中川分区に対し出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材を配備し、受け入れ態勢を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

【防災関係機関が実施する計画】

(1) 日本赤十字社（長野県支部）

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

(2) (一社)上伊那医師会

村から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

(3) 災害拠点病院（伊那中央病院）

災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

(4) (一社)上伊那薬剤師会

村から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は自己完結の努力をする。

【村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について資機材を準備する。

【住民が実施する計画】

住民は、し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

保育園、小学校及び中学校（以下この節において「学校等」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と綿密な連携を図り、児童生徒及び幼児（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講じる。

なお、学校等においては、地域の特性や学校等の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校等施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

学校等は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業、保育又は学校、保育園行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校又は休園とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しない。

なお、遠距離通学、通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとる。

1 児童生徒の安全対策

- (1) 児童生徒の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や、直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難場所又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護に当たっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部又は村教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、村警戒本部又は村教育委員会と協議の上、対策を講じる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒及び保護者に対し、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

ウ 交通機関利用者については、その場の指導者（乗務員等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 幼児の安全対策

- (1) 幼児については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難場所又は保育園で保護する。この場合、事前に保護者との打ち合わせの上、個々について対応の仕方を確認しておく。
- (2) 保護に当たっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する園児の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部又は村保健福祉課へ報告する。
- (3) 保護した園児の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、村警戒本部又は村保健福祉課と協議の上、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が保育園への行き帰り中に発令された場合に備え、保護者に対し次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 保育園か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

3 その他の安全対策

社会教育、社会保育等の活動中に警戒宣言が発令された場合、主催者又は指導者は上記児童生徒等の安全対策に準じ保護活動を行う。

第9節 消防・救急救助対策等

第1 基本方針

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、村は地域防災計画及び消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、村は東海地震応急対策要領に基づく、広域的な応援の受け入れ準備を進める。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

- 1 防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- 2 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- 3 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- 4 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- 5 村は消防団とともに、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、地域集会施設に配置した資機材等の確認を行う。
- 6 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

【消防機関が実施する計画】

- 1 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- 2 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- 3 資機材及び救急資機材を確保する。
- 4 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- 5 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- 6 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。
- 7 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

第10節 警備対策

第1 基本方針

駒ヶ根警察署は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第2 活動の内容

1 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

2 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

3 避難地域、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地域、重要施設等のパトロール強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪、事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動の内容

1 電力会社（中部電力パワーグリッド（株））

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話（株）長野支店、（株）エコーシティー・駒ヶ岳、（株）N T T ドコモ長野支店、K D D I（株）、ソフトバンク（株））

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講じる。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便㈱信越支社

- (1) 日本郵便㈱信越支社に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 日本郵便㈱信越支社は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置を講じる。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

- 1 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向についての調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 村内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- 6 住民に対して、集団心理的パニックを防ぐため、冷静な消費行動に努めるよう呼びかける。

【住民が実施する計画】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言発令時における交通対策は、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより実施する。また、鉄道の運行停止等に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、村は警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供とともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

【村、道路管理者が実施する計画】

1 道路に関する事項

(1) 村及び道路管理者は、平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し次の事項について周知徹底を図る。

○警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カラーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ・車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・避難するために車両を使用しないこと。なお、今後定める車両避難対象地区を除く。

(2) 高速自動車国道に関する事項

ア 高速自動車国道については、一般車両の強化地域内への流入が制限されるとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入も制限されるので、これらの情報について住民に周知する。

イ 中央自動車道からの車が村へ流入してきた場合、交通渋滞等を引き起こす場合が想定されるので、中日本高速道路(株)及び近隣市町村と滞留旅客の対応について協議する。

【警察本部が実施する計画】

警戒宣言が出された場合の交通対策は、原則として次の方針により対処する。

ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 強化地域内への一般車両の流入は極力制限する。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り制限しない。

エ 避難路及び県の指定する緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の運行を禁止又は制限する。

【中日本高速道路(株)が実施する計画】

中日本高速道路(株)は、その防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言の対策を実施する。

2 鉄道に関する事項**【村が実施する計画】**

東海旅客鉄道(株)及び関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行う。又、警戒宣言が発せられた場合は、列車内又は駅構内の旅客に対する避難場所の設置、食事の提供等の対応について東海旅客鉄道(株)と協議する。

【東海旅客鉄道(株)実施する計画】

東海旅客鉄道(株)が実施する計画は、次のとおりである。

(1) 東海地震注意情報発表時の対応

ア 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があつたときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。

イ 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。

(ア) 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。

(2) 警戒宣言発令時の対応

ア 警戒宣言が発令されたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体の定める避難場所へ避難させる等必要な措置をとる。

ウ 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。

(ア) 強化地域内への進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 長距離夜行列車については、強化地域内への進入禁止を継続する。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、警戒本部が必要な調整を行う。
なお、発災後の緊急輸送に備えて、村は輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資等の輸送範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他、警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

第3 緊急輸送ルート

県は、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ強化地域内震災対策緊急輸送路を指定している。

村内における県指定震災対策緊急輸送路は次のとおりである。

〈村内における県指定震災対策緊急輸送路〉

区分	路線名	起 点	～	終 点	指定延長 (km)
第1次	一般国道153号	飯島町境 (中川村)	～	松川町境 (中川村)	(7.8)

第4 緊急輸送車両等の確保

- 1 村は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、緊急輸送車両及び物資輸送拠点の確保を図る。
- 2 村は、必要に応じて、県に対しへリコプターの出動を要請する。

第15節 他機関に対する応援要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策において中川村地震災害警戒本部長が必要と認めた場合、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき以下により他の市町村等に対して応援要請をする。

第2 活動の内容

1 応急要請締結状況

協定名	締結先	応援内容
長野県市町村災害時相互応援協定	県下市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・物資等の提供、あっせん ・人員の派遣等
災害時の医療救護についての協定	(社)上伊那医師会	・応急医療救護
災害時の歯科医療救護についての協定書	(社)上伊那歯科医師会	・応急歯科医療救護
災害時における応急対策業務に関する協定	中川村建設業協会	・道路・河川等の応急処置
中川村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	中川郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況等の提供 ・臨時郵便差出箱の設置等
災害時における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	上伊那獣友会中川支部	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索 ・災害情報の収集伝達

第3 協定等に基づく応援要請等の準備

村は災害が発生し、他の市町村等から協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。

第4 自衛隊への派遣要請

村長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- 1 派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 その他参考になるべき事項

第5 その他への応援要請

その他、村長は必要に応じて関係機関に応援要請する。

第16節 村が管理又は運営する施設に関する対策

第1 基本方針

地震発生時の被害の軽減と地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、村が管理し、又は運営する施設及び事業に関する警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設管理者等が定める。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策の確認又は準備活動を含め、必要な措置を実施する。

第2 道路

1 現状及び課題

本村の村道は、1級村道からその他村道まで合わせて477路線あり、実延長236kmのうち改良率39.3%であるが、幅員が狭い箇所や未改修の箇所等を中心に、地震が発生した際には道路の亀裂等によって交通の不能、あるいは困難な状況になることが想定される。

2 緊急点検及び巡視の実施

東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する道路のうち特に危険箇所を重点的に点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中止等の措置をとる。また、村所管以外の道路についても併せて巡視し、必要により当該道路管理者に連絡する。

第3 河川

1 現状及び課題

村内には天竜川、小渋川、前沢川、手取沢川、大谷沢川などの1級河川をはじめ多くの中小河川が流れている。

河川の堤防や護岸は大部分が整備済みであるが未整備箇所も残されており、また改修後かなり年数が経過している施設も多く、大規模地震の際の各施設への影響も考慮しておく必要がある。

2 緊急点検及び巡視の実施

東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する河川施設の点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中止等の措置をとる。

また、村所管以外の河川についても併せて巡視し、必要により当該河川管理者に連絡する。

第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

(1) 警戒宣言、地震予知情報等の入場者等への伝達

ア 地震防災応急対策の実施要員、実施体制の確立

- イ 地震予知情報等、地震防災応急対策の内容等の施設利用者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - 施設利用者等の混乱防止のための広報、避難誘導等安全確保の措置
- (3) 施設の防火点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置
 - ア 施設及び設備の点検、備品等の転倒及び落下防止等安全措置
 - イ 備蓄物資、資機材等の確認点検
 - ウ 工事中、建築中の工事中止等危険が予想される事業に対する措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータシステムなどの重要資機材の点検等の体制

2 個別事項

- (1) 学校等にあっては、保護を必要とする児童・生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置
- (2) 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

第5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

1 警戒本部が置かれる庁舎の管理者は、第4の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、警戒本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第17節 事業所等における地震防災応急対策計画

第1 基本方針

あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの。）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という。）は、警戒宣言が発令された場合、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を講じる。

なお、一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

第2 活動の内容

1 事業所等が実施する計画

（1）施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講じる。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

（2）応急保安措置の実施

- ア 火気使用を自粛する。
 - イ 落下物による被害等防災上の点検を行い、必要があれば応急修理を実施する。
 - ウ 消火器等の消防施設を点検し、出火に備える。
- なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画に基づいて直ちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。

2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させる。ただし、帰宅に当たっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等については適切な措置をとっておく。

第18節 大規模な地震に係る防災訓練計画

第1 基本方針

村及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第2 訓練の内容

- 1 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。
- 3 村は、自主防災組織の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 警戒宣言等情報伝達訓練
 - (4) その他必要な訓練
- 5 村は、学校、保育園、社会福祉施設、その他村が管理する施設の防災訓練について、必要に応じて指導・助言するとともに、相互に連携した訓練を実施する。

第19節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 基本方針

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

1 村職員に対する教育

(1) 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各施設ごと行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

- ア 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する情報
- ウ 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実情に応じて、地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

(1) 教職員等への教育

村は、児童、生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して研修会等の機会を通じて地震防災教育を実施する。

(2) 学校等が行う地震防災教育に対する助言等

村は、学校が行う児童、生徒等に対する地震防災教育、訓練等に関し、必要な指導及び助言を行う。

(3) 防災上必要な施設管理者等に対する知識

村は、防災上重要な施設の管理者に対し、職員に対する教育に準じた指導を行うとともに、パンフレットの配布等により地震防災知識の普及を積極的に行う。

【村及び警察署が実施する計画】

自動車運転者に対する教育

村及び警察署は、広報誌等を通じ、また、交通安全協会等関係組織の協力を得て、警戒宣言が発せられた場合に運転者がとるべき行動等についての教育を継続的に行う。

教育、広報の内容はおおむね次の事項について行う。

(1) 警戒宣言及び地震予知情報の知識

(2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容

(3) 警戒宣言が発せられた場合及び地震発生時に運転者のとるべき措置

第3章 南海トラフ地震臨時の運用

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南海トラフ法」という。)第3条の規定に基づく中川村を含む南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に取るべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第2節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件(気象庁)

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)。 <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。</p>

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の形で情報発表される。

2 南海トラフ臨時情報に付記されるキーワードと条件(気象庁発表)

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード 6.8 以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4} 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図参照）

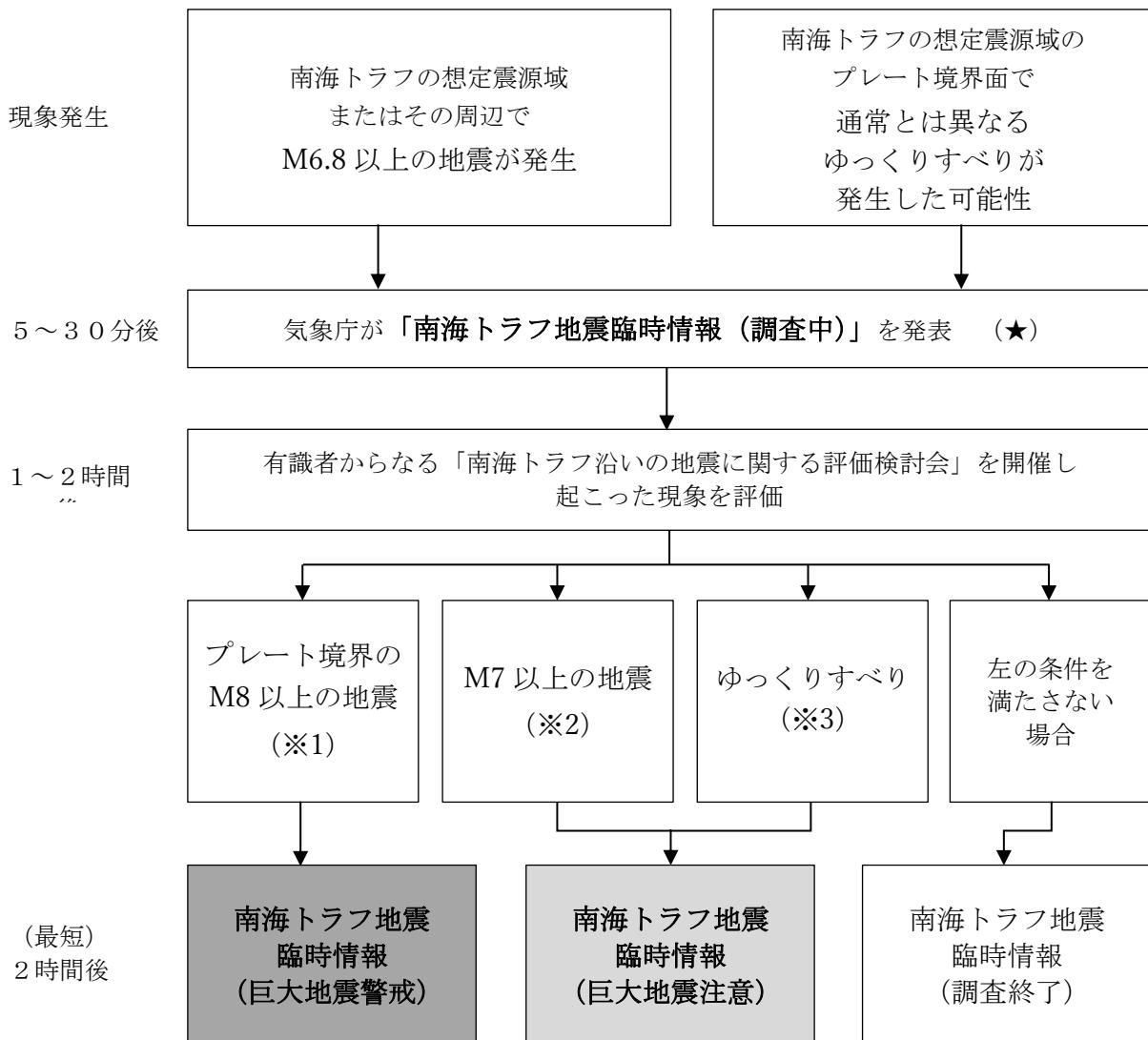
※2：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



3 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ(気象庁発表)



(★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

気象庁報道発表資料により

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 村の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業務内容
調査中	地震災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部・災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
巨大地震注意等※ ¹	地震災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部・災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 ○後発地震に対して注意する措置の実施
巨大地震警戒等※ ²	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 ○村内における災害応急対策に係る措置の実施

※1 巨大地震注意等・・・災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※2 巨大地震警戒等・・・災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、中川村災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、中川村地震災害警戒本部規定に基づき、中川村地震災害警戒本部を設置する。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

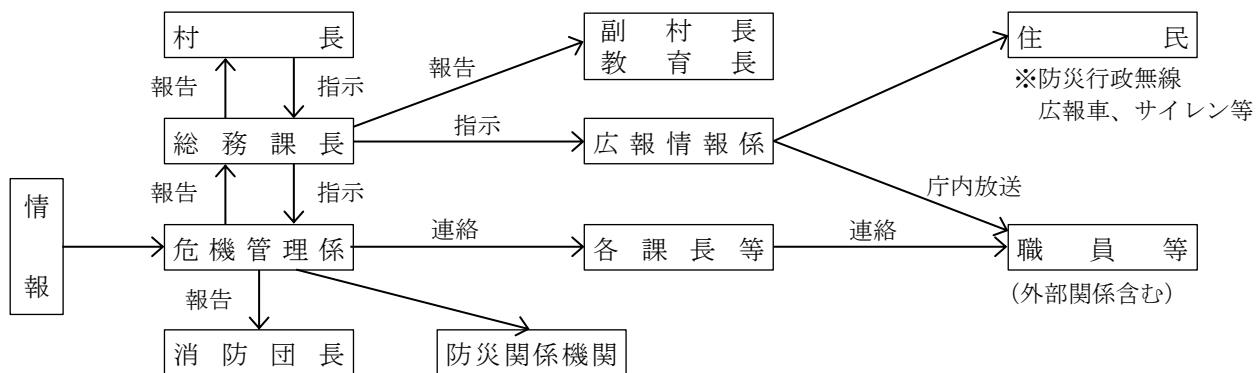
第3節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達

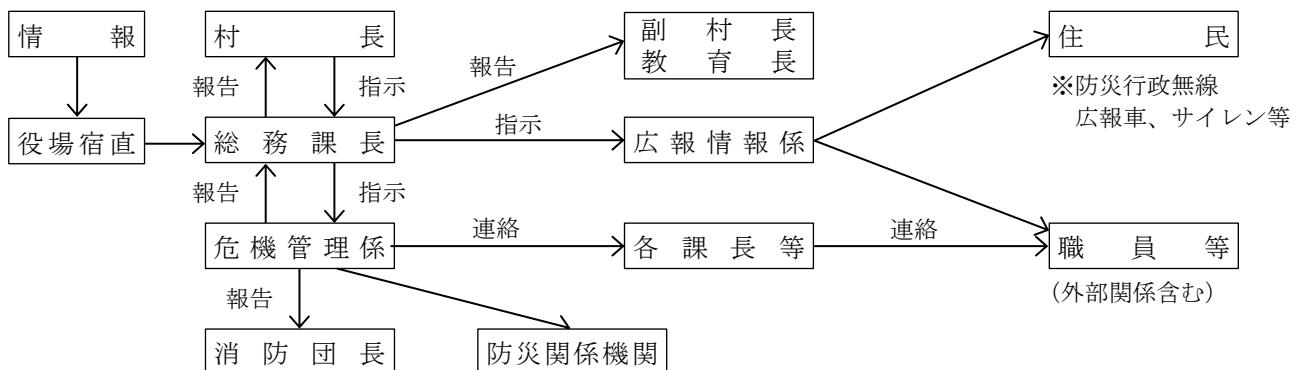
南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

1 伝達系統図

(1) 勤務時間内における伝達系統図



(2) 勤務時間外における伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、長野県危機管理部から南海トラフ地震臨時情報を受理した総務課危機管理係は、直ちに系統図に従い総務課長へ報告するとともに、防災関係機関へ伝達する。
- (2) 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、長野県危機管理部から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿直者は、直ちにこの旨を総務課長へ報告する。
- (2) 報告を受けた総務課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い村長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 総務課危機管理係職員は、速やかに登庁し、防災関係機関へ伝達する。
なお、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各課連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

村、県、防災関係機関は相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。

なお、県災害対策本部が収集する主な情報で、村が対応する事項は次のとおり。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－中川村－伊那建設事務所－県災害対策本部
道路の交通規制の状況・車両通行状況	中川村－伊那・飯田建設事務所－県災害対策本部
滞留旅客等の状況	中川村－上伊那地域振興局－県災害対策本部

第4節 広報計画

第1 基本方針

村は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づいて広報活動を実施するものとする。

第2 活動の内容

【村が実施する計画】

(1) 広報内容

情報の種類	広報する内容
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容 ○住民等に密接に関係のある事項
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 等	<ul style="list-style-type: none"> ○「南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等」・「（巨大地震警戒）等」の内容
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 等	<ul style="list-style-type: none"> ○交通に関する情報 ○ライフラインに関する情報 ○生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(2) 広報手段

防災行政無線、音声告知放送、広報車などを活用して県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、状況に応じて地域の自主防災組織などの協力を得て、住民に広報するものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語による情報伝達も考慮する。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、地震災害警戒本部や災害対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記（2）に準じた、内容、手段、方法により県及び村等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

発表される情報の種類	災害応急対策をとるべき期間
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 等	南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM 7.0以上M 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 等	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表され、避難が必要と判断したときは地震発生に伴う被害の最小化と避難に伴う混乱や事故防止を基本として迅速で的確な避難措置を行う。

第2 住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行いながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所受け入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民について避難者数を、自主防災組織等の協力を得ながら把握に努める。
- (2) 福祉関係の事業所等や自主防災組織と連携して、要配慮者の把握に努める。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定しておくものとする。

2 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できること、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- 1 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- 2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。
- 3 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第8節 企業等対策計画

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関する BCP の確認

- (1) 南海トラフ地震に関する BCP は、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP 未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

（1）必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

（2）日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 発災時の職員の役割分担の確認

（3）施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

（4）地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置
- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底
- カ 定期的な重要データのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を村等と連携して実施するものとする。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する

第9節 防災関係機関のとるべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

- (1) 県及び村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。
- (2) 県及び村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、県及び村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピュータシステム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。
- (3) 村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずるものとする。
- (4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、緊急点検及び巡視を実施するものとする。
- (5) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、村、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応について利害関係者に事前に周知しておくものとする。

第3 滞留旅客等に対する措置

【村が実施する計画】

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

【村及び防災関係機関が実施する計画】

村及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災上の教育

【村が実施する計画】

村は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、その内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。

- (11) ラジオ、テレビ、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- (12) 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。
- (13) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

雪害対策編

目次

雪害対策編	1-1
第1章 災害予防計画.....	1-1
第1節 雪害に強い地域づくり	1-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1-5
第3節 観測・予測体制の充実	1-7
第2章 災害応急対策計画	2-1
第1節 災害直前活動.....	2-1
第2節 除雪等の実施.....	2-3

第1章 災害予防計画

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

冬季の気象は、太平洋側と日本海側で気象状況が大きく異なるが、本村は太平洋側の気象区分に属し、積雪量は比較的小ない。しかし、日本の南岸を低気圧が通過する場合、標高が高い本村は大雪となる場合があり、平成13年1月には1メートル近い豪雪を経験している。

雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道及び村道等の交通確保及び鉄道等の輸送、農業施設等への雪害予防等に万全を期するため、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行うものとする。

なお、毎年、長野県雪対策連絡会議において定められる「長野県雪害予防実施計画」に基づき、必要な見直しを行う。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 5 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 6 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 7 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導等、普及・啓発を図る。
- 8 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 9 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 10 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 11 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 12 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い村づくり

(1) 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い村づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

イ 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

村内の冬期道路交通を確保するため、村は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

村は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

【県、村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

(イ) 豪雪時に医療機関、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び中日本高速道路(株)は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

【村が実施する計画】

(ア) 村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。

(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

【関係機関が実施する計画】

(ア) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれのある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(伊那建設事務所)

(イ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれのある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況

の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める。(中日本高速道路(株))

- (ウ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。
- (エ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行う。

【住民が実施する計画】

住民は、厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

3 鉄道運行確保計画

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- イ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

4 農業施設等の雪害の未然防止

(1) 基本方針

本村はいちごや花卉栽培用等の農業ハウスが通年設置されているが、雪害に強い構造とする等、安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 農業ハウス等農業施設の倒壊・破損等防止のための方法について、中川村営農センターと連携をとり所有者等に周知する。

【住民が実施する計画】

- ア 農業ハウス等の建設、管理に当たっては、積雪による荷重を考慮した構造について配慮する。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において児童生徒等といふ。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置する。
- イ 県が実施する対策に準じて、村の本計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本村における指定文化財についても、雪害を防ぐため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

7 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であると共に、集中的な大雪が予測される場合は、村民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、県が実施する計画を参考に、住民に対して周知を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合が多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 冬期における児童生徒の教育の確保
- 5 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 6 警備体制の確立による応急活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

【村が実施する対策】

村は、本計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

2 住民の安全対策、福祉対策

【県、村、社会福祉協議会等が実施する対策】

- (1) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。
- (2) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

3 授業の確保等

- (1) 校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。
- (2) 校長は、天候の急変に際して村教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- (3) 校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- (4) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。
なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

4 文化財の保護

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。また、複数の観測機関の協力による村民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 村民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

【関係機関（長野地方気象台）が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- イ 防災行政無線、緊急情報等配信サービス等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

- 1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から気象警報・注意報等が発表された場合、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、共通編（風水害対策編）第3章第1節「災害直前活動」、第2節「災害情報の収集・連絡活動」、第3節「非常参集職員の活動」に準じて実施する。

(2) 実施計画

【関係機関（長野地方気象台）が実施する対策】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。なお、長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報は、共通編（風水害対策編）第3章第1節「災害直前活動」別表「警報等の種類及び発表基準」を参照のこと。

- 2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。

また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

- ウ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第2節 除雪等の実施

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合が多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。このため、適切な除雪の実施による雪害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 冬期における児童生徒の教育の確保
- 5 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 6 警備体制の確立による応急活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等の活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格・降雪量・積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア 道路交通の確保

積雪、凍結は、交通事故の発生のほか、故障車、放置車等による車両の通行不能、交通渋滞等の原因となることから、道路交通の確保のため迅速かつ適切な除雪対策を講じる。

【村が実施する対策】

- (ア) 幹線道路について、1次除雪として積雪5～10センチを目安に除雪作業を開始し、原則として通勤通学時間帯の前に完了させる。
- (イ) 2次除雪は積雪が30センチを目安に、更に体制を強化して実施する。
- (ウ) 除雪の他に、凍結防止剤や焼砂の散布を、交通量が多く路面凍結のおそれがある坂道や日陰部分を通勤通学時間帯及び夕方前から実施する。

- (エ) 豪雪時には、高速道路、国道、県道の道路管理者とも規制情報の交換及び連絡調整を行い、防災行政無線等により道路利用者に迅速で正確な情報を提供し、交通網の確保を図る。
- (オ) 国道、県道における除雪の必要性が生じた場合は、伊那建設事務所・飯田建設事務所と連絡・協議し、除雪要請をする。
- (カ) 大雪警報発令時には、解除になるまで職員が待機し、情報収集及び住民からの問い合わせ、苦情処理に当たり、状況に応じ、雪害警戒本部や雪害対策本部を設置する。
- (キ) 豪雪時の緊急通行確保路線は次のとおりとする。
- 北山方飯沼線（北組交差点～美里会館）
 - 沖田牧ヶ原線（全線）
 - 大草桑原線（沖田牧ヶ原線終点～小渋ダム入口）
 - 中村高遠原線（沖田牧ヶ原線起点～上前沢町村境）
 - 大草中央線（全線）
 - 鹿養大平線（鹿養交差点～葛北柳沢線交差点）
- (ク) 通学路の除雪対策のため、各地区と連絡調整、PTA等への協力要請を行い、村においても必要な除雪を実施する。

【住民が実施する対策】

- (ア) 村で除雪できない村道等の生活道路や自宅周辺については、自力除雪を実施する。
- (イ) 除雪車両の妨げとならないよう、路上駐車を行わないよう配慮する。

イ 防火施設の除雪等

【村が実施する対策】

- (ア) 消防団、住民の協力を得ながら消火栓や防火水槽等周辺の除雪を実施する。
- (イ) 消防団、上伊那広域消防本部と連携し、火災予防について注意喚起を行う。
- ウ 生活関連施設等の除雪
- 【村が実施する対策】
- (ア) ごみ及びし尿収集路線の除雪について配慮する。
- (イ) 道路状況により、ごみ収集所の変更やし尿収集が困難な場合は、地区総代と連絡調整し、関係住民への周知を行う。
- (ウ) 雪による水路の溢水を防止するため、水利組合と連絡調整しながら通水確保と水量調整を行う。また、防災行政無線等により、水路へ除雪した雪を流さないよう要請する。

- (エ) 自宅周辺の排雪ができるように、雪捨て場を確保し、住民に周知するとともに、取り付け道路について、運搬車両の支障がないよう除雪を実施する。
- (オ) 落雪等による雪害防止のため、村有施設の雪下ろしや危険区域への立ち入り制限を実施するとともに、雪の重みによる施設の倒壊等の危険性がある場合は施設の使用禁止措置や避難措置を行う。

【住民が実施する対策】

- (ア) ごみ収集所の周辺等の除雪や屋根からの落雪による事故を防止するため、雪下ろしや危険区域への立ち入り禁止等の措置を実施する。
- (イ) 水路への排雪は避け、必要に応じ、雪捨て場へ運搬を行う。

エ 広報の実施

【村が実施する対策】

防災行政無線等を活用し、除雪等の協力の要請や雪害予防等について呼び掛ける。

- (ア) 除雪協力（生活道路、歩道、通学路、消火栓周辺等）
- (イ) 水路や道路への排雪の禁止
- (ウ) 落雪事故の防止
- (エ) 農業施設等への対応
- (オ) 雪害等の通報

2 要配慮者への除雪等

(1) 基本方針

一人暮らし高齢者等災害時要配慮者の自力による除雪は困難を極めることから、村、地区、近隣住民等の連携により、必要な対応を行う。

(2) 実施計画

【村等が実施する対策】

- ア 民生・児童委員や在宅介護支援センター及び訪問介護実施事業者等により、要配慮者世帯の安否確認と状況把握及び情報の収集を実施する。
- イ 積雪の状況に応じて、村職員を派遣して援助を行うとともに、地区の自主防災組織や社協、ボランティア団体等へ除雪、通院、買い物、家事、介護等必要な支援を要請する。

【住民が実施する対策】

災害時住民支え合いマップ等の活用や民生・児童委員との連携により除雪等の支援を行う。

3 農林業施設等の雪害対策

(1) 基本方針

農業用ハウス等をはじめとする農業施設等への雪害を防ぐため関係機関や農業者等の協力により必要な対応を行う。

(2) 実施計画

【村等が実施する対策】

- ア 農業用ハウス等の雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するため、降雪状況により、中川村営農センター、上伊那農業協同組合等と連携をとり、防災行政無線等の活用により、雪下ろしや融雪等対応方法の周知に努める。
- イ 倒伏樹木による2次災害を防止するため、山林所有者等と連携をとり、情報収集に努めるとともに、電線や通信ケーブルへの影響が認められた場合は、直ちに関係機関へ連絡し、必要な対応をとるものとする。

【住民が実施する対策】

降雪状況に応じた除雪対策を実施するとともに、樹木の雪折れ等により電線等に影響を発見した場合、又は影響ができるおそれがある場合は、役場及び電力・通信会社等に直ちに連絡する。

4 鉄道運行確保計画

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学用等に利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれに当たる。
- イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。
- ウ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、村・住民等に協力を求めて、避難収容、給食・医療に万全を期する。
- エ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

5 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

【県、村、社会福祉協議会等が実施する対策】

- (ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。
- (イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

6 授業の確保等

(1) 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

- ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。
- イ 学校長は、天候の急変に際して村教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- エ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。
なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における指定文化財の中で、雪害のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

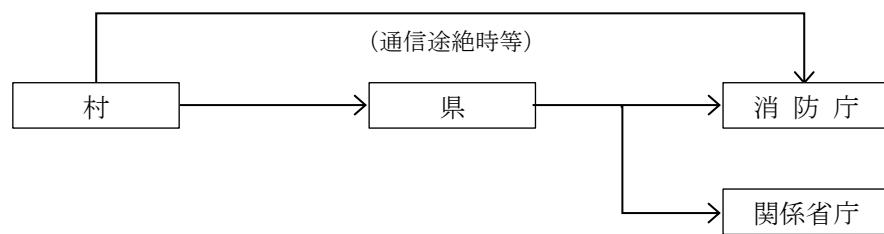
(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

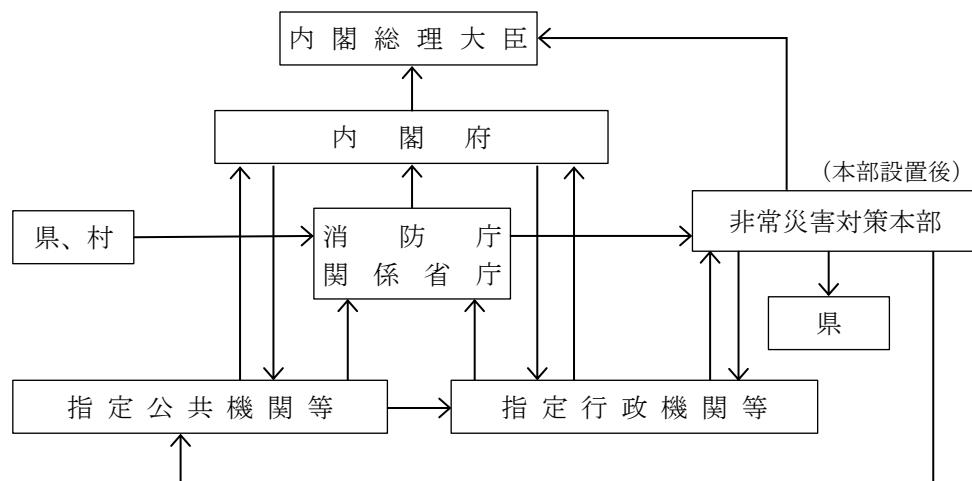
積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

雪害における連絡体制

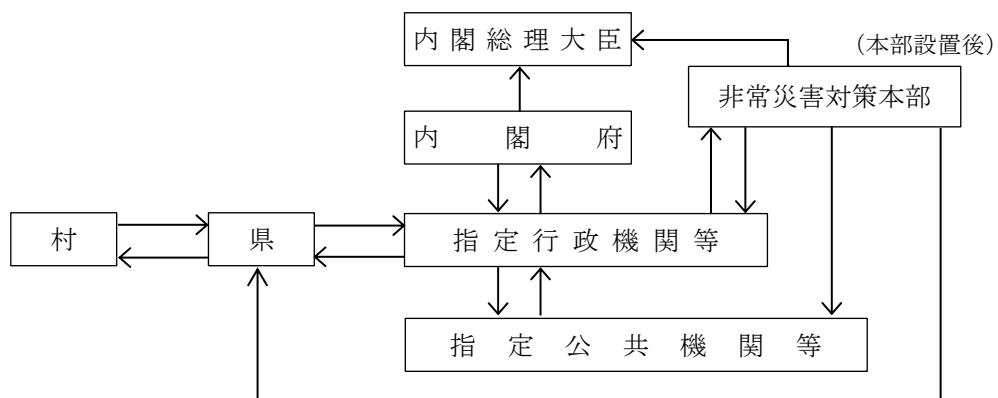
(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



航空災害対策編

目次

航空災害対策編.....	1-1
第1章 災害予防計画.....	1-1
第1節 情報の収集・連絡体制の整備	1-1
第2節 災害応急体制の整備	1-2
第2章 災害応急対策計画	2-1
第1節 情報の収集・連絡・通信の確保	2-1
第2節 活動体制の確立	2-2
第3節 捜索、救助・救急及び消火活動	2-3
第4節 関係者等への情報伝達活動	2-4

第1章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための車両、無人航空機、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

- 1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

村は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備

を図るものとする。(国土交通省東京航空局松本空港出張所（以下「CAB」

(Civil Aviation Bureau) という。))

イ 航空機の安全運航に関する松本空港の気象状況について的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。(東京航空地方気象台松本空港観測所)

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

村及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助、救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達を行う。

第3 計画の内容

- 1 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

県、村、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

【上伊那広域消防本部が実施する計画】

上伊那広域消防本部は、救助工作車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

村及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡に当たるものとする。

第2 主な活動

- 1 村は、画像情報等による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概的情報を関係機関へ報告する。
- 2 県及び村は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

村は、画像等により情報を収集した場合や、住民から災害直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概的な情報を集め、把握できた範囲から直ちに上伊那地域振興局へ連絡する。

2 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

村は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について隨時国土交通省又は非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

村、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村の定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は、災害の規模等により村の活動のみでは充分な応急活動が行えない場合は、共通編（風水害対策編）第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 捜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して捜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

航空機の遭難などの情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した捜索活動を実施する。

第3 活動の内容関係

機関によるヘリコプター等多様な手段を活用した捜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、ヘリコプター等を活用した捜索活動が実施されるので、村においても情報の収集を行い、捜索活動等を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに消防団と連携した捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置などにより対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供などを速やかに行い、積極的に情報を提供する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

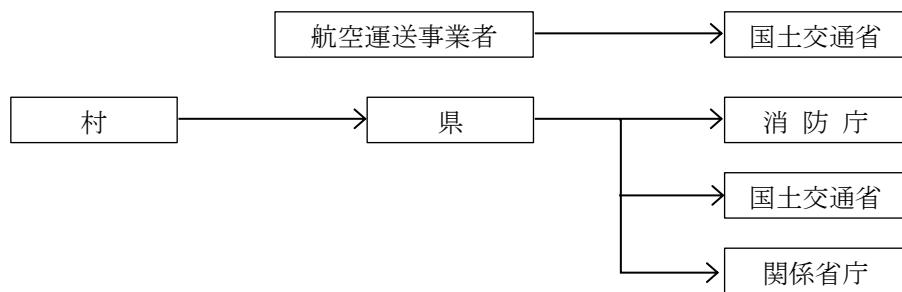
(2) 実施計画

【村及び関係機関が実施する対策】

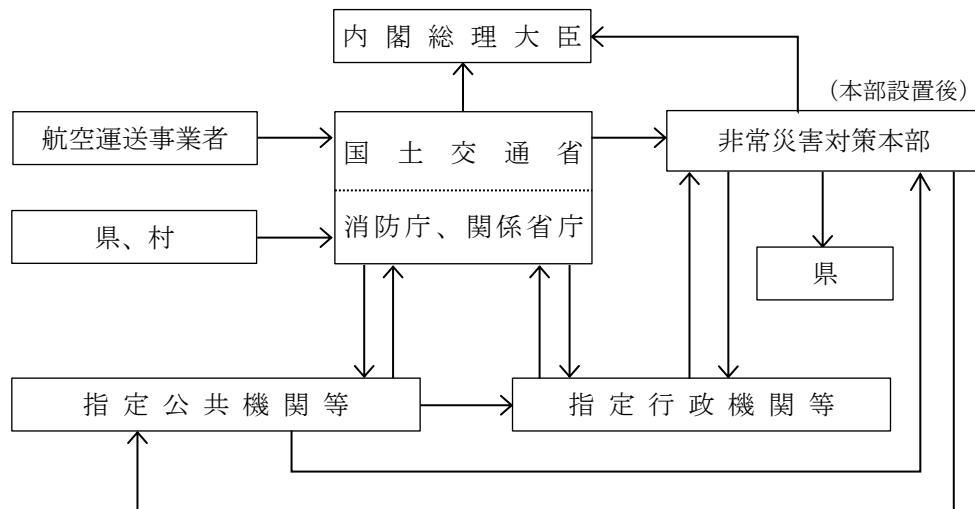
村及び航空運送事業者は航空機の運行等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行う。

航空災害における連絡体制

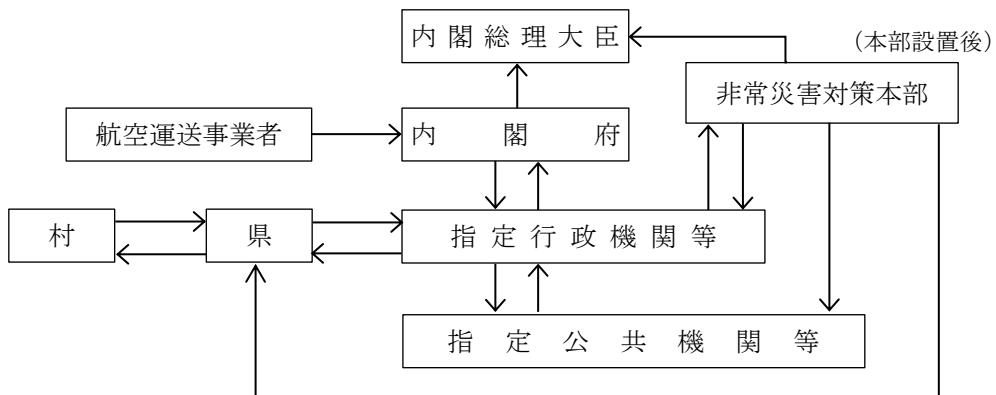
(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



道路災害対策編

目次

道路灾害対策編.....	1-1
第1章 災害予防計画.....	1-1
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	1-1
第2節 道路（橋梁等を含む）の整備	1-2
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1-3
第2章 災害応急対策計画	2-1
第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保.....	2-1
第2節 救急・救助・消火活動	2-2
第3節 災害応急対策の実施.....	2-3
第4節 関係者への情報伝達活動	2-5
第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動.....	2-6

第1章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

（1）基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

（2）実施計画

【関係機関（長野地方気象台）が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するために、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

（1）基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊等による道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

（2）実施計画

【村が実施する計画】

- ア 村は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。
- イ 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

- ア 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について、現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施する。
- イ 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急復旧および復旧活動に監視、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

【関係機関（県、医療機関）が実施する計画】

- ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、村の協定等に協力するものとする。
- イ 伊那建設事務所・飯田建設事務所は、自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置を講じておくものとする。
- ウ 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

【村、関係機関（道路管理者）が実施する計画】

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。

このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

パトロール等による巡回の結果や通報、村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

【関係機関が実施する対策】

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等から情報収集に努める。

イ 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はおそれのある場合は、速やかに県、村、関係各機関へ連絡する。また、村や県、関係各機関から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

村及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

共通編（風水害対策編）第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

第2 主な活動

1 道路管理者、指定行政機関、公共機関等それぞれが、障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

1 道路管理者、指定行政機関、公共機関等の応急活動実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物を除去する等のために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

【関係機関が実施する対策】

ア パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

イ 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、迅速かつ的確に道路利用者に対して関係機関の一元化した情報提供を行う。

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。

このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検結果や通報等の情報を、速やかに県、村、関係各機関へ通報する。

また、村や県、他の関係機関から入手した情報を道路復旧に活用する。なお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動

第3 活動の内容

被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【村、関係機関が実施する対策】

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配慮し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

（1）基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図るものとする。

（2）実施計画

【村が実施する対策】

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

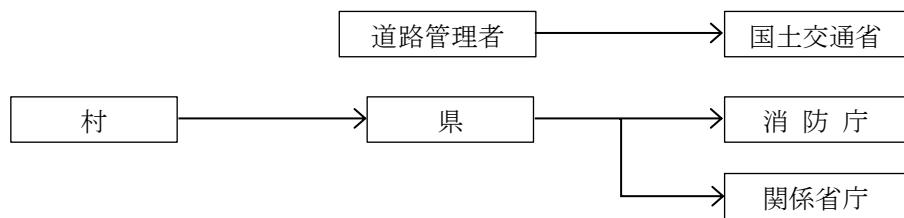
【関係機関が実施する対策】

ア 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共交通施設の応急復旧工事等の活動を実施する。((一社)長野県建設業協会)

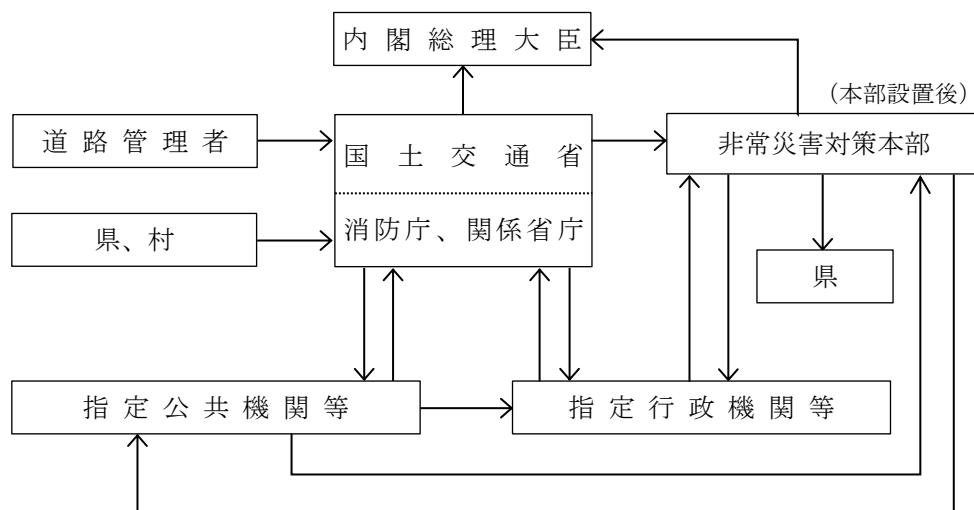
イ パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。(飯田国道事務所、伊那建設事務所、飯田建設事務所、中日本高速道路(株))

道路災害における連絡体制

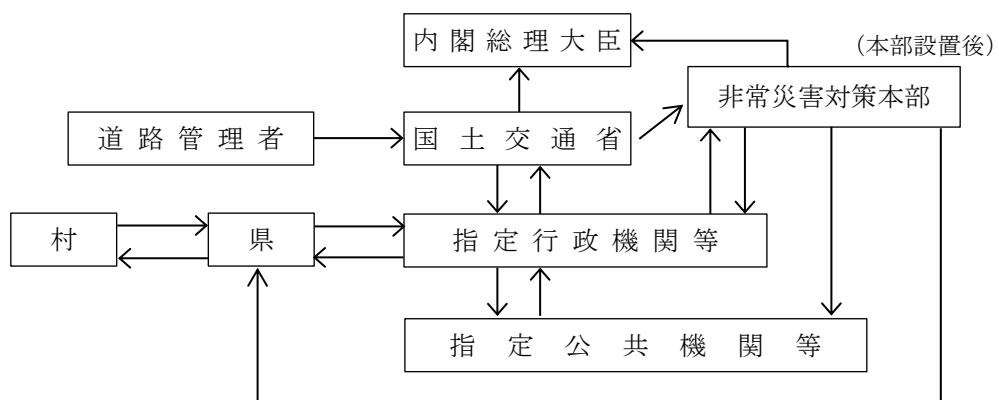
(1) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



鉄道災害対策編

目次

鉄道灾害対策編.....	1-1
第1章 災害予防計画.....	1-1
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	1-1
第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等	1-2
第3節 鉄道交通に携わる人材の育成	1-4
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1-5
第5節 再発防止対策の実施.....	1-8
第2章 災害応急対策計画	2-1
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	2-1
第2節 活動体制及び応援体制	2-2
第3節 救助・救急・消火活動	2-4
第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保	2-5
第5節 関係者等への情報伝達活動.....	2-6

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

本章では、大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進について定めるものとする。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との追突、置石等による列車脱線などの外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

事故防止のための知識の普及

(1) 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止などに関する知識を広く一般に普及する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)、村が実施する計画】

全交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 村、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備などの整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 村は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期する必要がある。

(2) 実施計画

【村、関係機関（道路管理者及び東海旅客鉄道(株)）が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行う。

- ア 線路・路盤等の施設の適切な保守
- イ 線路防護施設の整備の推進
- ウ 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- エ 諸施設の新設及び改良

- オ 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
- カ 救援車・作業車等の整備
- キ 建築限界の確認
- ク 保安設備の点検・整備
- ケ 非常用具、応急工事用具及び材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。
また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施などの土砂災害対策を講じるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、更なる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

【村が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民への支障並びに地域の孤立を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

【東海旅客鉄道(株)等が実施する計画】

- ア 東海旅客鉄道(株)及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。
- イ 事故の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

第3節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

1 人材の育成

(1) 基本方針

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。

イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

ウ 鉄道事故に備え、あらかじめ次の事項についての具体的な応急復旧体制を定め、訓練の実施等により、社員に徹底しておくものとする。

(ア) 旅客の救出、救護要請及び医療機関に対する連絡・誘導

(イ) 旅客の誘導、連絡及び案内

(ウ) 社員の非常招集の範囲及び連絡方法

(エ) 事故応急復旧の作業分担

(オ) 応急復旧用機器及び材料の整備

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。
- 3 村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方の確立を図る。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある置石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。

イ 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

共通編（風水害対策編）第2章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生時直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- イ 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- ウ 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

【関係機関が実施する計画】

医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

【村及び道路管理者が実施する計画】

村及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。
- イ 緊急自動車の配置箇所長は、台帳を備え付け、責任者を指定しておくとともに、年3回以上又は出勤の都度整備を行い、あわせてその機能状況を記録しておくものとする。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び村の鉄道事故に関する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。
- イ 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。
- ウ 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。
- エ 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資材を提供するものとする。

第2章 災害応急対策計画

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 極めて重要な方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、県は、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生の情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- ア 村及び東海旅客鉄道(株)は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- イ 発見又は連絡に基づき、村は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。
- ウ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発生後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 村は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 村は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

ア 被害拡大防止措置

- (ア) 関係列車の非常停止の手配
- (イ) 乗客の避難

イ 活動体制の確立

- (ア) 非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。
- (イ) 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、FAX等必要な情報連絡設備を設置する。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県・村は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県や他市町村に応援を求める。

イ 県内及び他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、必要に応じ速やかに応援体制を整える。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、村は県に自衛隊へ災害派遣を要請するよう求める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、共通編（風水害対策編）第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

村及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

救急・救助・消火活動

(1) 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・村及び鉄道事業者等が協力し連携する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

共通編（風水害対策編）第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【東海旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア バス代行輸送

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

村及び東海旅客鉄道(株)は相互に緊密な連絡をとりながら鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

【村及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

村及び東海旅客鉄道(株)は相互に緊密な連絡をとりながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を的確に提供する。

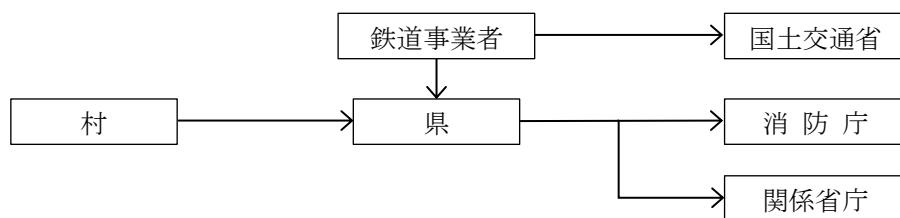
このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

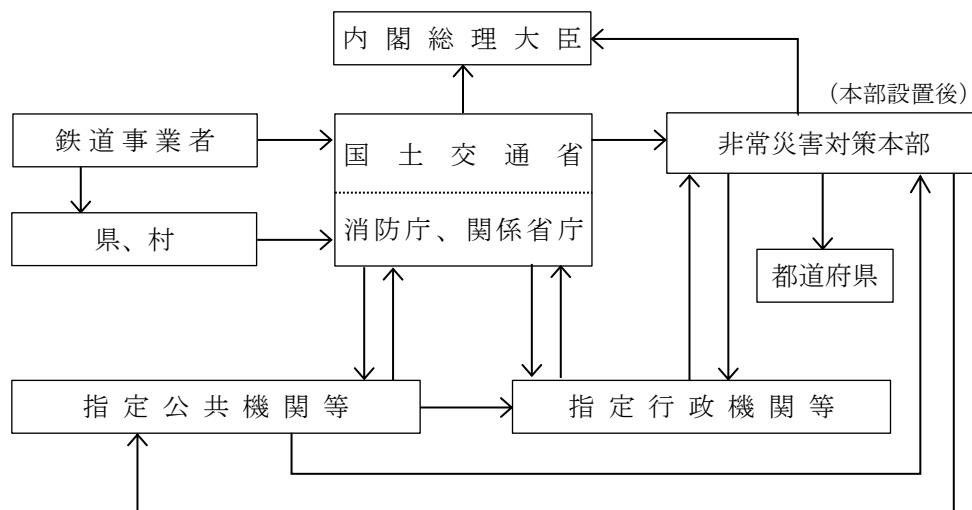
東海旅客鉄道(株)は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

鉄道災害における連絡体制

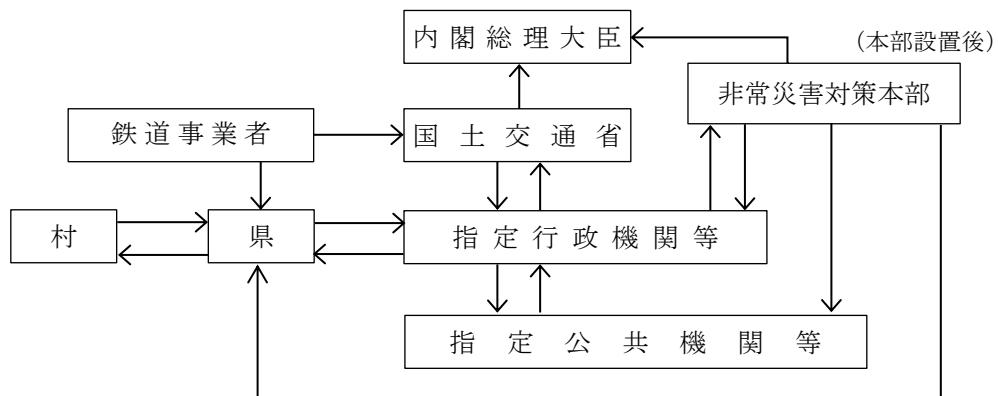
(1) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



危険物等災害対策編

目次

危険物等災害対策編.....	1-1
第1章 災害予防計画.....	1-1
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保	1-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1-3
第2章 災害応急対策計画	2-1
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	2-1
第2節 災害の拡大防止活動	2-2
第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策	2-5

第1章 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

村内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

火薬類取扱施設には、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫等があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所等がある。これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受け設置され、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が規定されている。また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危険防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

【上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- (ウ) 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に隨時実施するものとする。

- ・危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
- ・危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導するものとする。

【事業所（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- ア 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。
- イ 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。
- ウ 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

【上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 消火資機材の整備促進

上伊那広域消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。

イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

ウ 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

[火薬関係]

【事業所（火薬類取扱施設）の管理者が実施する計画】

ア 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

【上伊那広域消防本部が実施する計画】

- ア 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。
- イ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- ア 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。
- イ 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。
- ウ 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。（水道事業者）

第2章 災害応急対策計画

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

【事業所が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[火薬関係]

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盜難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

(2) 実施計画

[危険物関係]

【上伊那広域消防本部が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

上伊那広域消防本部は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物管理者が実施する対策に掲げる項目について指導するものとする。

エ 負傷者等が発生した場合の対応

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は共通編（風水害対策編）第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

【危険物施設の管理者が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み・オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

イ 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

ウ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

[共通事項]

【村が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は共通編（風水害対策編）第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、村及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、天竜川水系水質保全連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

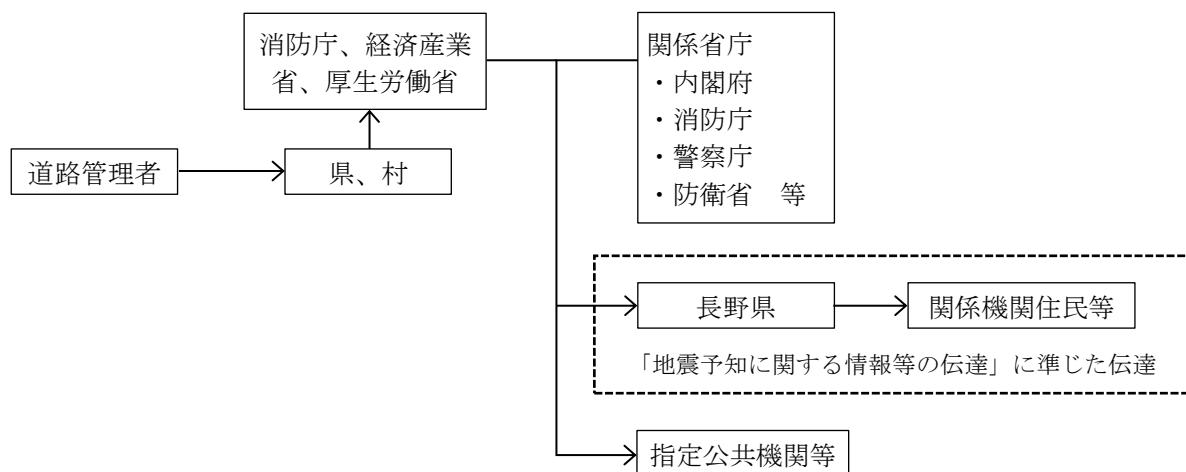
- ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- ウ 環境モニタリングを実施する。

【河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等が実施する対策】

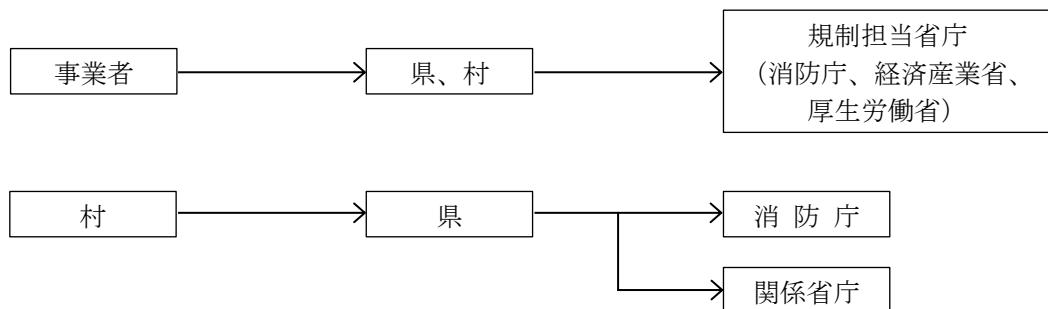
- ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。(河川管理者、危険物等施設の管理者等)
- イ 危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健福祉事務所等関係機関に通報するものとする。(危険物等施設の管理者等)
- ウ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。(水道事業者)

危険物災害における連絡体制

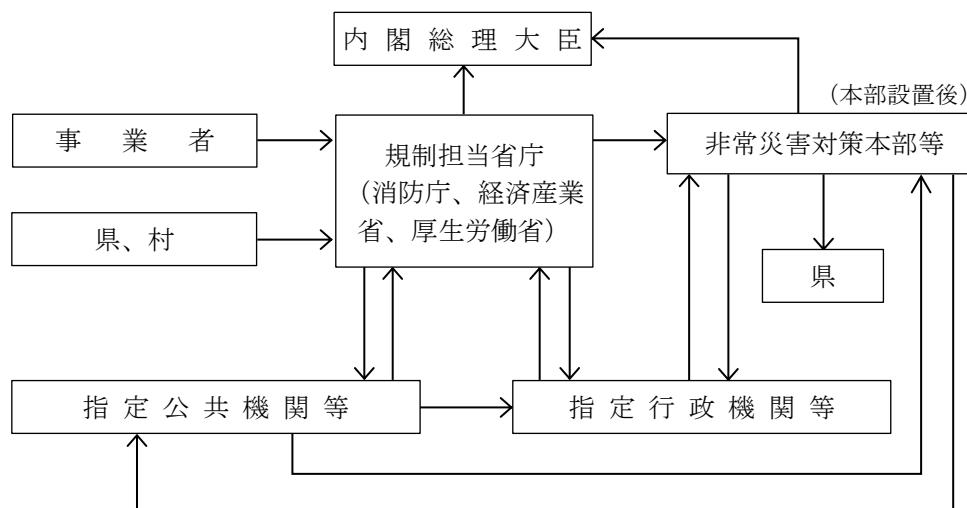
(1) 危険物道事故報の連絡



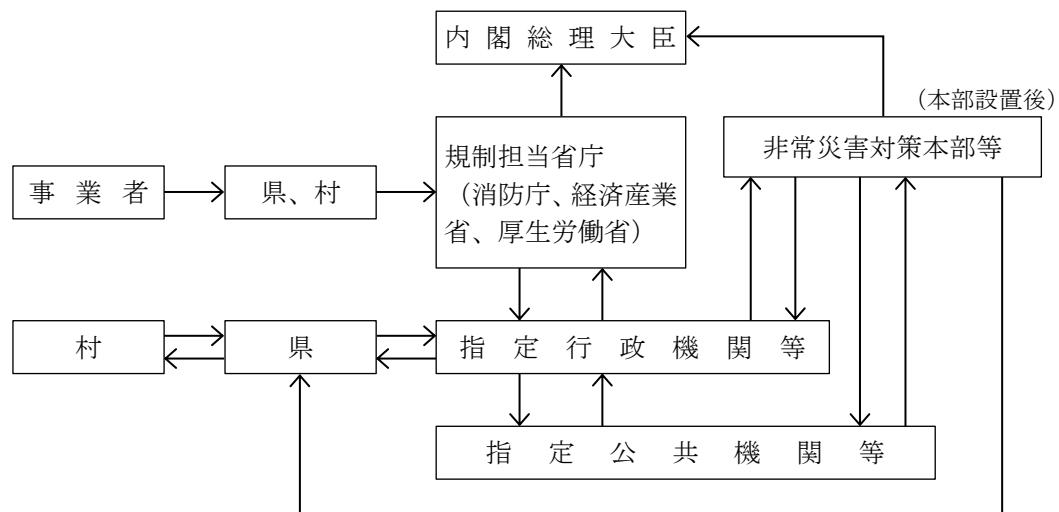
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



大規模な火事災害対策編

目次

大規模な火事災害対策編.....	1-1
第1章 災害予防計画.....	1-1
第1節 災害に強い村づくり	1-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1-3
第2章 災害応急対策計画	2-1
第1節 消火活動	2-1
第2節 避難誘導活動	2-3
第3章 災害復旧・復興計画	3-1
第1節 計画的復興の進め方	3-1

第1章 災害予防計画

大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強い村づくりを形成するものとする。

第1節 災害に強い村づくり

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強い村づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強い村の形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

- 1 大規模な火事災害に強い村の形成

(1) 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い村づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から村土及び村民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

- 2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、村民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 規模等により、建築基準法に基づき建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- イ 学校、診療所等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- ウ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、

消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。

- エ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を促進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

- 1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村、上伊那広域消防本部が実施する計画】

- ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
- イ 救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

【村、上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 大規模な火事災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要請

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

ウ 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

【関係機関（医療機関）が実施する計画】

医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

【村、上伊那広域消防本部が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」等に適合するように、財政に見合った消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、啓発活動による加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

エ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、診療所、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

(ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

4 避難誘導計画

(1) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。

イ 村は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2章 災害応急対策計画

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

【村、上伊那広域消防本部が実施する対策】

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

- a 村長（上伊那広域消防本部消防長を含む）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を共通編（風水害対策編）第3章第4節「広域相互応援活動」により行うものとする。
- b 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、共通編（風水害対策編）第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、共通編（風水害対策編）第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

【住民が実施する計画】

ア 初期消火活動等

住民は火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

2 実施計画

【村が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、診療所、村営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

【建築物の所有者が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3章 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強い村づくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

【関係機関が実施する対策】

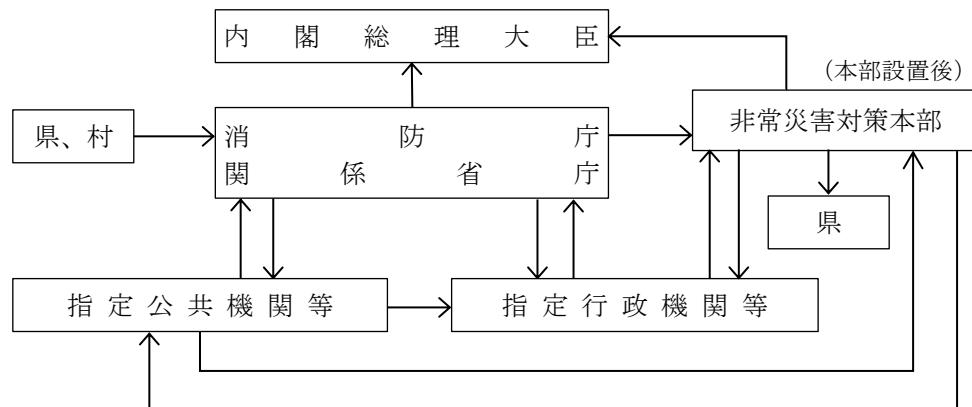
県、村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

大規模な火事災害における連絡体制

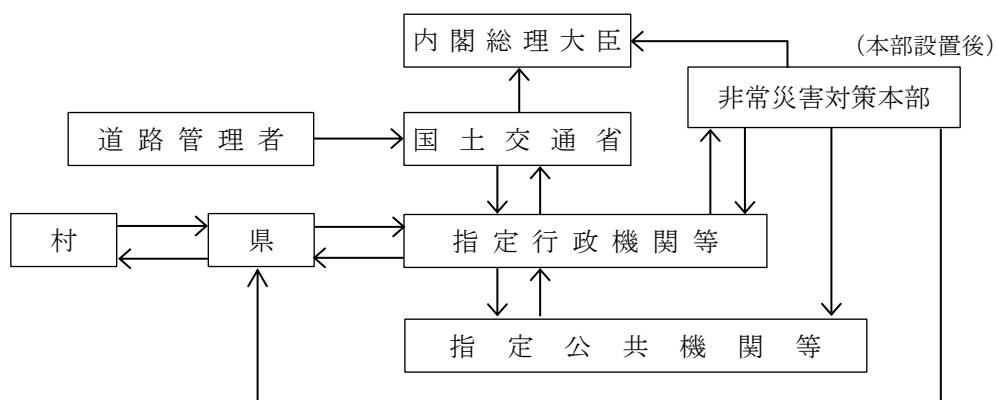
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報などの収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



林野火災対策編

目次

林野火災対策編.....	1-1
第1章 災害予防計画.....	1-1
第1節 林野火災に強い村づくり	1-1
第2節 林野火災防止のための情報の充実	1-3
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	1-4
第2章 災害応急対策計画.....	2-1
第1節 林野火災の警戒活動	2-1
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制	2-2
第3節 活動体制の確立	2-3
第4節 消火活動	2-4
第5節 二次災害の防止活動	2-5
第3章 災害復旧計画.....	3-1

第1章 災害予防計画

本村の森林面積は、村の総面積の約76%に当たる5.8km²と広範である。林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れることも多い。貴重な森林資源を焼失するばかりでなく、人家への延焼や、消防活動従事者を危険にさらす可能性があるので、火災予防に努めるとともに消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い村づくり

第1 基本方針

林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災消防計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 関係機関と緊密な連携を図り、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防御鎮圧要領

(ウ) 資機材整備計画

(エ) 防災訓練の実施計画

(オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、村民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

村は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

ア 防火意識の普及

防災関係機関の協力を得て、山林所有者、入山者、村民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、防火意識の徹底を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

背負い式消火水のう等の初期消火機材を推進する。

ウ 山林所有（管理）者に対する指導

(ア) 火の後始末の徹底

(イ) 自然水利の活用による防火用水の確保

(ウ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。

(エ) 火災多発期における見回りの強化

(オ) 消火のための水の確保等

エ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、村民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を図ることとする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じ、ヘリコプター、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

防災行政無線、携帯無線を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。また、状況に応じてヘリコプター又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定、上伊那地域の消防団による相互応援協定、中部伊那町村消防相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

- ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
- イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する計画】

- ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生の恐れがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可是、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、広報車による巡回広報のほか、防災無線、音声告知放送等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確立する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確立し、正確な災害情報の収集に努める。

2 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

- (1) 消防防災ヘリコプターによる偵察の要請
- (2) 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確立する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

ア 職員の災害現場への派遣及び状況報告

イ 消防本部からの県への火災即報の送信

ウ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施

2 山林所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

山林所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

(2) 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

【山林所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限にくい止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域的な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

(1) 出動部隊の出動区域

(2) 出動順路と防御担当区域

(3) 携行する消防機材及びその他の器具

(4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

(5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法

(6) 応急防火線の設定

(7) 救急救護対策

(8) 村民等の避難

(9) 空中消火等の応援要請

ア 長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定による要請

(共通編（風水害対策編）第3章第4節「広域相互応援活動」参照)

イ 自衛隊の派遣要請

(共通編（風水害対策編）第3章第6節「自衛隊の災害派遣」参照)

ウ 長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要領」に基づく他県等の所有するヘリコプターの要請

(共通編（風水害対策編）第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」参照)

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から村民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

2 実施計画

【村及び上伊那広域消防本部が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改善普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

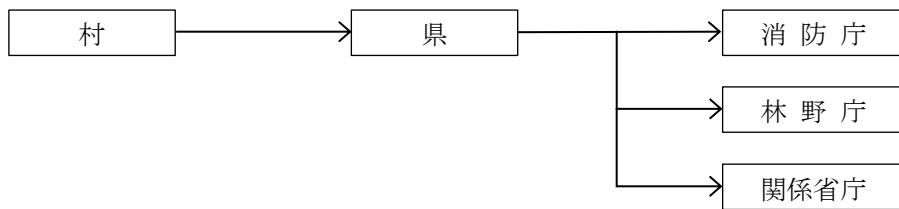
2 実施計画

【村が実施する対策】

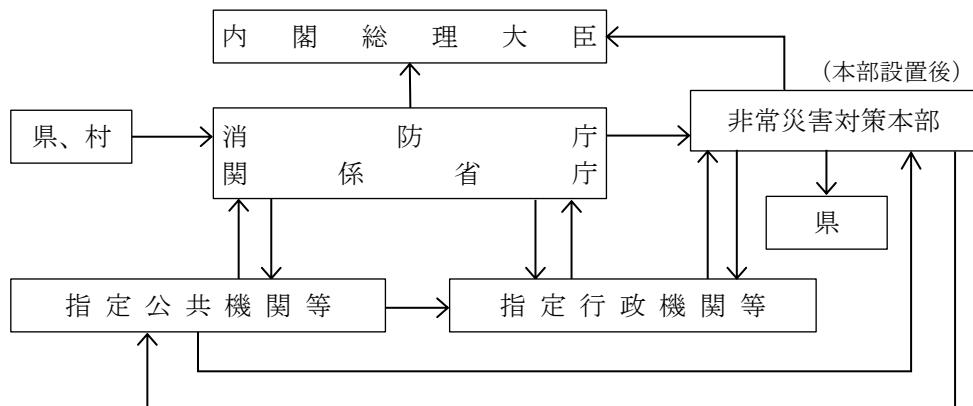
消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

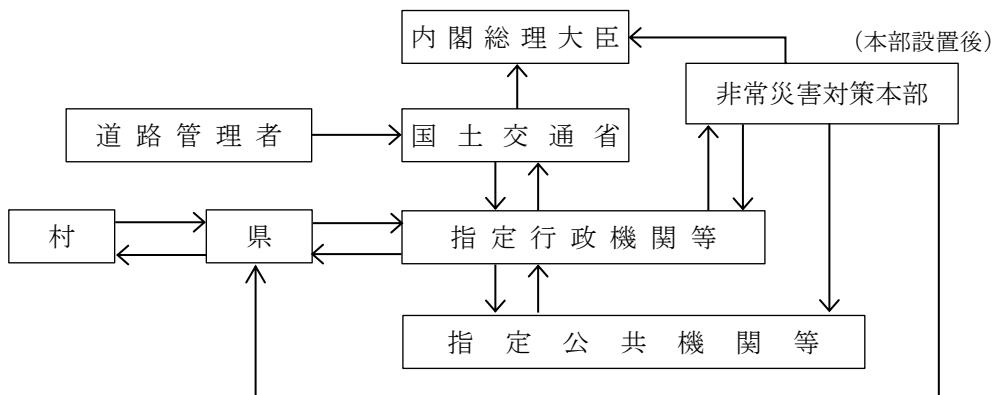
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



火山対策編

目次

火山対策編.....	1-1
第1章 火山災害に強い村づくり	1-1
第2章 災害発生直前対策	2-1
第3章 災害応急対策	3-1
第4章 災害復旧・復興計画	4-1

第1章 火山災害に強い村づくり

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い村づくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、村に近いのは御嶽山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画の内容

村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかる災害から村の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強い村づくりが必要となっている。

1 火山災害に強い村土づくり

- (1) 火山災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設構造物・安全性確保に努める。
- (4) 火山災害に強い村土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

2 火山災害に強い村の形成

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

3 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 上下水道や通信サービス等のライフラインや廃棄物処理施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第2章 災害発生直前対策

第1 基本方針

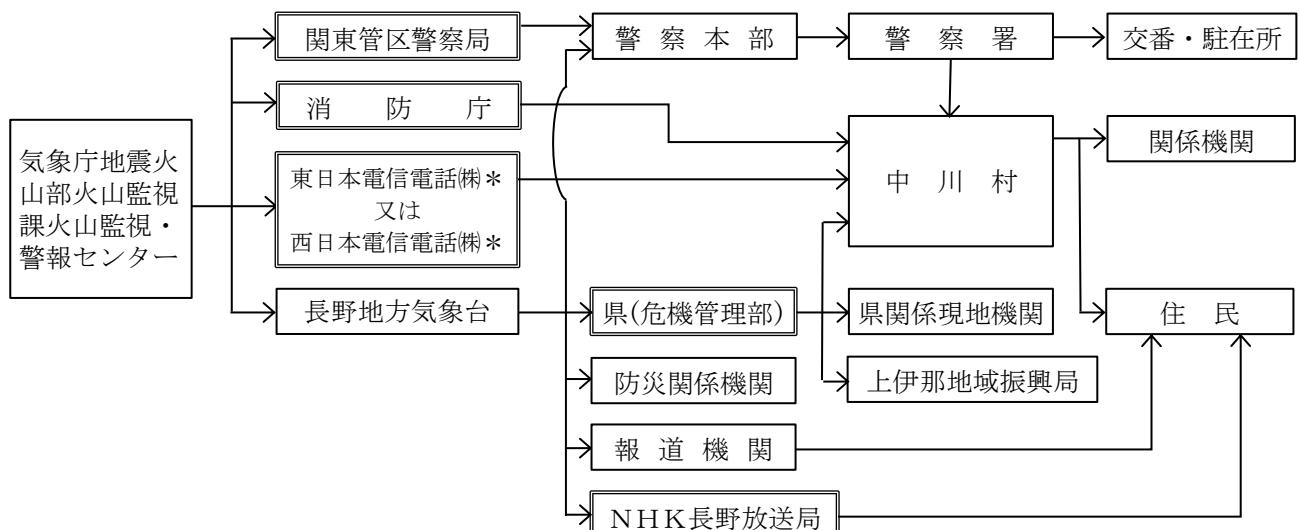
火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、住民に対する情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。

第2 計画の内容

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、次のとおりであるが、村は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

噴火警報・予報等の通報伝達系統図



注1 特別警報発表時については、風水害編第3章第1節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。

二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定通知先

注2 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

*東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 前記(1)の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けたときは、必要により住民等に対する広報活動を行う。

2 避難誘導体制の整備

村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。

(避難誘導体制については共通編(風水害対策編)第2章第11節「避難の受入活動計画」に準ずる。)

(1) 噴火警報・予報

噴火警報及び噴火予報の発表基準等

予報及び警報の名称	対象範囲	レベル	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
		レベル4	避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される
	火口周辺	レベル2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報	火口内等	レベル1	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる

(2) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(3) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、または必要に応じ作成し発表する。

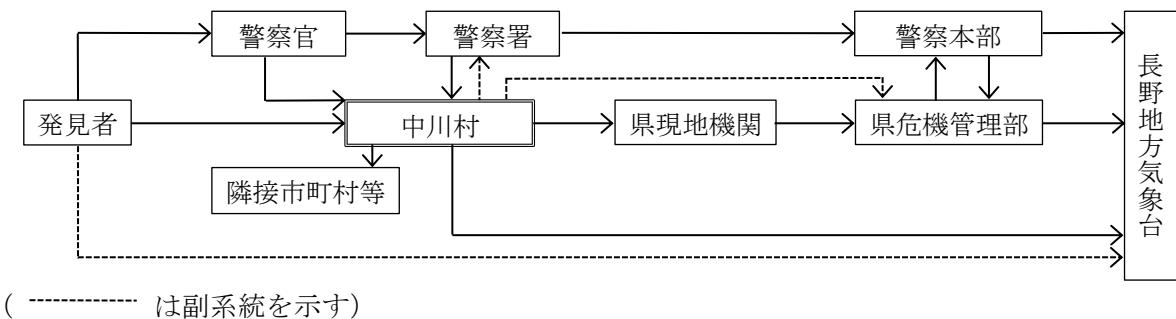
火山活動解説資料の伝達系統図



3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに村長又は警察官に通報する。村長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

異常現象の通報系統図



4 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- (2) 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

5 活動体制の整備

- (1) 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- (2) 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- (3) 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- (4) 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3章 災害応急対策

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、共通編（風水害対策編）第3章「災害応急対策計画」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 計画の内容

共通編（風水害対策編）第4章に準ずる。

原子力災害対策編

目次

原子力災害対策編.....	1-1
第1章 災害に対する備え	1-1
第2章 災害応急対策計画	2-1
第1節 情報の収集・連絡活動	2-1
第2節 活動体制	2-2
第3節 モニタリング等	2-3
第4節 健康被害防止対策	2-3
第5節 住民等への的確な情報伝達	2-3
第6節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	2-4
第7節 緊急輸送活動	2-6
第8節 飲料水・飲食物の摂取制限等	2-6
第9節 県外からの避難者の受入れ活動	2-7
第3章 災害復旧・復興	3-1
第4章 核燃料物質等輸送事故災害への対応	4-1

第1章 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1 モニタリング等

村は、県と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、必要に応じモニタリング及び放射性物質の測定を実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、村外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を避難所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

村は、県と連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためにには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

5 原子力防災に関する訓練の実施

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 村は、県と連絡を密にして情報の把握に努める。
- (2) 村は、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内の地域において警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内避難等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、村が行う応急対策について協議する。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

村は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第2節 活動体制

1 村の活動体制

(1) 警戒本部の設置

ア 設置基準

村長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他村長が必要と認めたとき。

イ 組織

本部長：村長、副本部長：副村長、教育長、本部員：関係課長等

ウ 所管事務

指示の徹底及び各課等の情報交換・対応の調整等を行う。

エ 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 村長が村内において屋内退避又は避難のおそれがなくなったと認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

村長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他村長が必要と認めたとき。

イ 組織

中川村災害対策本部条例に定めるところによる。

ウ 所管事務

中川村災害対策本部条例に定めるところにより、中川村災害対策本部事務分掌表に定める事務を行う。

エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 村内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 村長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第3節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

- (1) 村は、県が収集する緊急時モニタリングの結果を取得するとともに、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。結果は村ホームページで公表するとともに、県、防災関係機関に必要に応じ連絡する。

2 放射能濃度の測定

- (1) 村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。測定結果を村ホームページで公表する。

第4節 健康被害防止対策

1 健康被害防止対策の実施

村は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第5節 住民等への的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

村は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第6節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 村は、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署・駐在所等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- ウ 消防団の広報車等による広報活動
- エ 村の防災行政無線や広報車等による広報活動
- オ 村教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 村長は、内閣総理大臣から屋内退避及び避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。

- ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、待避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、災害時避難行動要支援者との付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 待避所又は避難所の開設に当たっては、待避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和2年10月28日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2} ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）

地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{*4} させるための基準	20 μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
---	-------------------------------	--

*1「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*4「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 広域避難活動

- (1) 村は、村外への避難を行う必要が生じた場合は、県に対し収容先の提供及びその他災害救助の実施を要請する。
県は必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。
- (2) 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、村、県と連携し、避難者の輸送を行う。
- (4) 自衛隊は、村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。

第8節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

(1) 村又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

(1) 村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するため必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等に必要な措置を行う。

3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の接種を制限する際の基準

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム

（「原子力災害対策指針（令和2年10月28日）」より）

対象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第9節 県外からの避難者の受け入れ活動

1 避難者の受け入れ

(1) 緊急的な一時受け入れ

ア 村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(2) 短期的な避難者の受け入れ

ア 村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受け入れ

ア 村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第3章 災害復旧・復興

村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による汚染の除去等

村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

2 その他災害後の対応

- (1) 村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 村は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第4章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第1章災害に対する備え」「第2章災害応急対策計画」「第3章災害復旧・復興」を準用する。

1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、連携する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- (2) 消火、延焼防止
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 避難のための警告
- (5) 汚染の拡大防止及び除去
- (6) 放射線の遮蔽
- (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。